

# 第5期 西和賀町地域福祉計画

## 西和賀町成年後見制度利用促進基本計画

地域のきずなと交流ネットワークを育み  
誰もが安心して心やすらかに暮らす 西和賀

計画期間：令和6年4月～令和 11 年3月

令和 6 年 3 月  
岩 手 県 西 和 賀 町



## はじめに

本町では、平成24年3月に「地域のきずなと交流ネットワークを育み誰もが安心して暮らせる西和賀町」を基本理念とした「西和賀町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

しかしながら、近年、少子高齢化や核家族化の進行、価値観や生活様式の多様化など社会環境の変化により、ひとり暮らし高齢者の増加や地域のつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。また、8050問題、ダブルケア、生活困窮者への支援など、地域住民が抱える課題や福祉ニーズは増加するとともに多様化、複合化しております。



本町においても、世帯員の減少や高齢化が進み、家族構成の変化により地域は様々な課題や問題を抱え、地域福祉、共に支えあう地域づくりがさらに重要になってきております。

この度策定した「第5期西和賀町地域福祉計画」は、平成24年3月に策定した第1期計画の基本理念「地域のきずなと交流ネットワークを育み 誰もが安心して心やすらかに暮らす 西和賀町」及び基本目標を継承しつつ、その成果や社会情勢の変化、住民アンケート調査結果等による、新たな福祉ニーズや課題を反映いたしました。住民一人ひとりがあたたかい心を持ち、支え合い、助け合いながら「きずな」を深め、地域が一体となってまちづくりを進めることができるよう、地域での見守り・支え合い体制の充実等を着実に実行していきたいと考えております。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、市町村が定める「西和賀町成年後見制度利用促進基本計画」を、本計画書と一体に策定し、制度の利用促進を進めてまいります。

併せて、これまで以上に、町民、地域、行政、関係機関の連携・協働を推進するため、西和賀町社会福祉協議会が策定した「第3期 西和賀町地域福祉活動計画」と一体となって取り組むこととしております。

今後も町民の皆様には、地域福祉の推進に一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり熱心に御審議いただきました「西和賀町地域福祉計画策定委員会委員」及び「西和賀町権利擁護ネットワーク運営委員会委員」の皆様をはじめ、御指導いただきました関係機関・団体の皆様、またアンケート調査に御協力賜り、多くの貴重な御意見をいただきました町民の皆さんに心から感謝申し上げます。

令和6年3月

西和賀町長 内記和彦

## 目 次

### ■第5期 西和賀町地域福祉計画

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉とは	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	5
5 計画の策定方法	6
第2章 地域福祉を取りまく現状と課題	7
1 基本的な福祉政策の現状	7
(1) 少子高齢化・人口減少	8
(2) 家庭（介護・育児等の扶養機能の低下）	10
(3) 地域（地域の相互扶助の停滞・弱体化の懸念）	11
(4) 財政（公的な福祉サービスの供給の低下）	12
2 福祉サービスの現状	13
(1) 高齢者・障がい者	13
(2) 子ども・ひとり親世帯	15
(3) 生活保護受給者・生活困窮者	16
3 福祉サービスの課題	17
(1) 福祉ニーズ	17
(2) 地域福祉活動の担い手	18
4 地域福祉の推進課題	23
(1) 情報提供・相談体制の充実	23
(2) 住民同士の交流・地域活動の促進	23
(3) 福祉意識の高揚と担い手の養成・確保	24

(4) 災害時・緊急時に備えた体制づくり	24
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>26</b>
1 基本理念	26
2 基本目標	27
3 取組の基本原則	29
(1) 自助、互助、共助、公助の役割分担	29
(2) 地域福祉圏域の設定	31
4 施策の体系	32
(1) 施策の組み立ての考え方	32
(2) 施策の体系	34
<b>第4章 計画の取組</b>	<b>35</b>
1 利用しやすい福祉サービスの仕組みをつくろう	36
(1) 情報提供・総合相談体制の充実	36
(2) 権利擁護体制の充実・新たな課題への対応	38
2 安全で安心して暮らせるまちづくりをすすめよう	40
(1) 福祉サービス基盤整備の推進（利用者主体のサービスの提供）	40
(2) 地域住民による活動、拠点づくり	42
3 地域ですべての人を包み支え合おう	43
(1) 意識高揚と人づくり	43
(2) 安心のある地域づくり	46
(3) 推進体制づくり	48
<b>第5章 西和賀町成年後見制度利用促進基本計画</b>	<b>50</b>
1 西和賀町成年後見制度利用促進基本計画について	50
(1) 計画策定の趣旨	50
(2) 計画の位置づけ	50

(3) 計画の期間	51
(4) 計画の策定体制	51
2 成年後見制度を取り巻く現状	52
(1) 全国の状況	52
(2) 西和賀町の状況	53
(3) 前期計画基本目標の評価	55
3 計画の基本的な考え方及び推進	57
(1) 基本方針	57
(2) 基本目標	57
(3) 施策の体系	57
資料	
地域福祉計画アンケート結果	60
用語の解説	88

## 第1章 計画の概要

---

### 1 計画策定の趣旨

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が地域福祉増進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

「地域」という視点で、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての住民の福祉に共通する課題を整理し、住民とともに支援を必要な方への生活を支えて行くことを目指します。

西和賀町においては、深刻な少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加等が進展し、家庭力及び地域力の低下による相互扶助機能が弱まるなど、地域社会が大きく変化してきており、町民の生活課題や福祉ニーズは、多様化、複合化するとともに増大することが見込まれます。このような課題を解決するためには、公的なサービスや行政の福祉施策のみで対応することは難しく、地域の中でお互いを認め合い支え合う仕組みをつくることが重要です。

町では、「第1期西和賀町地域福祉計画」を策定するにあたり、「地域のきずなと交流ネットワークを育み 誰もが安心して心やすらかに暮らす 西和賀」を基本理念に掲げました。福祉の理念として規定された「地域福祉の推進」を具体化し、住民、福祉サービス事業者、社会福祉に関する活動を行う人々、社会福祉協議会、行政との協働の取組によって、住民だれもが安心して暮らせるような、福祉コミュニティづくりを目指す計画として平成24年3月に計画を策定しました。令和3年3月には「第4期」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできたところです。

これまでの取組の成果と課題を振り返り、また、近年の社会状況の変化や新たな課題に対応し、計画的かつ総合的に地域福祉を推進するため、令和6年3月に「第5期 西和賀町地域福祉計画」を策定するものです。

## 2 地域福祉とは

本町の地域福祉計画を推進する上での基本概念として「社会福祉」と「地域福祉」について整理すると、次のとおりです。

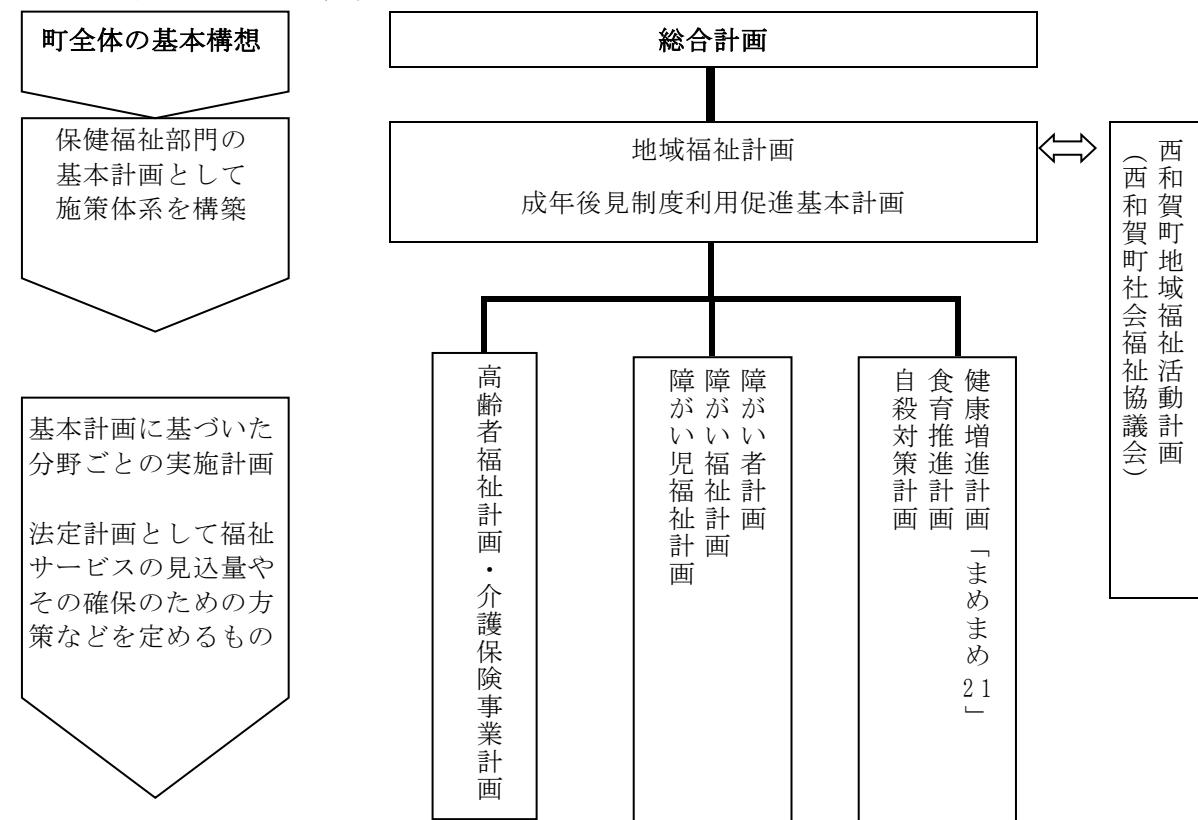
<p><b>■社会福祉</b></p>	<p>社会福祉とは、個人や家族など個人的な取組だけでは解決できない生活上の問題・課題の緩和・解決を社会的に行うための取組の総称です。</p> <p>今日の福祉サービスは、高齢者や障がいのある人など、対象者を限定する福祉から、地域住民を対象として必要な福祉サービスを提供する福祉という視点に変わりつつあります。</p>
<p><b>■地域福祉</b></p>	<p>地域福祉とは、自分たちが住む地域という場所に主眼を置き、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての住民が地域において、自立した生活が送れるよう、地域住民、事業所、行政などが協働し、ともに支え合う仕組みをつくっていくことです。</p>

## 3 計画の位置づけ

本計画は、「第2次西和賀町総合計画」の町の将来像である『未来へつなぐ 豊かな自然 豊かな心 笑顔あふれる健幸のまち』を実現するための保健医療福祉部門の基本計画であり、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画策定計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「まめまめ21（健康増進計画）」等、福祉関連の個別計画の施策を推進する上で、地域福祉を推進するための共通理念を示し、「地域」という視点に立った総合的・横断的な取組を推進しようとするものです。それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、個別計画において位置付けます。

なお、社会福祉協議会が策定する活動計画としての「地域福祉活動計画」と相互に連携した計画とします。

図1 地域福祉計画の位置づけ



計画の名称	策定の根拠
西和賀町総合計画	西和賀町まちづくり条例第20条
西和賀町地域福祉計画 西和賀町成年後見制度利用促進基本計画	社会福祉法第107条 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条
西和賀町高齢者福祉計画 介護保険事業計画	老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画） 介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）
西和賀町障がい者計画 西和賀町障がい福祉計画 西和賀町障がい児福祉計画	障害者基本法第11条第3項（市町村障害者計画） 障害者自立支援法第88条（市町村障害福祉計画） 児童福祉法第33条の20他（市町村障害児福祉計画）
西和賀町健康増進計画「まめまめ21」 西和賀町食育推進計画 西和賀町自殺対策計画	健康増進法第8条第2項 食育基本法第18条 自殺対策基本法第13条第2項

### 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉の推進に関する事項について定める計画です。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

#### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画

（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表せよとするものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### 【参考】

#### （包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

## 4 計画の期間

この計画は、令和6年度から5年間を計画期間とし、令和10年度に見直しを行います。

表1:計画の期間

計画の名称	計画期間	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10						
西和賀町総合計画 前期基本計画 後期基本計画	H30～R7 H30～R4 R5～R7	第2次基本構想期間						次期								
		前期基本計画		後期基本計画				次期								
西和賀町地域福祉計画 西和賀町成年後見制度利用促進計画	R6～R10	第3期	第4期計画		第5期計画											
			第1期計画													
西和賀町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	R6～R8	第7期	第8期計画		第9期計画		次期									
西和賀町障がい者計画 西和賀町障がい福祉計画・ 西和賀町障がい児福祉計画	R6～R11	第3期計画				第4期計画										
		第5期	第6期計画・第2期計画		第7期計画・第3期計画		次期									
西和賀町健康増進計画「まめまめ21」 西和賀町食育推進計画 西和賀町自殺対策計画	R6～R11	第2次計画			第3次計画											
		※														
		第1期計画														

※:食育推進計画については、従来より西和賀町第2期子ども・子育て支援計画に基づき、各種施策に取り組まれていたもの。

## 5 計画の策定方法

### (1) 策定作業

策定作業は、西和賀町地域福祉計画策定委員会設置要綱に規定する、地域福祉活動に関する者、高齢者福祉に関する者、障がい者福祉に関する者、次世代育成（子育て）支援に関する者、学識経験者及び公募による町民からなる西和賀町地域福祉計画策定委員会を設置し、同委員会からの意見を反映し策定作業を行いました。

### (2) 意見聴取

地域福祉計画に関する町民アンケート調査を実施しました。

令和6年2月13日から2月26日まで、本計画案を町ホームページ、湯田庁舎、沢内庁舎において公開し、広く町民の意見を求めるパブリックコメントを実施しました。

表2 町民アンケート調査

調査対象	町内在住の20歳以上の町民の中から、無作為に抽出
配布・回収方法	民生委員児童委員による訪問配布・返信用封筒（郵便）による回収
調査期間	令和5年8月1日配布開始、令和5年9月14日までに回収
配布数	770通
有効回収数	440通
有効回収率	57.14%
調査内容	1. 回答者の属性について 5問 2. 地域での暮らしについて 1問 3. 近隣や住民同士の付き合いについて 3問 4. 相談について 6問 5. 社会福祉協議会、民生委員児童委員について 3問 6. 人権について 5問 7. 地域活動・ボランティアについて 6問 8. 安心・安全な暮らしについて 2問 9. これからの福祉環境について 4問 10. 福祉全般に係る意見・要望について 1問

## 第2章 地域福祉を取りまく現状と課題

### 1 基本的な福祉政策の現状

- (1) 少子高齢化・人口減少
- (2) 家庭（介護・育児等の扶養機能の低下）
- (3) 地域（地域の相互扶助の停滞・弱体化の懸念）
- (4) 財政（公的な福祉サービスの供給の低下）

地域での自立した生活を営む上で、除雪が出来ない、車の運転が出来ない、公共交通の減少や商店の廃業により買い物に行くことができない、食事を作ることができない、ゴミの分別やゴミ出しができないなど、生活能力の低下に起因する問題から、悪質商法や詐欺などの消費者被害、災害時の避難支援など、公的な福祉サービスだけでは対応できない様々な生活課題が顕在化しています。

特に生活上において何らかの支援が必要な要援護者においては、社会問題となっている孤立死問題、多発している自然災害における避難や避難生活等の地域防災体制の強化が求められています。

かつて、このような課題は、家族や地域の助け合いによって解決されていましたが、世帯のさらなる少子化・高齢化が進み、家庭の扶養能力が低下していることで家庭内での解決が困難な状況が顕著化しています。地域での人ととのつながりである身近な日常生活圏域内のつながりについての意識付けは町民に定着しつつあるものの、地域ごとに地域活動の差が生じていることや地域ごとに抱える課題の多様化により身近な生活課題を解決できない方が、高齢者を中心に増加しています。

また、若年層の地域活動への参加意識が低いことから、担い手の不足に伴う地域活動の停滞・弱体化が懸念されます。

これまで主な課題解決方法として、公的な福祉サービスを主としてまかなわれていますが、福祉ニーズのさらなる増加・多様化が見込まれることから、その対応が大きな課題となっています。

公的な福祉サービスに対するニーズが多様化、増大する一方で、本町の財政状況は、進む高齢化、人口の減少から税収減が予想され、町収入の大部分を占める地方交付税の大幅な削減などにより、今まで以上に厳しい状況であり、限られた予算で増え続ける福祉ニーズに対応せざるを得ないきわめて困難な状況にあります。

国では地域共生社会の実現及び地域包括ケアシステムの構築による「自助・互助・共助・公助の協働」を基本的な考え方とし、地域を主体とした「我が事・丸ごと」の取組による住み慣れた地域で安心して幸福に生活できる地域づくりを推進しており、これに対応した包括的な支援体制の構築を目指すものです。

### (1) 少子高齢化・人口減少

令和5年度の高齢者人口は2,555人(52.4%)で、人口減少に伴い今後徐々に減少する見込みです。公的な福祉サービスを主に負担する生産年齢人口も減少することから、多様化する福祉ニーズの中、公的な福祉サービスだけではすべての方、一人ひとり微妙に違うニーズに応えるのは困難な状況です。

本町の総人口は、令和5年10月末現在で4,875人、第4期計画策定時の令和2年の5,374人から499人減少し、減少傾向で推移しています。令和5年10月末現在の年齢区分別人口及び割合は、0~14歳の年少人口割合6.3%、15~64歳の生産年齢人口割合41.3%がともに減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口割合においては52.4%と増加傾向にあり、総人口の半分を占める現状となっています。今後も年少人口及び生産年齢人口の急減が見込まれることから、高齢者人口割合はこれからも増加が見込まれます。

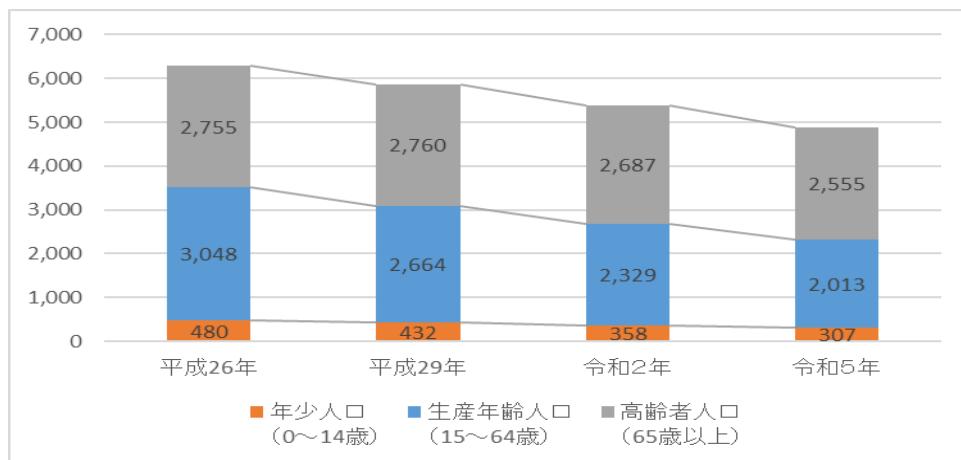
表4 総人口・年齢3区分別人口・割合の推移 (単位:人、%)

	総人口	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		高齢者人口 (65歳以上)	
平成26年	6,283	480	7.6	3,048	48.5	2,755	43.9
平成27年	6,123	457	7.5	2,908	47.5	2,758	45.0
平成28年	6,012	449	7.5	2,816	46.8	2,747	45.7
平成29年	5,856	432	7.4	2,664	45.5	2,760	47.1
平成30年	5,709	418	7.3	2,561	44.9	2,730	47.8
令和元年	5,551	387	7.0	2,433	43.8	2,731	49.2
令和2年	5,374	358	6.7	2,329	43.3	2,687	50.0
令和3年	5,247	339	6.5	2,250	42.9	2,658	50.6
令和4年	5,059	321	6.3	2,144	42.4	2,594	51.3
令和5年	4,875	307	6.3	2,013	41.3	2,555	52.4

資料:※1 平成26年から令和5年までは各年10月末の住民基本台帳人口

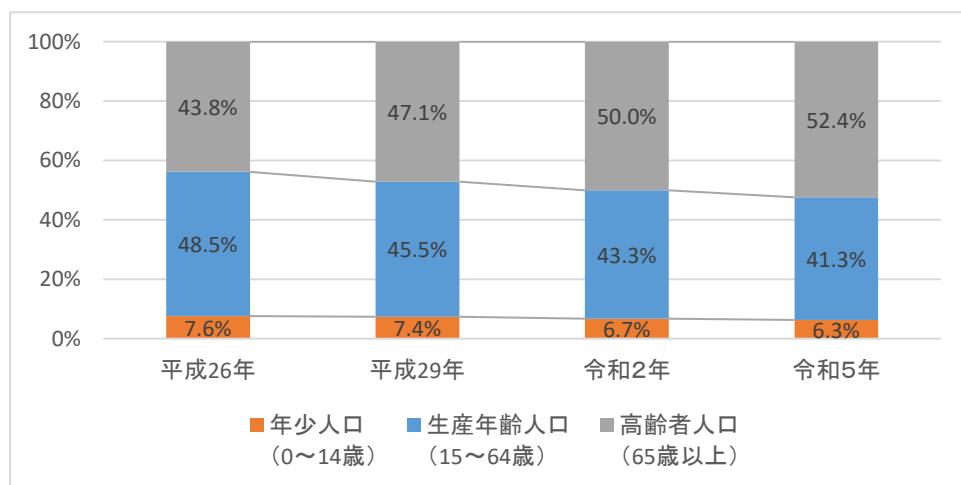
## ■年齢3区分別人口推移

(単位：人)



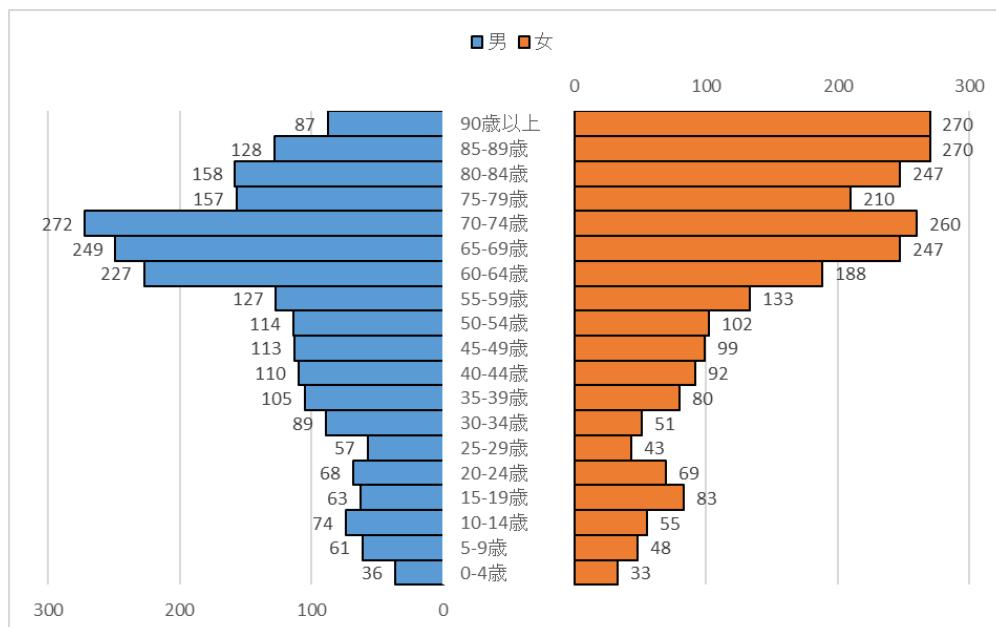
## ■年齢3区分別人口割合推移

(単位：%)



## ■人口ピラミッド (令和5年10月末時点)

(単位：人)



## (2) 家庭（介護・育児等の扶養機能の低下）

核家族化による世帯規模の縮小、高齢者で構成されている世帯の増加により、介護や育児を担う家庭の扶養能力が低下しており、家庭だけでは対応できない日常生活に関する福祉ニーズが増加・多様化しています。

国勢調査における令和2年的一般世帯数は1,977世帯で、平成27年から154世帯減少しており、令和2年的一般世帯の人員は1世帯あたり2.56人で、平成27年から1世帯あたり人員0.2人減少しています。

高齢者のいる世帯の状況では、高齢者単身世帯は増加傾向にあり、世帯員の生活機能の低下などにより、日常生活や将来に不安を感じているほか、冬期間は高齢者生活支援ハウスなどの施設や町外の親族に身を寄せる世帯も増えてきています。

地域福祉計画アンケート調査では、親と子どもの世帯と親と子どもと孫の3世代が大半を占めますが、単身世帯も多くなっています。

※アンケート結果 61ページ参照

表5 世帯数の推移 (単位:人、世帯)

	一般世帯数	一般世帯人員	1世帯あたり人員	65歳以上親族のいる一般世带数			65歳以上親族のいらない一般世帯数
				うち高齢単身者世帯数	うち高齢者夫婦のみ世帯数		
平成12年	2,436	7,795	3.20	1,664	231	324	772
平成17年	2,385	7,154	3.03	1,758	283	401	627
平成22年	2,262	6,351	2.81	1,703	324	396	559
平成27年	2,131	5,880	2.76	1,647	369	376	484
令和2年	1,977	5,134	2.56	1,555	391	363	422

資料：※1 国勢調査

総務省統計局 HP

<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html>

※2 平成12年及び17年は旧湯田町、旧沢内村の合計

### (3) 地域（地域の相互扶助の停滞・弱体化の懸念）

地域が抱える課題の多様化、慢性的な担い手不足により地域の相互扶助機能が低下し、町民の身近な生活課題が解決できなくなるなど、地域のコミュニティ活動の停滞が懸念されます。

自治活動やボランティア活動に参加しない町民や、地域との関わりを持とうとしない町民が増加し、一部の人の活動になっていることにより、多様化する課題に対して地域ごとの活動に差が生じています。地域福祉計画アンケート調査において、地域活動やボランティア活動について、「したことがない」「現在はしていない」が20歳代では81.6%、30歳代では73.9%となっています。近所付き合いの程度について、60歳代以上では「とても親しく付き合っている」、「ある程度親しく付き合っている」と回答した割合は7割以上となっているのに対し、30歳代以下では5割にとどまっており、「ほとんど付き合いはない」と回答した割合は30歳代で23.4%となっています。

若年層の地域活動への参加意識が希薄化しており、担い手不足による、住民自治組織の弱体化、自治活動や地域のコミュニティ活動の停滞が懸念されます。

※アンケート結果 63、75ページ参照

#### (4) 財政（公的な福祉サービスの供給の低下）

これからの中町の財政状況や人口構造を予測すると、今後、ますます増加・多様化する町民ニーズに、公的な福祉サービスだけで対応していくことは困難になると考えられます。

公的な福祉サービスの具体的な内容と供給量については、分野別の個別計画においてそれぞれ設定していますが、本町が福祉部門に投じている費用（民生費）は、令和5年度は一般会計の17.9%を占めています。

財政見通しについて、行財政改革や事務事業評価による事業の精査など、財源の計画的、重点的配分と経常経費の削減に取り組み、収支のバランスを確保するよう努めていますが、歳入面では、進む高齢化、人口減少による税収減が予想されます。

町の主要財源となる普通交付税は国税収入の増加に伴い、近年は増加していますが、算定の主要な基礎値である国勢調査人口は令和2年度で大幅に減少しており、今後も引き続き減少が見込まれることから、これに伴って交付額も減額となる見通しとなっています。

少子高齢化の進行等により社会保障・福祉施策に係る経費の増加が見込まれることから、町全体の事業の見直しなど財政の健全化が更に重要となってきています。

表6 一般会計当初予算における民生費、町税、地方交付税の推移 (単位:千円、%)

年 度	一般会計	民生費	民生費割合	町税	地方交付税
平成 26 年度	6,414,000	1,159,183	18.1	497,339	3,150,000
平成 27 年度	6,270,000	1,162,975	18.5	480,805	3,430,000
平成 28 年度	6,376,000	1,187,376	18.6	472,143	3,200,000
平成 29 年度	6,525,000	1,198,428	18.4	475,026	3,130,000
平成 30 年度	6,312,000	1,177,313	18.7	463,398	3,030,000
令和元年度	6,515,000	1,138,432	17.5	478,205	2,910,000
令和2年度	6,722,000	1,187,127	17.7	503,945	3,150,000
令和3年度	7,825,000	1,198,758	17.9	484,174	3,400,000
令和4年度	6,484,000	1,205,552	18.6	480,952	3,700,000
令和5年度	6,743,000	1,207,007	17.9	477,543	3,850,000

## 2 福祉サービスの現状

### (1) 高齢者・障がい者

人口減少に伴い、高齢者人口や障がい者数についても減少傾向にあります。

しかし、65歳未満の人口減少が大きいことから、高齢化率は更に上昇することが見込まれます。

障がい者数の減少に伴い、手帳所持率についても減少傾向にあります。

本町では、高齢者のいる世帯の割合が約75%に達し、特に高齢者世帯の増加が続いているおり、高齢者と子、高齢夫婦世帯も一定数あります。要介護認定者数は人口減少に伴い減少傾向にありますが、高齢化率の上昇による家族介護力の低下に伴い、在宅志向よりも施設志向が強くなりつつあり、必要なサービスを届けられるよう相談体制の整備、各分野の連携等の充実が求められます。

障害者手帳所持者は、緩やかですが減少しております。身体障がい者の約80%が65歳以上の高齢者となっており、高齢化が顕著に見られることから、今後も減少すると推測されます。しかし、少子高齢化や核家族化、価値観の多様化など大きく変化してきている現代社会のなか、仕事や日常生活においての、不安、ストレスなどが原因による精神障がい者の増加が懸念されます。

また、障がい者の高齢化による生活不安が顕著化してきています。

安心して暮らすために、正しい知識と理解、福祉教育の充実や環境整備、就労支援、成年後見制度の周知等支援体制の整備が求められます。

※アンケート結果 61、74ページ参照

表7 高齢者人口・前期高齢者・後期高齢者の推移

(単位：人、%)

	総人口	高齢者人口 (65歳以上)		前期高齢者 (65歳~74歳)		後期高齢者 (75歳以上)	
平成26年	6,283	2,755	43.8	986	15.7	1,769	28.2
平成27年	6,123	2,758	45.0	991	16.2	1,767	28.9
平成28年	6,012	2,747	45.7	990	16.5	1,757	29.2
平成29年	5,856	2,760	47.1	991	16.9	1,769	30.2
平成30年	5,709	2,730	47.8	987	17.3	1,743	30.5
令和元年	5,551	2,731	49.2	1,013	18.2	1,718	30.9
令和2年	5,374	2,687	50.0	1,025	19.1	1,662	30.9
令和3年	5,247	2,658	50.6	1,044	19.9	1,614	30.8
令和4年	5,059	2,594	51.3	1,010	20.0	1,584	31.3
令和5年	4,875	2,555	52.4	1,028	21.1	1,527	31.3

資料：※各年10月末の住民基本台帳人口

表8 障害者手帳交付者

(単位：人)

	身体						知的			精神 (率)	合計 (率)		
	肢体	聴覚	視覚	言語	内部	合計 (率)	療育手帳		合計 (率)				
							A	B					
平成 26 年	271	35	38	7	110	461(7.3)	30	50	80(1.3)	51(0.8)	592(9.4)		
平成 27 年	253	33	34	9	103	432(7.1)	28	46	74(1.2)	50(0.8)	556 (9.1)		
平成 28 年	245	32	29	8	100	414(6.9)	28	45	73(1.2)	48(0.8)	535 (8.9)		
平成 29 年	236	30	28	8	95	397(6.8)	28	45	73(1.2)	49(0.8)	519(8.9)		
平成 30 年	216	28	27	6	108	385(6.7)	15	46	61(1.1)	51(0.9)	497(8.7)		
令和元年	216	28	28	6	110	388(7.0)	14	47	61(1.1)	44(0.8)	493(8.9)		
令和 2 年	214	28	28	5	112	385(7.2)	14	48	62(1.1)	51(0.9)	489(9.3)		
令和 3 年	204	27	27	5	117	380(7.3)	15	50	65(1.2)	50(0.9)	495(9.5)		
令和 4 年	185	24	26	4	113	352(7.0)	14	51	65(1.3)	51(1.0)	468(9.4)		

資料：※1 各年 3 月 31 日現在

※2 率は「数値／総人口」

表9 要介護認定者の推移

(単位：人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
	1	2	1	2	3	4	5	
平成 26 年度	57	66	135	118	76	77	65	594
平成 27 年度	53	89	125	122	90	94	73	646
平成 28 年度	43	76	121	122	95	88	82	627
平成 29 年度	57	88	124	114	108	79	98	668
平成 30 年度	55	71	133	102	104	88	97	650
平成元年度	58	61	141	92	92	101	100	645
令和 2 年度	52	58	154	99	105	96	92	656
令和 3 年度	41	55	150	109	123	90	99	667
令和 4 年度	40	50	136	106	98	93	95	618

資料：※1 各年度末現在

## (2) 子ども・ひとり親世帯

年々子どもの数は減少しており、今後も減少が予測されます。

本町の令和3年度における合計特殊出生率（15～49歳までの一人の女性が一生に産む子どもの平均数）は1.37人で、出生率も2.0人と減少傾向にあり、晩婚化や若年女性の人口減から、子どもの数は今後も減少が予測されます。

母子、父子等のひとり親世帯のうち、経済的な支援を必要とする児童扶養手当受給率は減少していますが、就労、住まいの確保、保育、医療費助成など、総合的な施策は引き続き展開されています。

表 10 年少人口・児童扶養手当受給者の推移 (単位：人、%)

	総人口	年少人口		出生数	合計特殊 出生率	出生率 (人口千対)	児童扶養手当	
							受給者数	受給率
平成 26 年	6,283	480	7.6	26	2.74	4.4	46	6.8
平成 27 年	6,012	457	7.5	26	1.74	4.3	46	7.3
平成 28 年	5,856	449	7.5	29	1.98	5.0	44	7.1
平成 29 年	5,856	432	7.4	21	2.34	3.8	39	6.5
平成 30 年	5,709	418	7.3	15	2.47	2.8	33	5.9
令和元年	5,551	387	7.0	13	2.31	2.5	30	5.6
令和 2 年	5,374	358	6.7	13	1.56	2.5	28	5.6
令和 3 年	5,247	339	6.5	11	1.37	2.0	24	4.8
令和 4 年	5,059	321	6.3	13	未	未	24	5.1
令和 5 年	4,875	307	6.3	10	未	未	21	4.9

資料：各年 10 月末の住民基本台帳人口

出生数、出生率、合計特殊出生率は人口動態統計

児童扶養手当受給者は、各年 8 月末現在受給者数

児童扶養手当受給率は「受給者数／0～18 歳人口」

### (3) 生活保護受給者・生活困窮者

本町の保護率は全国平均、岩手県平均を大きく下回っています。しかし、潜在的な生活困窮者や高齢や病気による失業、離職に伴う収入減少、低年金などにより、増加に転じることも予測されます。

生活保護受給者は、令和4年度13世帯、14人、保護率は2.7%となっています。これは、全国の保護率や岩手県の保護率と比較しても低い水準となっています。

しかし、地域福祉計画アンケート調査において、「役場の窓口や地域包括支援センターは相談しやすいですか」の問では、「相談しやすい」の回答は17.9%で、「相談しづらい、わからない」が8割を占め、理由については「気軽に話せる雰囲気がない」「家庭のことは話しづらい」といったことが挙げられている。高齢者や障がい者のみで構成される世帯、ひとり親世帯など、生活保護制度を含めた様々な生活支援を要する家庭が増えています。これらの8050問題を抱える世帯や長期離職者、生活困窮に陥るリスクの高い世帯である潜在的な生活困窮者の把握が難しい状況です。県による「生活困窮者自立相談支援事業支援会議」による情報交換等、関係機関と連携し、適切な保護の実施や、保護対象となる前に自立に向けた支援体制等制度利用が必要な住民への支援の強化、相談窓口の周知等支援体制が求められます。

※アンケート結果 69、89ページ参照

表 11 生活保護状況の推移

(単位:世帯、人、%)

	世帯	人	保 護 率		
			西和賀町	岩手県	全国
平成 26 年度	21	21	3.4	11.0	17.0
平成 27 年度	21	23	3.8	10.9	17.0
平成 28 年度	18	20	3.3	10.7	16.9
平成 29 年度	19	21	3.5	10.5	16.8
平成 30 年度	18	21	3.7	10.5	16.6
令和元年度	17	18	2.9	10.5	16.3
令和 2 年度	13	14	2.9	10.8	16.3
令和 3 年度	14	15	2.7	10.8	16.2
令和 4 年度	13	14	2.7	10.8	16.3

資料：岩手県の生活保護より抜粋

### 3 福祉サービスの課題

高齢者・障がい者、子ども・ひとり親世帯、生活保護受給者等の人口の推移や対象の現状から、生活するために次のような課題がみられます。

#### (1) 福祉ニーズ

地域での自立した生活を妨げる多様な生活課題には、日常生活の小さな問題から、社会問題化している人権や生命にかかわる問題まで、公的な福祉サービスに繋がりにくいものや公的なサービスだけでは対応が困難なものなど数多くあり、新たな福祉課題となっています。

公共交通の減少により買い物や病院に行くことができない、除雪ができない、食事を作ることができない、ゴミ出しができないなど、生活能力の低下に起因する日常生活の問題等が、公的な福祉サービスに繋がりにくいものであるだけに、当事者にとって切実な問題として表面化しています。

また、様々な問題を抱えていながら、従来の公的な福祉サービスで定められている給付要件に該当しない制度の狭間にある人、認知症の一人暮らし高齢者、障がい者などのほか、育児や介護の負担を一人で抱え込んだり（ダブルケア）、学校に通いながら家族の介護をする（ヤングケアラー）ケースもあります。

これらの問題は、公的な福祉サービスだけでは解決に結びつきにくく、近年、社会問題化されているものの根本的な解決に至ってはいません。

いずれの問題も早期に発見して対応することが求められています。

これらの問題は、「無縁社会」と呼ばれるように、社会的な孤立を背景として、経済・生活問題や家庭問題、心身の健康問題など、様々な要因が重なって発生するといわれており、問題の要因を個別に取り除くことだけでなく、心のケア、孤立の解消なども含めた総合的な取組が必要となっています。

#### 【参考】

##### 「無縁社会」、そして「孤立死」

孤立死の増加の要因は、近隣との関わりを望まずに孤立した生活を送っている単身者が増加している「無縁社会」が全国的に広がっているためですが、孤立死を防ぐためには、地域において孤立者をつくらない近隣関係づくりが大切です。

そして何よりも、日頃からの安否確認をお願いしたり、万が一のときの対応を決めておくなど、本人の自覚がもっとも大切です。我が国では死について語ることは縁起がよくないという理由で敬遠されがちですが、いつ訪れるかわからない自分の死や死後のことについて切実な不安を抱えている方が確実に増えていることから、「生前契約」や「遺言状」の作成、自分の介護や葬儀、財産などに関する希望を書き留めておく「エンディングノート」、そして、判断能力が低下する前に自ら事前の契約によって後見人を決めておく任意後見制度、これらの活用が望まれます。

## (2) 地域福祉活動の担い手

### ① 西和賀町社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉活動の実践、総合調整機関として、自治会や民生委員・児童委員など、関係機関・団体との連携を一層強化し、多くの町民の参加を得ながら活動の活性化を図ることが期待されます。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する様々な団体により構成され、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられており、これまで町との連携を図りながら、介護サービスの安定的な供給、各種福祉サービスの相談・支援、ボランティアセンターにおける活動支援などに取り組んできました。

地域福祉計画アンケート調査において、「社会福祉協議会とどのような関わりありますか」の問いで、「社協だよりなど機関紙を見る程度」と回答された方が一番多く 48.3%、次いで「関わりはない」が 27.7%となっています。「保健福祉に関するボランティア団体の活動や情報を知りたいですか」の問いで、「知りたい」が 36.5%と増えており、「わからない」と回答した人が 46.9%と最も多く、「これまでに地域活動やボランティア活動をしたことありますか」の問いで、「現在活動している」と回答された方が 35.1%に対し、「以前はしていたが現在はしていない」が 24.7%、「活動したことがない」が 40.2%となっています。現在活動している方の割合は前回調査時より減少し、20 歳代以下の若年層においては約 2 割となっています。

今後もボランティア活動の必要性をより広く PR しつつ、担い手の育成や支援体制の構築をはじめとする組織強化が望まれます。

また、地域課題の発見と解決方法の創出を支援する役割を持つ生活支援コーディネーターの活動による地域課題の解決能力の底上げが期待されるところです。

町の地域福祉計画と連携を図りながら策定する新たな「地域福祉活動計画」により、社会福祉協議会の安定的運営、活動の一層の充実が期待されています。

※ アンケート結果 70、75、80 ページを参照

## ② 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、支援を必要とする方の把握、相談支援活動を一層充実させ、担当地区自治会や社協・町との連携強化により、地域福祉の支援者としての活動が期待されます。

民生委員法及び児童福祉法に基づいて厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員（非常勤）である民生委員児童委員は、住民の相談支援・見守り活動を基本として、地域住民の福祉の増進を図るため地域住民と行政の懸け橋の役割を担います。

本町では、民生委員児童委員 36 人、主任児童委員 2 人の計 38 人により、西和賀町民生児童委員協議会を設置し、担当地区を基盤とした活動を展開しています。

地域福祉計画アンケート調査においても、「担当の民生委員児童委員を知っている」と回答した方が 70.6% で、その活動が広く町民に理解されています。

また、分野別の相談状況は、高齢者に関することが毎年とも最も多くなっています。

本町では、委員定数を満たしている状況にありますが、高齢者等の増加や複雑化する生活課題に伴い、活動量の多さと責任から活動を進める上の悩み・苦労が多いため、委員改選時の選出が難しくなっているのが現状です。

今後も、委員一人ひとりの個別援助活動だけではなく、民生児童委員協議会としての活動の充実と関係機関との連携の強化を図り、地域全体での取組を促進することが期待されます。

※ アンケート結果 72 ページを参照

表 12 分野別相談状況

(単位：件)

	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他	合計
平成元年度	688	19	104	121	932
令和 2 年度	563	17	54	102	736
令和 3 年度	589	42	83	101	815
令和 4 年度	447	35	69	117	668

資料：西和賀町民生児童委員協議会 活動記録集計表

民生委員の職務（民生委員法第14条）

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

児童委員の職務（児童福祉法第17条）

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

### ③ 社会福祉事業者

社会福祉事業者（社会福祉施設）は、地域社会の一員として積極的に地域へ浸透し、地域に開かれた施設になることが期待されます。

社会福祉事業者は自らが行う社会福祉事業に関する専門機能を有しており、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、学習教室やボランティアの受け入れ、さらには、町民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割を果たすことが期待されています。

本町では、福祉施設が「夏祭り」などの、地域住民と利用者との定期的な交流の機会のほか、町内保育所(園)との交流事業、小・中学生の社会科見学などの体験学習の場として提供しており、今後も幅広い年齢層との交わりとボランティアの受け入れを積極的に働きかけ、地域に開かれた施設として、利用者と町民との日常的な交流を進めていくことが必要です。

また、社会福祉法により、地域における公益的な取組が義務付けられているものであり、積極的な地域参加が期待されます。

### ④ 住民活動（行政区・老人クラブ・ボランティア・NPO活動）

行政区・老人クラブ・ボランティア・NPO活動などの住民活動は、多くの町民、とりわけ団塊の世代の参加を得ながら、その活動が量的にも質的にも拡大していくことが期待されます。

行政区・老人クラブ・ボランティア・NPOの活動などの住民活動は、参加者の自発的な意思によって自己実現や社会貢献への意欲を満たす活動であるとともに、受ける側にとっては、公的な福祉サービスでは対応できない生活課題を充足させるものであることから、両者をつなぐ多様な支えあいによって、地域福祉活動を重層的なものとすることが期待されます。

行政区毎に実施されている地域活動（介護予防・日常生活支援事業）は町内9行政区が取組をしており、地域内での介護予防活動のみならず、地域が抱える日常生活課題の解決に向けた取組が行われています。今後町内全行政区での取組が行われ、

地域ごとに課題解決に向けた取組が行われる事が期待されます。

町内には 30 の単位老人クラブと老人クラブ連合会があり 1,094 名の会員により幅広く活動しております。生きがいづくりや健康づくりなどの活動が自己実現であると共に社会貢献につながっているほか、保育所(園)や小中学校での農作業や伝承活動による世代間交流による多面的な効果が期待されます。

西和賀町の令和 4 年度のボランティア団体の登録数は、18 団体で登録者数は 2,160 人(令和元年度 19 団体 2,321 人)で令和元年度と比較して団体数及び登録者数は減少しております。活動を継続している団体においては認知、理解度が上がり、活動の輪が広がっております。子ども子育てから高齢者・障がい者支援、伝統文化の継承など活動は多岐にわたっています。

岩手県が認定したN P O 法人のうち、町内に事務所を置く団体は 9 団体で、そのうち活動分野の中に「保健・医療・福祉」が含まれる団体が 5 団体、「社会教育」が 2 団体、「まちづくり」が 2 団体となっております。

地域福祉計画アンケート調査では、これまでにやった地域活動やボランティア活動の中では「地域での清掃活動」が 29.9% と最も多く、次いで「町内会、子ども会、P T A に関する活動」が 17.3%、「高齢者支援に関わる活動」が 14.6% となっており、地域の活動に関することが大きく伸びています。活動のきっかけの理由は「地域をより住みやすいものにしたい」が 29.4% と最も多く、次いで「地区的役員や行政の委員等を委嘱されたから」が 18.2%、「人の役に立ちたかったから」が 17.1%となりました。

また、地域活動やボランティア活動をしない理由では「仕事をもっているので時間がない」が最も多く 45.5% で、前回よりも 1.5% 減少しました。次いで「他を支援する余裕がない」が 11.9% となりました。

地域では担い手不足が深刻な課題となっており年代を問わず地域活動へ参加する人材の育成や体制づくりが重要となります。

※ アンケート結果 75~79 ページを参照

## 4 地域福祉の推進課題

### (1) 情報提供・相談体制の充実

支援を必要とする方が、利用したい福祉サービスを適切に選択できるためには、福祉サービスに関する正しい情報が得られるようにする必要があります。

また、支援を必要とする方を適切な支援に結びつけるためには、気軽に相談することができ、その相談を確実に支援に結びつけられる体制をつくる必要があります。

地域福祉計画アンケート調査では、困った時に相談したいと思わない理由（複数回答可）は「自分で解決したい」が 24.2%、「他人を巻き込みたくない」が 20%と、次いで「顔見知りに相談するのは気まずい」 11.6%、と、相談内容、相談したい相手にもよるとは思いますが、問題を自分ひとりで抱え込み、悪循環におちいることも懸念されます。

よって、地域福祉を推進するためには、「(福祉サービスに関する) 情報提供の充実」「相談者のプライバシーの保護を含めた相談体制の充実」が課題となっていきます。

※ アンケート結果 67 ページを参照

### (2) 住民同士の交流・地域活動の促進

地域で支えあい、協力し合うことのできる「互助」の関係づくりのためには、町民一人ひとりが、近隣住民との繋がりや信頼関係を育む必要があります。

地域福祉計画アンケート調査では、近所付き合いは「とても親しく付き合っている」「ある程度親しく付き合っている」との回答が 67%となっています。近所付き合いに対する考え方では、「相談したり助け合ったりする」との回答が 49.5%と最も多く、「わざわざしいことが多くてあまりしたくない」や「なくても困らないのであまりしたくない」を合わせても 11.9%と非常に少ないと、また、地域で困っている人がいる場合の助け合う気風についての問いで、助け合う気風が「全体的にある」と「部分的にある」の回答が合わせて 85%となっていることからも、互いに助け合うような近所付き合いが行われ、地域活動が活発化していることがうかがわれます。

今後は、「高齢者の単身・夫婦世帯の増加」に対応した「高齢者が地域で生活するためにお互いがお互いを支えあう安心確保」や、地域ごとに異なる生活課題の発掘と解決方法の創出が求められることから更なる地域活動の促進に努めることが必要です。また、活発化している地域活動の停滞を防ぐため、若年層の地域活動への参加促進といった担い手の育成が大きな課題となります。

※ アンケート結果 63~65 ページを参照

### (3) 福祉意識の高揚と担い手の養成・確保

地域福祉を推進するためには「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の考え方や役割分担を互いに理解しあうことが必要であり、多くの町民を福祉活動の担い手として、継続的に養成していく必要があります。

地域福祉計画アンケート調査では、「保健福祉に関するボランティア団体の活動や情報を知りたいか」について「知りたい」と回答された方が 36.5%と前回調査時の 35.7%より増えている。また、「わからない」と回答した人が 46.9%と最も多く、ボランティア活動への興味・関心については維持されています。「知りたい」と回答した 70 歳代以上の方と 40 歳代の方は 40%を超えていましたが、20 歳代から 50 歳代の方においては 30%前後と低くなっています。地域活動やボランティア活動についても「以前は活動していたが現在はしていない」、「活動したことがない」と回答した方は 20 歳代と 30 歳代の方において多く見られます。東日本大震災以降全国各地で発生している大災害により、ボランティアに対する意識は高いままですが、町内においては「ボランティアをする側」の高齢化が顕著になっている状況にあります。就労や就学により若年層のボランティアへの関わりが希薄になってはいるものの、担い手の養成の観点からはこういった若年層の参加を促進していく必要が不可欠であると考えます。

このことから、地域福祉を推進するためには、「出前講座」や学校との連携による「福祉教育」の充実など「福祉意識の高揚」と、若い世代の福祉への関心をより高め、福祉に係わる活動に参加を促すような仕組みづくりが必要です。特に幼少期からの福祉教育の重要性をその親が認識し、子どもたちの手本となるべく、親子で参加する活動が有効と考えられます。

また、「認知症サポーター養成」や「生活・介護支援サポーター養成」、「市民後見人の養成」、「シルバーリハビリ体操指導者の養成」など、「担い手の養成・確保」のための施策の継続も必要です。

※ アンケート結果 75、80 ページを参照

### (4) 災害時・緊急時に備えた体制づくり

町民が地域において自立した生活を営む上で、災害発生時の避難や緊急時の対応など、自力で避難が困難な方の不安を取り除くことや、緊急時の連絡体制の強化が必要です。

「避難行動要支援者」に基づく「個別避難計画」による、災害時の要支援者に対する具体的な支援活動の体制整備として、どのような支援が必要なのかについて、適切な個人情報保護に努めながら、行政、地域住民、関係機関での情報共有を図る。

また、自主防災組織による、地域が主体となって「災害時・緊急時に備えた体制

づくり」に取り組み、地域に住むすべての人が日頃から防災意識をもって行動することが重要です。

また、町内福祉施設との連携による、福祉避難所の体制構築に向けて、要支援者に対する支援体制の維持について関係機関が一体となって取り組むことが必要です。

※ アンケート結果 83 ページを参照

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本町は、総合計画において、まちの将来像として『未来へつなぐ 豊かな自然 豊かな心 笑顔あふれる健幸のまち』を掲げています。

このうち「いきいきと健幸に暮らすまち」として掲げられた保健医療福祉のテーマとして、

- 生涯を通じた健康づくりの推進
- 地域包括ケア体制の充実による共生社会の実現
- 地域を支える人材（担い手）育成
- 子育て環境の充実
- 医療の充実

の5つを掲げて、地域の保健医療福祉環境整備への取組を推進しています。

地域福祉は、町民参加により成り立つものです。少子・高齢化や過疎化の進展で、家庭や地域の姿も変わりつつありますが、地域活動や町民相互の交流を通して地域のきずなを深めるとともに、困っている人や生活課題を抱えている人に、町民同士が互いに手を差しのべ合い、支え合う地域づくりを目指します。

そして、地域福祉を推進するために「自助、互助、共助、公助」という考え方を町民と行政が互いに理解し合い、誰もが安心して安全に暮らし続けられるまちづくりを目指し、第1期地域福祉計画で掲げた基本理念を継承し、地域福祉を推進していきます。

基本理念

地域のきずなと交流ネットワークを育み

誰もが安心して心やすらかに暮らす 西和賀

## 2 基本目標

前述の基本理念「地域のきずなと交流ネットワークを育み 誰もが安心して心やすらかに暮らす 西和賀」の実現に向けて、社会福祉法第107条で掲げられている5つの「地域福祉計画に盛り込むべき事項」に基づき、本計画における基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

- ◆ 社会福祉法第107条で掲げられている地域福祉計画に盛り込むべき事項 ◆
  - 1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 5. 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



### 基本目標1 利用しやすい福祉サービスの仕組みをつくろう

現在、介護サービスをはじめ、障がいのある人や児童などを対象とした様々な公的サービスがありますが、地域住民に各種サービスが十分に活用されていないことがうかがえるため、様々な媒体・手段で正しい情報をPR・提供し、サービス内容の周知を図ります。

また、さまざまな相談支援にかかる事業を一体として、本人、世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援体制を整え、連携してより多様な生活課題に迅速に対応し、更には、判断能力が低下した高齢者や障がい者の権利を守るための成年後見制度の普及、啓発活動、そして児童虐待や高齢者虐待を防止するためのネットワークの強化を図るなど、権利擁護体制の充実に努めます。

### 基本目標2 安全で安心して暮らせるまちづくりをすすめよう

住み慣れた地域で、安心・安全に暮らすためには、日常生活上の不安を解消することが必要です。高齢者においては自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援、子どもたちを安心して育てられる環境づくり、防災・防犯、交通安全対策などについて、地域づくりに係る事業を一体として捉え、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を目指します。

### 基本目標3 地域すべての人を包み支え合おう

ノーマライゼーション社会(※)の実現を目指し、誰もが地域から孤立し排除されることなく、自分らしく暮らせる地域社会の構築や、困っている人や生活課題を抱えている人がいたら、手を差しのべ、相談に応じたり支え合うことが必要です。

このため、地域福祉を推進するにあたり、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援をします。学校教育における福祉教育の推進や、町民全体の意識啓発、地域福祉の理念の普及、認知症サポーターや生活・介護支援サポーターの養成、市民後見人の養成、シルバーリハビリ体操指導者養成等に継続して取り組み、誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。

また、「自助」「互助」「共助」「公助」の連携によって安心の確保、地域福祉推進体制の確立に向けた取り組みを進めます。

(※)ノーマライゼーション社会：高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

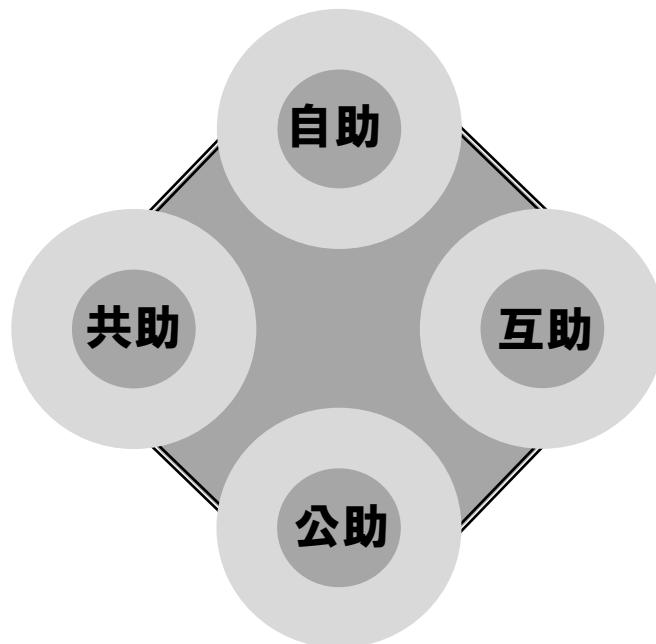
### 3 取組の基本原則

#### (1) 自助、互助、共助、公助の役割分担

①複雑化、多様化する福祉課題へ対応するためには、公的な福祉サービスとその他の福祉サービス・サポートとの連携が必要です。

地域福祉を推進するために、「自助、互助、共助、公助」という考え方を町民と行政が互いに理解し合い、それぞれの役割分担による「協働」事業の拡大に取り組んでいくことを基本原則とします。

「自」の役割 (町民の役割－自助)	○個人の自立 ○家族での支えあい ○社会参加
「互」の役割 (地域等の役割－互助)	○地域社会における相互扶助 ○行政区・ボランティア・N P Oなどの住民活動による支援
「共」の役割 (社会保障制度の役割－共助)	○社会保障制度によるサービス提供（介護保険サービス等）
「公」の役割 (行政の役割－公助)	○福祉・保健などの公的制度によるサービス提供 ○町民の自主的・主体的な地域福祉活動の促進 ○新たな公共サービスの創出



## ②担い手の役割と協働

地域福祉の推進に当たっては、社会福祉法第4条の規定のとおり、様々な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に協力して取り組むよう努めていく必要があります。

西和賀町社会福祉協議会	<p>社会福祉協議会は、地域福祉活動計画を基に地域福祉活動の実践、総合調整機関として、行政区や民生委員児童委員など、関係機関・団体との連携を一層強化し、多くの町民の参加を得ながら活動の活性化を図ることが期待されます。</p> <p>また、地域と一体となり地域課題の発掘と課題解決方法の創出といった生活支援コーディネーターの活動による地域活動の活性化を図ることが期待されます。</p>
民生委員児童委員 (西和賀町民生児童委員 協議会)	民生委員児童委員は、支援を必要とする方の把握、相談支援活動を一層充実させ、担当地区や社協・町との連携強化により、地域福祉の支援者としての活動が期待されます。
社会福祉事業者 (社会福祉施設)	社会福祉事業者（社会福祉施設）は、地域社会の一員として積極的に地域へ浸透し、地域に開かれた施設になることが期待されます。
市民活動団体	ボランティア団体・N P Oは、多くの町民の参加を得ながら、地域福祉活動の実践及びその活動を通じて、町民の福祉を向上させることが期待されます。
行政区	<p>地域社会の基礎的な共同体として町民に最も身近に係わることが期待されます。</p> <p>また、他の団体と密に連携しながら地域全体をリードすることが期待されます。</p>
西和賀町（行政）	<p>公的な福祉サービスの提供を前提として、地域福祉の理念と目標、取り組みの基本方針などを町民が共有するよう努めるとともに、地域福祉活動の支援、推進をします。</p> <p>また、計画推進に向けた調整、管理を担います。</p>

## (2) 地域福祉圏域の設定

地域福祉計画では、三層（第一次福祉圏域：行政区、第二次福祉圏域：中学校区、第三次福祉圏域：町全体）構造の「地域福祉圏域」を設定しています。

そして、その特性に応じた地域福祉を基本としつつ、それぞれの層に応じた地域福祉の推進を展開し、さらに、各層が相互に連携することによる地域福祉推進の相乗効果へつなげます。

「地域」を重層的に捉え、公的な福祉サービスは三次（町全域）あるいは二次（中学校区）レベル、その他の福祉サービス・サポートは主に一次（行政区）レベルでの取組を推進します。

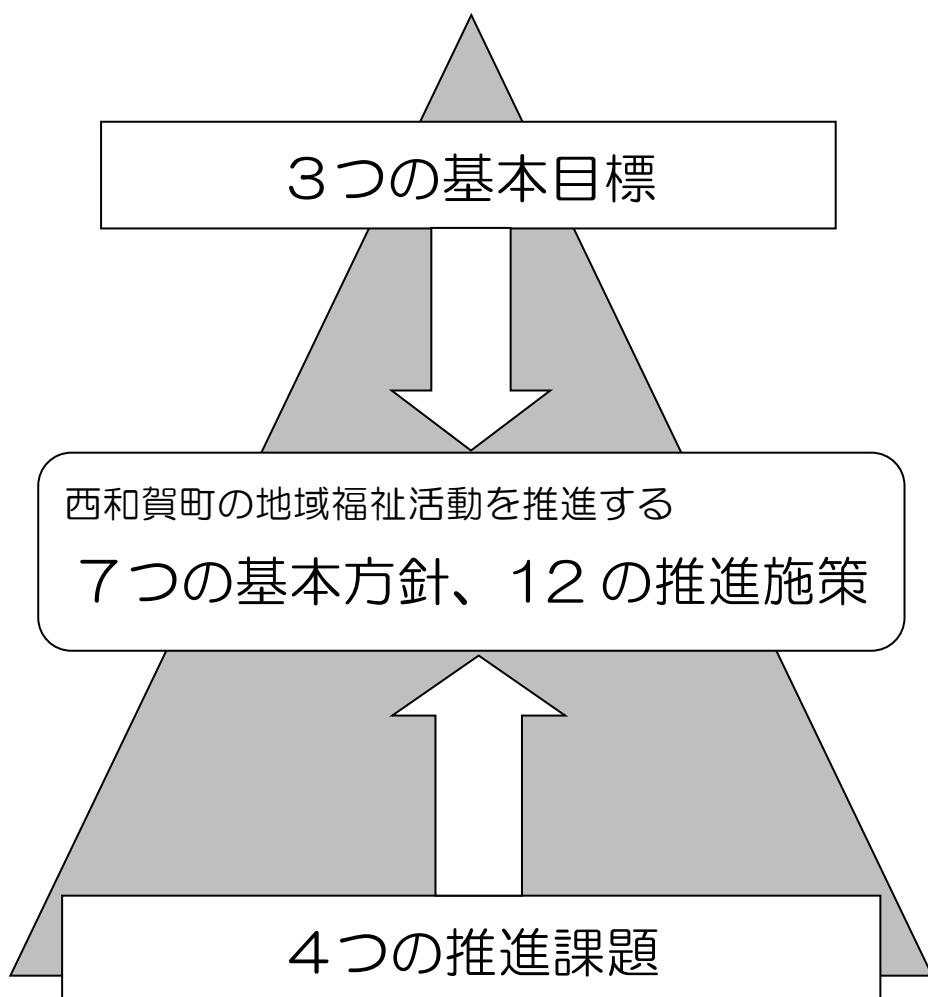
一次福祉圏域 (行政区) 29 ブロック	個人・家族から、小地域における活動の基礎単位である行政区を中心とした圏域。行政区の規模は、最小 18 世帯から最大 187 世帯と活動の実情には大きな差異があることから、行政区内の「班」を中心としたご近所付き合いや日常的な支えあい・助け合いなど、身近な協力関係づくりが望まれます。
二次福祉圏域 (中学校区) 2 ブロック	中学校区を単位とした役場両庁舎、公民館活動など、基礎的な地域福祉活動を集約し、効率的な展開を図る圏域。町民の地域活動の単位としても重要な単位と捉え、町民に身近なサービス基盤整備を図ります。
三次福祉圏域 (町全域) 1 ブロック	公的な福祉サービスを主に提供する町全域を対象とする圏域。町全域を包含する課題への対応や体制づくりなど、地域福祉を総合的に推進する単位です。

## 4 施策の体系

### (1) 施策組み立ての考え方

施策の体系化に当たり、基本目標で掲げた3つの目標と本町の現状やアンケート調査等からの課題に対処し、西和賀町の地域福祉活動を推進するために、その具体的な施策を、西和賀町における地域福祉の推進課題別に次頁の表に整理します。

また、この分類に基づき、基本方針と具体的な施策を設定し、施策の体系を構築します。



## 目標と推進課題

社会福祉法による 検討事項		3つの基本目標		
		1 利用しやすい福祉 サービスの仕組み をつくりよう	2 安全で 安心して暮らせる まちづくりを すすめよう	3 地域ですべての 人を包み 支え合おう
西和賀町における4つの地域福祉の推進課題	(1) 情報提供・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供の充実</li> <li>・総合相談体制の充実</li> <li>・権利擁護体制の充実</li> <li>・制度の狭間への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の手による活動、拠点づくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進体制の確立</li> <li>・社会福祉協議会の機能強化</li> </ul>
	(2) 住民同士の交流 地域活動の促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障がい者福祉の充実、健康づくりの推進</li> <li>・子育て環境の整備、ひとり親家庭福祉の充実</li> <li>・地域住民の手による活動、拠点づくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での安心体制づくり</li> </ul>
	(3) 福祉意識の高揚 と担い手の養成 ・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て環境の整備、ひとり親家庭福祉の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意識の高揚・福祉教育の推進</li> <li>・担い手の養成</li> </ul>
	(4) 災害時・緊急時に備えた体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の手による活動、拠点づくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での安心体制づくり</li> </ul>

## 第4章 計画の取組

---

前章で整理した施策の体系に沿って施策の基本的な方向を示し、施策ごとにその取り組みや町民・地域に期待される役割などをまとめて示します。

### 《町の取組》

施策の基本的な方向に沿って今後5年間の町の取組をまとめています。

### 《町民・地域の期待役割》

町民や地域（社協、民生委員児童委員、社会福祉事業者、ボランティア団体、自治会など）に期待される役割をまとめています。

## 基本目標1 利用しやすい福祉サービスの仕組みをつくろう

### 基本方針（1）情報提供・総合相談体制の充実

#### 推進施策① 情報提供の充実

サービス利用者が、供給されるサービスに関する必要な情報を容易に入手できるようにするため、様々な媒体・手段で正しい情報を提供し、サービス内容の周知を図ります。

#### 《町の取組》

主な取組	
広報紙等による情報の提供	<p>サービスや地域生活、地域活動に関する正しい情報を得られるよう、適切な時期に「広報にしわが」や「町ホームページ」を活用した記事を掲載し、また必要に応じて告知端末を有効に活用し、情報の提供に努めます。</p> <p>また、「子育て」「介護」など、サービスを必要とする方への情報支援に努めます。</p>

#### 《町民・地域の期待役割》

- 提供される情報に关心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める。[町民]
- 回覧板や広報紙を活用するなどして町民の情報共有に努める。[地域]
- 各種説明会や座談会への積極的な参加と、出前講座などを利用した情報の収集に努める。[町民、地域]
- 情報を必要とする町民へ直接伝達する。[民生委員児童委員]
- 公的サービス以外の支援についても、公的サービスとあわせてPRする。[地域]
- 施設の役割や状況、サービスの内容を積極的に情報発信する。[社会福祉事業者]
- 「社協だより」により地域福祉活動、ボランティア活動などの情報発信を定期的に行う。[社会福祉協議会]

## 推進施策② 総合相談体制の充実

利用者がサービスなどを選択するに当たって適切な助言が得られるようになるため、利用しやすい相談体制を整えるとともに、個人情報の取扱いを徹底し、関係機関における個人情報共有の必要性・有用性の周知に努めます。

### 《町の取組》

主な取組	
相談窓口のPRと新たな相談体制の整備	<p>支援を必要とする町民が身近なところで気軽に相談できるよう、行政機関や社会福祉協議会、民生委員児童委員などの相談窓口の周知を図るとともに、国・県の制度改正や支援制度の情報を的確に捉え、専門職による適切な助言、サービスにつなげます。</p> <p>また、住民の抱える悩みや不安が複雑化、複合化しており、ダブルケア、ヤングケアラー、8050問題等これまでの支援体制では解決できない問題も出てきていることから、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援取組を活かしつつ、「包括的・重層的な支援体制」の整備を図り、町民が相談し易いと思える環境づくりに努めます。</p>
個人情報の取扱いに関するプライバシー保護の徹底・個人情報共有の必要性に関する周知	<p>相談等により得られた個人情報の取扱いについて、相談者のプライバシーを守り、安心して相談が行える体制の徹底を図ります。</p> <p>また、相談により得られた個人情報を関係機関で共有することにより、適切な支援につなげられるものであることについて周知を図ります。</p>

### 《市民・地域の期待役割》

- 個人情報保護の正しい知識をもち、情報共有の必要・有効性を理解する。[市民]
  - 民生委員児童委員等の活動を理解し、身近に相談できる人をつくり、困ったときの連絡ができるようにする。[市民]
  - 必要に応じて適切な窓口につなぐ。[地域]
  - 困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。
- [民生委員児童委員]
- 専門性を生かした相談援助活動を行う。[社会福祉事業者]
  - 各種相談事業のPRと充実に努めるとともに、各種相談事業の整理・棲み分けを町とともにを行う。[社会福祉協議会]

## 基本方針（2）権利擁護体制の充実・新たな課題への対応

### 推進施策① 権利擁護体制の充実

意思疎通や判断能力の低下が認められる方の権利を守るために、権利擁護事業を広く町民に周知し、児童虐待や高齢者虐待を防止するためのネットワークの強化を図るなど、権利擁護体制の充実に努めます。

### 《町の取組》

主な取組	
計画に基づく施策の推進	「西和賀町成年後見制度利用促進基本計画」に基づいた施策の推進を図ります。
権利擁護体制の充実	権利擁護の核となる西和賀町あんしんサポートセンターにおいて、適切な支援を行います。
虐待防止（児童・高齢・障がい）	虐待防止に向けた地域づくりの推進のため、児童においては西和賀町要保護児童対策地域協議会が、高齢者においては地域包括支援センターが、障がい者においては障害者自立支援協議会（健康福祉課）が中心となり、虐待を受けている方の早期発見、適切な支援を行います。

### 《町民・地域の期待役割》

- 権利擁護事業に関する研修会等に参加する。【町民】
- 地域で虐待の可能性があると見受けられる場合は、町（健康福祉課、地域包括支援センター）への通報を行う。【町民、地域】
- 認知症や障がい者への偏見をなくし理解を深め、温かく見守る。【町民、地域】
- 権利擁護事業の周知、対象となる方の情報を窓口につなぐ。【民生委員児童委員】
- 権利擁護事業の周知、施設内での虐待防止対策を進める。【社会福祉事業者】
- 町民と施設利用者、職員との交流の場を設け、認知症や障がい者の理解を求める。【社会福祉事業者】
- 心配ごと相談事業の周知、充実及び日常生活自立支援事業の推進、成年後見制度の普及に努める。【社会福祉協議会】
- 成年後見制度における法人後見を実施し被後見人の支援と、市民後見人の育成を行う。【社会福祉協議会】

## 推進施策② 制度の狭間への対応

公的な福祉サービスの狭間にある「引きこもり」、「ニート」、「自殺」など、様々な困難課題について、地域から孤立し無縁状態にある方の情報共有に努めるなど、その対応についての検討を進めます。

### 《町の取組》

主な取組	
計画に基づく施策の推進	「西和賀町自殺対策計画」に基づいた施策の推進を図り、こころの健康について多くの人の理解が進むよう取り組みます。
潜在化しているニーズの把握・対応	公的な福祉サービスの対象とならないために制度の狭間にある問題は、町やサービス事業者のみで問題を発見することは困難です。地域と連携して潜在化しているニーズの把握に努めるとともに、町の対応が必要と判断される場合には、適切に対応・支援を行います。
関係機関の情報共有・協議機関の設置・専門機関による対応の検討	経済的理由や人間関係がうまく築けないなど、様々な困難課題を抱える方について、関係機関での情報共有を図るとともに、協議機関の設置に向けた検討を進めます。 また、様々な困難問題を抱える方の中には、より専門的知識を有する機関等による対応が必要となる場合が想定されるため、紹介などにより専門機関へと繋げる方策や、定期的相談窓口の設置に向けた検討を進めます。

### 《町民・地域の期待役割》

- 様々な困難課題を抱える方、地域から孤立し、支援が必要と思われる方の情報を町に伝える。[町民・地域]
- 地域生活課題の解決に資する支援が、包括的に提供される体制の整備に努める。[重層的支援体制整備事業]
- 地域との情報交換に努め、制度の狭間にいる方の早期発見に努める。[民生委員 児童委員]
- 経済的困窮者等からの相談・援助活動を充実させ、町との情報共有・対応に努める。[社会福祉協議会]

## 基本目標2 安全で安心して暮らせるまちづくりをすすめよう

### 基本方針（1）福祉サービス基盤整備の推進（利用者主体のサービス提供）

#### 推進施策① 高齢者・障がい者福祉の充実、健康づくりの推進

生活のセーフティネットとして、保健福祉サービスを体系的に整備し、各サービスの充実と適正な供給に努めるとともに、利用者主体のサービス提供を行います。

#### 《町の取組》

主な取組	
計画に基づく施策の推進	「西和賀町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「西和賀町障がい者計画・西和賀町障がい福祉計画・西和賀町障がい児福祉計画」、「西和賀町健康増進計画まめまめ21」・「西和賀町食育推進計画」・「西和賀町自殺対策計画の計画」に基づいた施策の推進を図る。
日常生活圏域での事業展開	施策の推進に当たっては、町民の参加・協力が得られやすい日常生活圏域（二次福祉圏域）を単位として、新たな住民参加型施策の構築・事業展開を図ります。
健康づくり・食育の推進	「西和賀町健康づくり推進条例」に基づき、「運動」「栄養」「社会参加」を促進する事業展開の推進を図ります。 生活習慣病の発症・重症化予防のための取組は、食事や運動、口腔保健、喫煙対策など生活習慣改善が重要であり、生活習慣病の発症予防・重症化予防だけではない健康づくりにも取り組み、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進します。
居住環境等への支援	住宅確保要配慮者に対する住まいの確保や、生活の安定、自立の促進を目的に、関係機関と連携し取り組みます。

#### 《町民・地域の期待役割》

- 利用するサービスを十分に理解して適正に利用する。[町民]
- サービス選択は自己決定であることを認識する。[町民]
- 健康寿命の延伸について意識し、健康づくりを心がける[町民]
- サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する[町民・地域]

- 活動を通じて得た問題点について意見を具申する。[民生委員児童委員]
- サービスの質の向上とニーズに合ったサービスの提供。[社会福祉事業者・社会福祉協議会]

### 推進施策② 子育て環境の整備、ひとり親家庭福祉の充実

町民ニーズの多様化に対応した保育のサービスの充実や子育て環境の整備を図るとともに、ひとり親家庭が、地域の様々な社会資源を活用しながら、自立した生活を送るためのニーズ把握、新たな支援策の検討を進めます。

### 《町の取組》

主な取組	
計画に基づく施策の推進	「西和賀町子ども・子育て支援事業計画」に基づいた施策の推進を図ります。
ニーズ把握・支援策の検討	<p>町民の的確なニーズ把握を行うとともに、施策の推進にあたっては、日常生活圏域（二次福祉圏域）を単位として、住民参加型施策の構築に努めます。</p> <p>また、ひとり親家庭に対する個別計画が無いため、的確なニーズ把握を行うとともに、就労・住まい・子育て支援など総合的な施策の検討に努めます。</p>

### 《町民・地域の期待役割》

- 利用するサービスを十分に理解して適正に利用する。[町民]
- サービス選択は自己決定であることを認識する。[町民]
- 学校地域公開日には積極的に足を運び、学校と地域とのつながりを大切にする。  
[町民]
- 福祉サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する[町民・地域]
- 「誰かの子ども」から「地域の子ども」へと目線を変え、身近な場所での付き合いや支援を行う。[町民・地域]
- 活動を通じて得た問題点や支援策について意見を具申する。[民生委員児童委員]
- 福祉サービスの質の向上を図る。[社会福祉協議会]
- 低所得者等の支援をするため、適切な資金貸付を行う。[社会福祉協議会]

## 基本方針（2）地域住民による活動、拠点づくり

### 推進施策① 地域住民の手による活動、拠点づくりの推進

誰もが安心していきいきと孤独を抱えずに暮らすためにも、地域での交流は不可欠であるため、交流の場づくりを推進します。また、地域独自での日常生活ニーズ把握、課題解決に向けた地域住民の手による活動を支援します。

#### 《町の取組》

主な取組	
交流の活性化の支援	<p>地域行事には、高齢者、障がい者、青少年の分け隔てなく住民参加を促し、地域における交流が促進されるよう支援を行います。</p> <p>また、各地区のふれあいサロンやボランティア活動については、子どもを含めた多世代を対象に、障がいなどを超えた交流が推進されるよう環境づくりの支援と地域住民等が集う拠点や運営を支援します。</p>
地域住民の手による活動の支援	<p>要援護者の見守りや買い物支援、冬期の除雪、その他地域内の日常生活支援ニーズの把握や課題解決に向けた行政区（一次福祉圏域）での取組として、「介護予防・日常生活支援事業」を促進し行政区において地域を中心とした包括ケアシステムの構築を図ります。</p>
個人情報の保護・共有	<p>行政区での活動支援にあたり、社会福祉協議会、民生委員児童委員、行政区役員への情報提供、情報共有に努めます。</p> <p>情報提供、情報共有にあたっては、個人情報保護に細心の注意が必要なため、今後さらに取扱いについての検討を行います。</p>

#### 《町民・地域の期待役割》

- 地域や町などが開催する交流の機会には積極的に参加する。[町民]
- 介護予防・日常生活支援事業への着手を検討し、地域課題の解決に向けて事業に着手する。[町民・地域]
- 行政区の日常生活支援ニーズの把握に努め、町や社協、民生委員児童委員などと情報共有しながら、課題解決に向けた活動に取り組む。[地域、社会福祉協議会、民生委員児童委員]
- 各地域のふれあいサロンや老人クラブ、ボランティア活動等の支援を行う。[社会福祉協議会]
- 地域支援コーディネーターによる介護予防・日常生活支援事業の検討及び実施の支援をとおした地域の課題解決能力の向上を図る。[社会福祉協議会]]

## 基本目標3 地域ですべての人を包み支え合おう

### 基本方針（1）意識高揚と人づくり

#### 推進施策① 意識の高揚・福祉教育の推進

町民一人ひとりの福祉に対する理解や支えあいの意識を醸成し、「福祉でまちづくり」を推進するため、学校教育における福祉教育の推進や、町民全体の意識啓発、地域福祉の理念の普及に取り組みます。

#### 《町の取組》

主な取組	
出前講座、健康相談、福祉講演会等の福祉学習の充実	地域福祉の趣旨を多くの町民に広め、地域福祉や生涯学習を通じた福祉教育の推進を図るため、出前講座や健康相談、福祉講演会等の福祉学習機会の充実に努めます。福祉まつりや社会福祉大会、共同募金活動等を関係機関・団体と取り組み、地域福祉活動の普及・推進に努めます。
福祉教育の推進	地域福祉の担い手となる子どもたちの健全な育成、福祉に対する理解を深めるため、各学校との連携を図り、総合的な学習等を活用した福祉教育の充実に努めます。

#### 《町民・地域の期待役割》

- 家庭内での福祉教育に取り組み、地域や町などが開催する福祉学習の機会に積極的に参加する。[町民]
- 自己実現、社会参加の意識を高める。[町民]
- 福祉教育の推進を図るため、出前講座等を積極的に活用する。[地域]
- 町民の意識啓発、地域福祉活動をPRする。[地域]
- 施設ボランティアの受け入れ、地域に開かれた施設を体験してもらうなど、町民が福祉を身近に感じられる機会をつくる。[社会福祉事業者]
- 保育所（園）との交流、小中学校の社会見学や体験を受け入れ、幼少期からの福祉教育を推進する。[社会福祉事業者]
- 社会福祉大会の開催や広報活動の充実など、社協に対する町民の理解と参加を促進する。[社会福祉協議会]

## 推進施策② 担い手の養成

地域福祉活動の中核となる人材を養成し、質の高い住民参加型のサービスを継続的に実施するため、担い手（支援者）の養成に取り組み、誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。

### 《町の取組》

主な取組	
認知症サポーター養成	認知症に対する正しい理解と適切な対応ができるよう、予防教室や出前講座、講演会等を通し、認知症サポーターの養成に地域と一体となって取り組みます。
生活・介護支援サポーター養成	サポーターの活動に対するフォローと情報交換、懇親を図り、活動の維持・強化を図り、さらに地域福祉活動の担い手となるサポーターの養成に取り組みます。
市民後見人の養成	市民後見人養成講座受講者に対するフォローアップ研修を実施し、併せて支援体制の構築を図ります。また、成年後見制度の必要性を周知し、市民後見人の養成に取り組みます。
シルバーリハビリ体操指導者の養成	町内での安定した指導者養成体制の構築を図ります。また、サロン活動や各種事業への講師派遣等の体制の構築に取り組みます。
ボランティア活動の促進	ボランティアに関する相談、援助、登録、紹介のほか、講座等を開催するボランティアセンター（社協）の運営を支援し、福祉ボランティアへの町民理解を促進します。
人材バンクにしづかの活動支援	人材バンクにしづかの活動を支援し、高齢者や引きこもり者等の実情に応じて地域の働く担い手として、社会参加、就労の場の創出に取り組みます。
社会福祉従事者及び民生委員・児童委員活動の支援	社会福祉従事者及び民生委員・児童委員の活動が、スムーズに実施されるよう、関係機関の体制整備や連携に取り組みます。

### 《町民・地域の期待役割》

- 地域福祉の担い手として自らの知識や経験を活用する。[町民]
- 町などが開催する各種養成講座などに積極的に参加する。[町民]
- 民生児童委員、地域における福祉活動などの公益的なボランティアについて理解を深め、その活動に協力・参加する。[町民]
- 地域内の若年層が地域活動の場で活躍できる場を作り、地域活動の担い手の養成を行う。[町民・地域]
- 団塊の世代をはじめ、社会参加、自己実現の場を求める町民を活動に結びつける。[行政区・住民活動団体（N P Oなど）]
- 人材バンクにしわがの活動を支援し、町内での仕事の創出を行い、高齢者等の出番・生きがいづくりを行う。また、地域福祉に資する関係団体との連携により地域活動への参画を行う。[町民・地域・住民活動団体]
- 個人ボランティアなどの人材育成、福祉人材の養成に努めるとともに、ボランティア団体の活動を支援する。[社会福祉協議会]

## 基本方針（2）安心のある地域づくり

### 推進施策① 地域での安心体制づくり

日常生活をおびやかす様々なリスクを回避するため、防災、防犯活動など多様な生活課題について、自助、互助、共助、公助の連携によって安心の確保を図ります。

#### 《町の取組》

主な取組	
災害時の避難支援体制づくり	「西和賀町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、災害時に安全な場所へ避難するための人的な支援が必要な人が、災害時に迅速な避難行動がとれるよう、「個別避難計画」に基づき、地域全体で支援する体制の整備と、福祉避難所体制の維持に向けて関係機関と連携を図ります。 また、民生児童委員・社会福祉協議会により作成される「要支援者リスト」を関係機関において共有し地域ごとの要支援者の把握及び支援に努めます。
自主防災組織づくり・育成強化	「西和賀町地域防災計画」に基づいた行政区の地域に密着した自主防災組織におけるリーダーの養成、組織への指導、助言等、組織の育成強化に努めます。
地域における福祉体制の構築	除排雪が困難な方や日常的な見守りが必要な方、買い物支援が必要な方などに対して、地域活動の重要性をPRし、介護予防・日常生活支援事業の活用による福祉体制の構築に向けた取組に対する支援を行います。
交通安全対策	交通弱者である子どもと高齢者の交通事故防止に重点を置き、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室を効果的に行います。また、交通安全活動団体に対する支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全活動を効果的に展開します。

防犯対策	犯罪のない明るく住みやすい地域社会を目指し、防犯協会が主体となり防犯活動を行うとともに、地域防犯活動の支援を行います。また、判断能力の低下や情報を得る機会の減少により被害に遭いやすい高齢者などの消費者トラブルを防ぐため、警察署との連携を図り、消費者被害防止のための最新情報の発信に努めます。
犯罪対策	犯罪や非行をした人たちが、社会的に孤立することなく社会復帰できるよう、環境を整えることにより再犯を防止し、安心して暮らせる社会をつくることを目的とし、岩手県再犯防止推進計画に基づく取組を推進します

### 《町民・地域の期待役割》

- 自分の身は自分で守る意識をもつ。[町民]
- 日頃から家庭で災害時の行動等の確認と非常用品を常備する。[町民]
- 効率的な除排雪作業のための協力、近隣での助け合いに努める。[町民]
- 生活に関する講習会、研修会等に積極的に参加する。[町民]
- 生活に関する情報をしっかりと受けとり、自分も発信する。[町民]
- 生活に関する情報の収集と発信に努める。[地域、民生児童委員]
- 地域で課題となっていることを把握し、介護予防・日常生活支援事業などの活用により解決に取り組む。[地域]
- 民生児童委員・社会福祉協議会が連携して作成する「要支援者リスト」を関係機関で共有し、連携して見守り・安否確認（災害時を含む）の体制の充実に努める。[地域・民生児童委員・社協]
- 通学路の危険箇所などの改善について意見提起する。[地域]
- 自主防災組織の強化に努める。[地域]
- 地域資源である社会福祉施設の機能を活用して地域の取り組みに参加する。[社会福祉事業者]

## 基本方針（3）推進体制づくり

### 推進施策① 地域福祉推進体制の確立

地域福祉施策は公的福祉サービスの提供だけでなく、保健・医療・介護・教育・まちづくりなど広範囲にわたっています。本計画の基本理念に基づき効果的に計画を推進するため、町民が主役となり地域とともに一体的に取組みを進めます。

#### 《町の取組》

主な取組	
地域包括ケアによる地域福祉推進体制の確立	<p>町民一人ひとりがまちづくりの力であり、福祉を支える担い手となることから地域活動に積極的に参加し地域の支えあいに関わっていくことが大切です。地域ではこうした人と人との結びつきを深めるため、集いの場（交流の場）など地域活動を活性化していくことが大切です。特に一人では解決できない課題について地域で暮らす方々が協力しての支えあいが求められています。</p> <p>地域福祉活動の中心は日常生活圏域になる行政区内にあり、各地区で解決困難な事例はより専門的な医療・介護サービスや民生委員活動を柱とし、地域包括ケア体制の構築により支援していきます。</p>

## 推進施策② 社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する様々な団体により構成され、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられています。

地域福祉の推進役としての社会福祉協議会本来の役割を重視し、町民、関係機関、町の期待に十分に応え、顔の見える、信頼される職員が成長し続けることを目指した取組を推進していく必要があります。

そして、町からの受託事業や介護保険サービス、障がい福祉サービス事業に力を注ぐとともに、社会福祉法における地域福祉の推進役、かつ、町の地域福祉推進のパートナーとして、社協の機能強化に向けた「地域福祉活動計画」を策定し、行政計画である「地域福祉計画」と車の両輪として地域福祉の推進を図っていきます。

### 【社会福祉協議会の機能強化に向けて期待される取組】

#### (1) 広報・啓発活動の強化と地域福祉人材の発掘

社会福祉協議会の活動内容をより多くの町民に知っていただくため、パンフレットの作成や広報紙である「社協だより」、ホームページの充実を図るとともに、「社会福祉大会」などのイベントの開催、町内で開催される各種イベントへの参加・協力を通じて、社会福祉協議会活動内容のPR及び地域福祉活動の啓発を積極的に行っていくことが必要です。

また、社会福祉協議会職員が、行政区などの地域活動に積極的に参加し、地域福祉活動への理解・協力を呼びかけることで、地域における「支えあい」の意識が醸成されます。

地域住民が主体的に行う「支えあい活動」への積極的な支援や、社会福祉協議会職員による地域における様々な年代層への福祉教育の実践により、新たな地域福祉の担い手の発掘に努めることも必要です。

さらに、専門職のネットワークの事務局を担うなど、地域福祉における個別具体的な問題解決に向けての事例検討研究会の開催や、事業の共同開発・実施などにより、専門職における地域福祉人材の養成・確保にも努める必要があります。

今後も地域の社会福祉法人・福祉施設や民生委員児童委員をはじめとした社会福祉関係者、そして行政とともに協働、連携し、これら地域福祉の推進役としての役割を期待します。

#### (2) 地域福祉活動計画の策定

社会福祉協議会が、地域福祉の推進役としての役割を果たすべく、あるべき姿、理念や運営方針を明確にした上で、人材の育成、組織のあり方や自主財源の確保策に取り組むとともに、住民ニーズを踏まえた真に社会福祉協議会が行うべき事業を整理し、事業の改廃と新規事業の開拓を行うことを目的とした「地域福祉活動計画」づくりが必要です。

## 第5章 西和賀町成年後見制度利用促進基本計画

---

### 1 西和賀町成年後見制度利用促進基本計画について

#### (1) 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神上の障がい等で、判断能力が不十分であり、法律行為における意思決定が困難な方に対して、本人に代わって財産管理や契約行為などを行う成年後見人等を選任し、本人を法律的に支援する制度です。

本町においては、総人口が減少する中、高齢化率の上昇、単身や認知症高齢者の割合が増加しており、今後成年後見制度の利用者が増加していくことが見込まれます。また、身寄りのない高齢者、療育手帳や精神保健福祉手帳の取得者数が一定数以上いることから、だれもが利用しやすい環境整備を進めていくことが求められています。

国においては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が平成28年5月に施行され、この促進法に基づき平成29年3月に国の「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。また、促進法では、市町村に対して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものと規定されています。

のことから、町では、令和3年3月に「西和賀町成年後見制度利用促進基本計画」（以下「町の基本計画」という。）を策定し、西和賀町あんしんサポートセンターを中心機関と位置づけ、成年後見制度を円滑に利用できるよう地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援を行うことができる体制整備を推進してきました。

現行の「町の基本計画」について、本年度が最終年度であることから、これまでの施策について見直しを行うとともに令和4年3月に国が策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、地域福祉計画と一体的に「次期西和賀町成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

#### (2) 計画の位置づけ

本計画は、促進法第14条第1項の規定に基づく市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として策定するものです。

また、「西和賀町総合計画」、「西和賀町地域福祉計画」など各種計画と整合、連携を図ります。

(3) 計画の期間

本計画は、「第5期西和賀町地域福祉計画」の計画期間と整合性を図り、令和6年度から5年間を計画期間とし、令和10年度に見直しを行います。

(4) 計画の策定体制

本計画の策定に当たり、西和賀町権利擁護ネットワーク運営委員会の委員方々からの意見を反映し策定作業を行いました。また、本計画案を町ホームページ、湯田庁舎、沢内庁舎において、広く町民の意見を求めるパブリックコメントを実施しました。

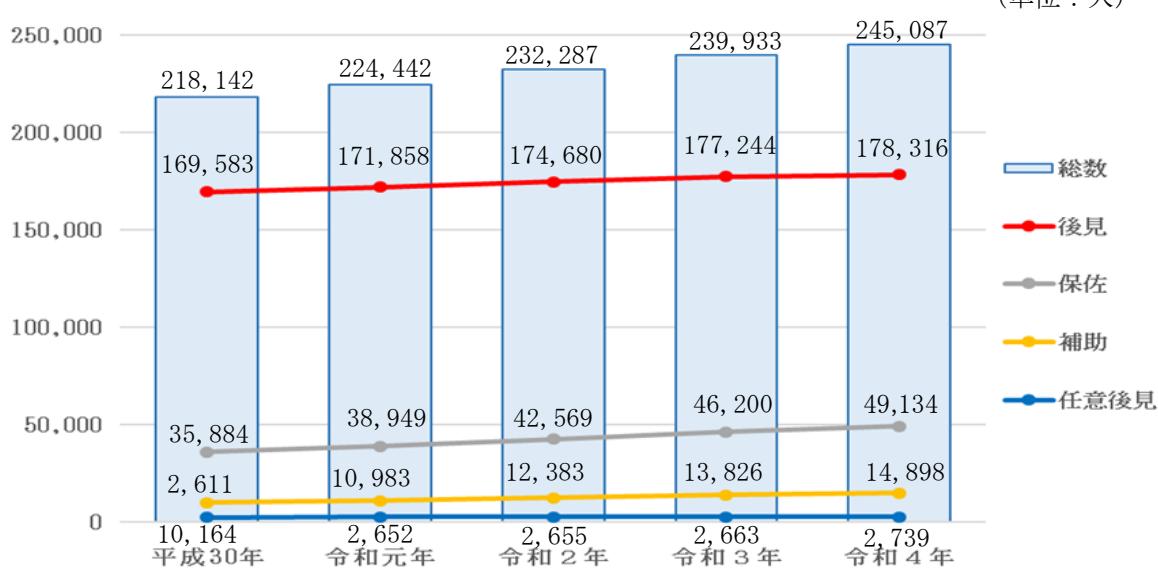
## 2 成年後見制度を取り巻く現状

### (1) 全国の状況

成年後見制度の利用者数は増加傾向にあり、対前年比約2.1%増となっております。(図表1-1)

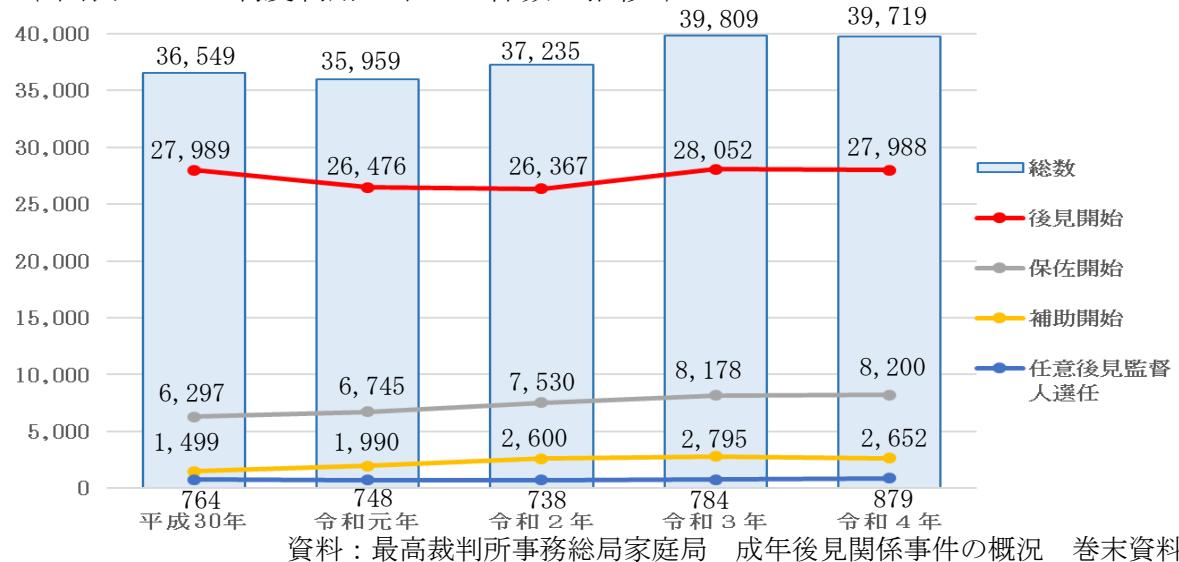
申立て件数は、総数でみると増減を繰り返していますが、保佐開始は、増加傾向となっています。(図表1-2)

〈図表1-1 制度利用者の推移〉



資料：最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 卷末資料

〈図表1-2 制度利用の申立て件数の推移〉



資料：最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 卷末資料

## (2) 西和賀町の状況

## ① 成年後見制度利用者の状況

令和元年以降、利用者は横ばいで推移しており、後見類型が多い状況です。

区分	年度	利用者数				
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
後見	後見	4人	7人	7人	7人	7人
保佐	保佐	3人	3人	3人	3人	2人
補助	補助	1人	1人	1人	1人	1人
任意後見	任意後見	0人	0人	0人	0人	0人
合計	合計	8人	11人	11人	11人	10人

資料：盛岡家庭裁判所、各年12月31日現在

## ② 成年後見制度町長申立者数と成年後見制度利用支援事業利用者数

平成30年度から令和4年度までの過去5年間で、町長申立て件数は高齢者が3件、障がい者が1件となっています。成年後見人等に支払う報酬助成は、令和4年度は1件に留まっています。

なお、本町では、報酬助成のほかに、町長申立てに必要な費用の助成も行っています。

区分	高齢者		障がい者	
	申立数	報酬助成数	申立数	報酬助成数
平成30年度	1件	1件	0件	0件
令和元年度	1件	3件	0件	0件
令和2年度	0件	2件	1件	0件
令和3年度	1件	2件	0件	0件
令和4年度	0件	1件	0件	0件

資料：健康福祉課、地域包括支援センター、各年3月31日現在

## ③ 日常生活自立支援事業の利用状況

利用者数は18人。内訳は、認知症高齢者が4人、知的障がい者が11人、精神障がい者が3人。年齢は60代以上が67%、利用期間は8年以上が50%となっており、利用者の高齢化と長期利用の傾向が続いている。

年齢	割合	利用期間	割合
30代以下	2人 (11%)	5年以内	3人 (17%)
40代～50代	4人 (22%)	5年～8年	6人 (33%)
60代～70代	9人 (50%)	8年～10年	3人 (17%)
80代以上	3人 (17%)	10年以上	6人 (33%)

資料：西和賀町社会福祉協議会、令和5年3月31日現在

#### ④ 西和賀町あんしんサポートセンターの運営と業務内容

令和3年4月に権利擁護支援の中核を担う機関（中核機関）として「西和賀町あんしんサポートセンター」に設置し、西和賀町社会福祉協議会に委託しました。センターでは、成年後見制度に関する普及啓発や相談対応、市民後見人の育成等を行っています。

##### 〈西和賀町あんしんサポートセンターの主な業務〉

広報業務	普及啓発や専門職団体への制度の説明会等
相談業務	制度利用に関する相談
利用促進業務	申立て支援、後見人候補者の受任調整や日常生活自立支援事業等や他機関と連携し、利用促進に向けた支援調整業務。
後見人支援業務	市民後見人の育成やフォローアップ研修等
協議会の運営	権利擁護ネットワーク運営委員会の開催（年3回）

#### ⑤ 成年後見制度に関する相談対応

成年後見制度の相談は、西和賀町あんしんサポートセンターや地域包括支援センターで対応しています。また、専門職による相談会も開催しています。

区分	来所	電話	訪問	その他	合計
令和3年度	9件	36件	9件	3件	57件
令和4年度	13件	30件	16件	7件	66件

資料：西和賀町社会福祉協議会、地域包括支援センター、各年3月31日現在

#### ⑥ 市民後見人の育成

市民後見人を育成する養成講座や養成講座の修了生を対象としたスキルアップを目的にフォローアップ講座を開催しています。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
研修	養成講座	フォローアップ講座	フォローアップ講座	フォローアップ講座	フォローアップ講座
参加者数	7人	7人	7人	3人	9人

資料：西和賀町社会福祉協議会、各年3月31日現在

#### ⑦ 西和賀町権利擁護ネットワーク運営委員会

制度の利用促進や地域連携ネットワークの構築等を目的に各種専門職団体・関係機関と協力・連携強化を協議する委員会を設置し、制度の普及啓発、相談支援に関する事、センターの運営等について、協議しています。

### (3) 前期計画基本目標の評価

「前期成年後見制度利用促進基本計画」に掲げられている基本目標に基づき、実施した内容に対する評価を行いました。

#### **基本目標① 成年後見制度の普及啓発の推進**

##### 【概要】

成年後見制度の理解を深め、身近な制度としていくために、広報や啓発活動を進めます。また、医療福祉等の関係団体において、幅広く理解を深めることができるよう成年後見制度に関する研修会や講演会を開催します。

##### 【成果】

- ・講演会の開催、パンフレット作成や福祉だより等を活用した情報発信を行いました。
- ・専門職による相談会を開催しました。
- ・各種団体へ制度に関する説明会を開催しました。

##### 【課題】

- ・成年後見制度の理解促進を図るための普及啓発の推進
- ・任意後見制度の普及啓発

#### **基本目標② 地域連携ネットワークの構築**

##### 【概要】

「西和賀町あんしんサポートセンター」を中核機関として支援が必要な方に対して、専門職と連携し、成年後見制度の利用やその他必要な支援につなげる等、包括的な相談支援体制づくりを進めます。

##### 【成果】

- ・中核機関として、西和賀町あんしんサポートセンターに整備しました。
- ・西和賀町権利擁護ネットワーク運営委員会（協議会）を設置しました。
- ・日常生活自立支援事業の利用者について、成年後見制度への移行に向けた検討会議を開催しました。

##### 【課題】

- ・地域連携ネットワークの充実
- ・日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行に向けた連携強化
- ・意思決定支援の普及啓発
- ・成年後見制度以外の権利擁護支援の検討

### 基本目標③ 後見人等の養成と後見人支援体制の構築

#### 【概要】

専門職の人材不足のことから市民後見人養成講座やフォローアップ研修の継続や成年後見人等の育成について検討を進めます。また、成年後見人等が相談しやすい環境を作り、支援体制を整備します。

#### 【成果】

- ・市民後見人養成講座やフォローアップ講座を開催しました。

#### 【課題】

- ・市民後見人養成講座修了生への活躍支援
- ・町内専門職の受任可能な人数の把握

### 3 計画の基本的な考え方及び推進

#### (1) 基本方針

西和賀町地域福祉計画の基本理念である「地域のきずなと交流ネットワークを育み誰もが安心して心やすらかに暮らす 西和賀」を念頭に置き、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進や尊厳のある本人らしい生活を継続できるように、権利擁護支援を必要とするだれもが円滑に成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークを構築し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

#### (2) 基本目標

成年後見制度利用促進に向けた基本目標は、次の2項目とします。

- 1 成年後見制度の利用支援
- 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

#### (3) 施策の体系

基本目標	基本施策	推進施策
1 成年後見制度の利用支援	(1) 制度の広報・啓発	①町民への広報 ②支援関係者への広報・啓発
	(2) 相談窓口の充実	①制度利用に向けた相談対応の充実
	(3) 利用しやすさの向上	①権利擁護支援を必要とする方の発見と支援の強化 ②利用に向けた手続きの円滑化
2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	(1) 地域連携ネットワークの充実	①専門職団体との連携強化
	(2) 後見人等担い手の確保・育成	①市民後見人の育成と活躍支援 ②専門職後見人の把握
	(3) 判断能力に応じた適切な制度利用	①日常生活自立支援事業からの円滑な移行の促進
	(4) 意思決定支援や身上保護の重視	①意思決定支援や成年後見制度以外の権利擁護支援の検討 ②成年後見人等以外のチーム関係者による支援の充実

## 基本目標1 成年後見制度の利用支援

成年後見制度に関する広報・啓発や、制度を熟知している専門職が、町民や支援者等からの相談に応じ、誰でも気軽に相談できる環境を整備します。

また、地域の関係者と常に連携を図り、支援が必要な方を早期に発見し、支援につなげられるよう、利用者に寄り添った対応を進めます。

### 基本施策(1) 制度の広報・啓発

推進施策	主な取組内容
①町民への広報	説明会や講演会等の開催、紙媒体による制度の紹介を行い、制度の理解強化を図ります。 任意後見制度についても周知を図ります。
②支援関係者への広報・啓発	説明会や勉強会等を開催し、制度の理解促進を図ります。

### 基本施策(2) 相談窓口の充実

推進施策	主な取組内容
①制度利用に向けた相談対応の充実	窓口、電話、訪問による相談対応の他、専門職による相談会を開催し、制度利用に向けた支援を行います。

### 基本施策(3) 利用のしやすさの向上

推進施策	主な取組内容
①権利擁護支援を必要とする方の発見と支援の強化	医療や地域福祉関係者、関係機関や金融機関等とのネットワーク構築により早期発見し、本人の状態にあった制度支援を行います。
②利用に向けた手続きの円滑化	家族や親族等の支援者が不在で経済的な問題がある場合、町長申立てを検討し、必要に応じて進めます。 適切な後見人等候補者選任の為、裁判所との連携を密にします。

## 基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

権利擁護の支援のため、専門職や地域関係者との連携を強化し、地域連携ネットワークの充実と、担い手確保として市民後見人の育成を推進します。

また、日常生活自立支援事業からの円滑な利用の検討や、本人の意思を尊重できる環境やチームとして後見人等と連携して支援する体制づくりを進めます。

### 基本施策(1) 地域連携ネットワークの充実

推進施策	主な取組内容
①専門職団体との連携強化	新たな専門職団体との関係を構築し、地域連携ネットワークの強化を進めます。

### 基本施策(2) 後見人等担い手の確保・育成

推進施策	主な取組内容
①市民後見人の育成と活躍支援	養成講座とフォローアップ講座を開催します。 修了生が法人後見の支援員として活躍できる環境を整備します。
②専門職後見人の把握	本町で後見人等として活動できる専門職の人数を把握します。

### 基本施策(3) 判断能力に応じた適切な制度利用

推進施策	主な取組内容
①日常生活自立支援事業からの円滑な移行の検討	利用者の意向や判断能力の状態を把握し、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討し、必要に応じて進めます。

### 基本施策(4) 意思決定支援や身上保護の重視

推進施策	主な取組内容
①意思決定支援や成年後見制度以外の権利擁護の推進	意思決定支援に関する研修会の開催や、成年後見制度以外の委任契約による権利擁護支援の可能性を検討します。
②成年後見人等以外のチーム関係者による支援の充実	制度の利用者に対して、成年後見人等だけではなく、本人を支援する関係者がチームとして支援する体制の充実を図ります。

---

資 料

---

地域福祉計画アンケート結果

## 地域福祉計画アンケート結果

- ・調査対象  
アンケートの対象者は、令和5年4月1日現在で20歳以上の町民の中から、無作為に490名を抽出し配布した。
- ・調査方法  
(1) 調査票の記入は、対象者本人が記入  
(2) 令和5年8月4日から配布（民生児童委員）、令和5年9月8日までに回収（郵便返送）
- ・調査数 770人 ・回収数 440人 ・回収率 57.14%

### I. 回答者の属性について

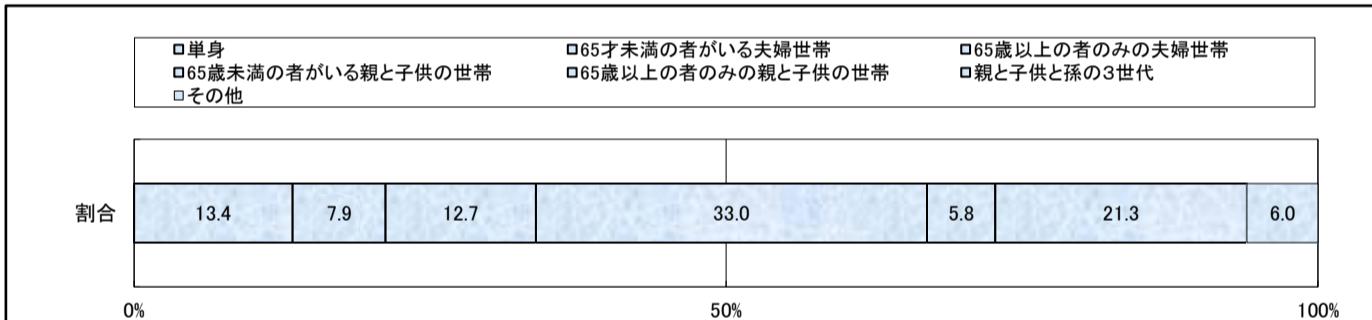
#### 問1 性別



#### 問2 年代

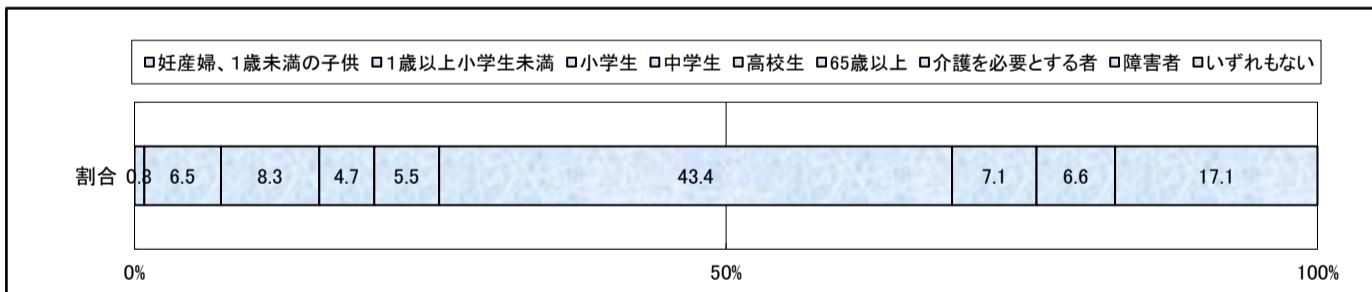


#### 問3 世帯構成

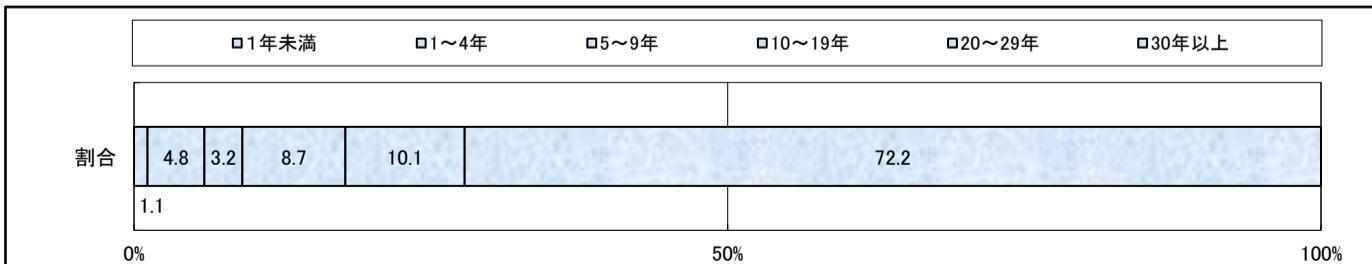


※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載

#### 問4 家族（妊娠婦、子供、高齢者、障がい者がいる）（あてはまるもの全て）

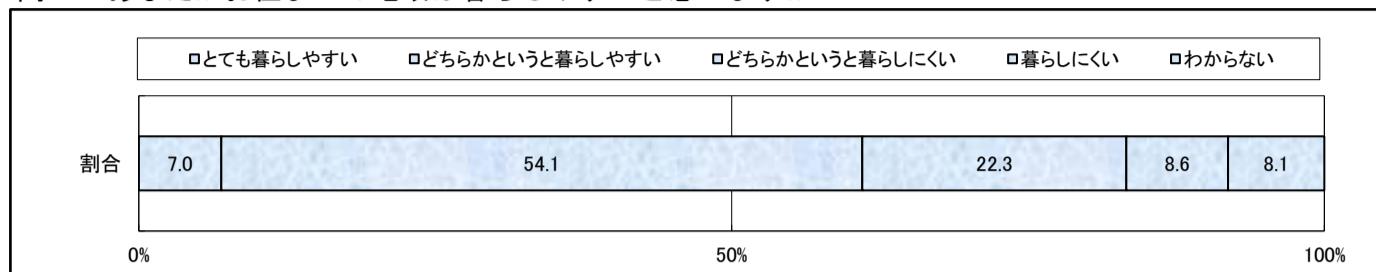


#### 問5 あなたは西和賀町に住んで何年になりますか

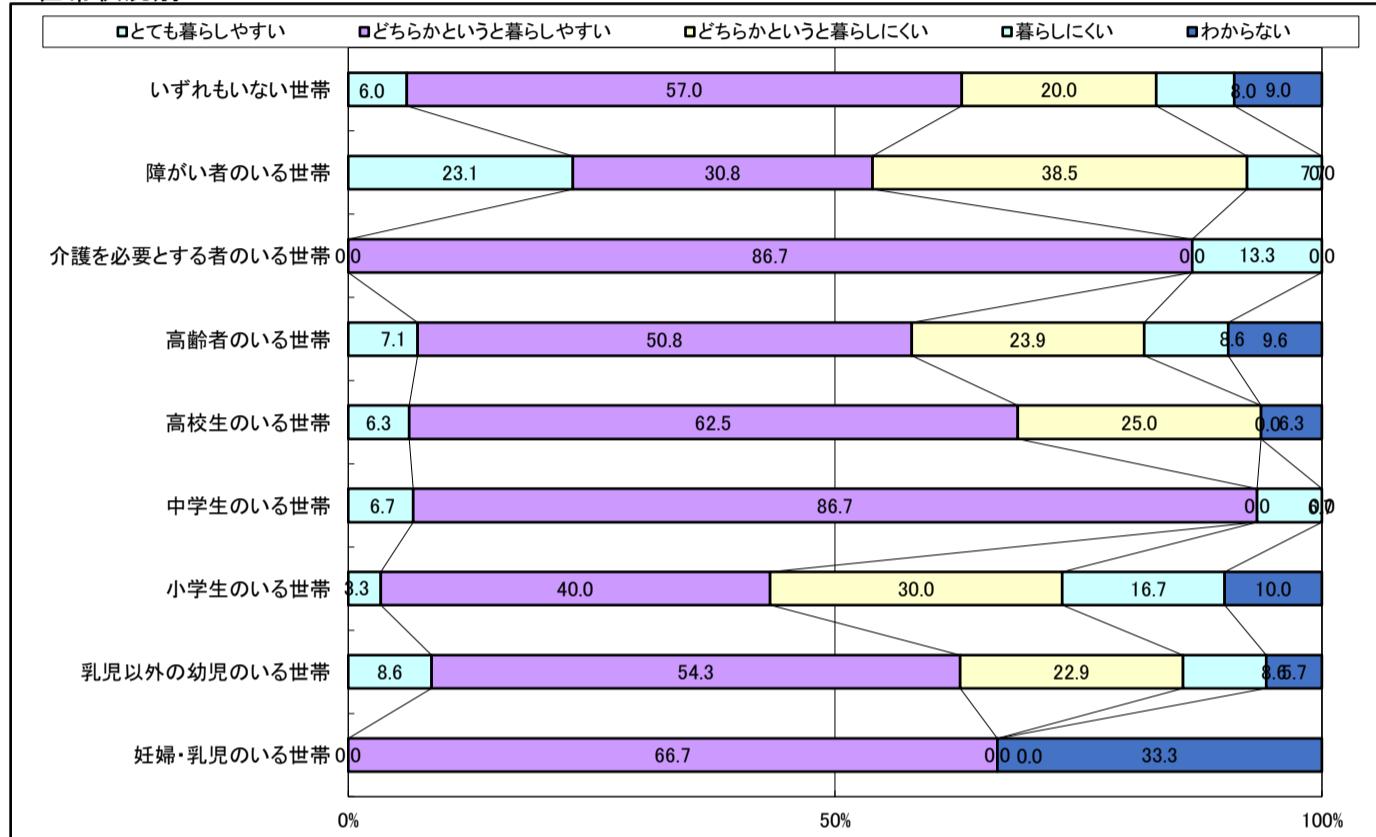


II. 地域福祉について  
○ 地域での暮らしについて

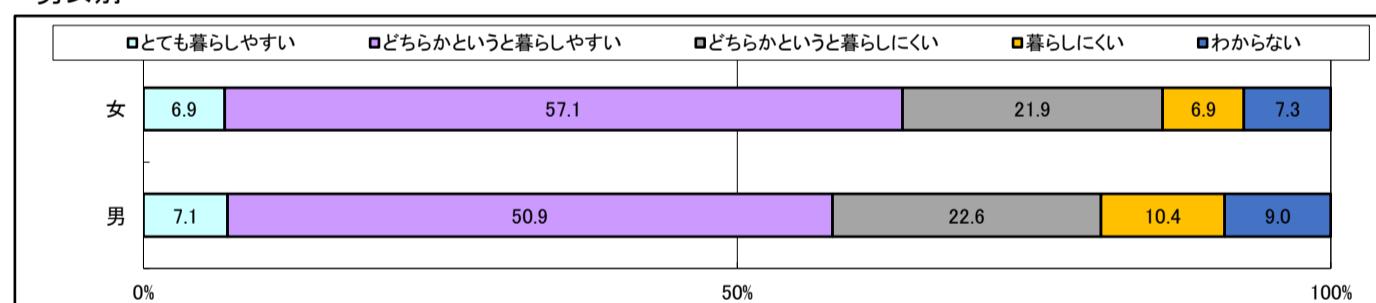
問6 あなたがお住まいの地域は暮らしやすいと思いますか



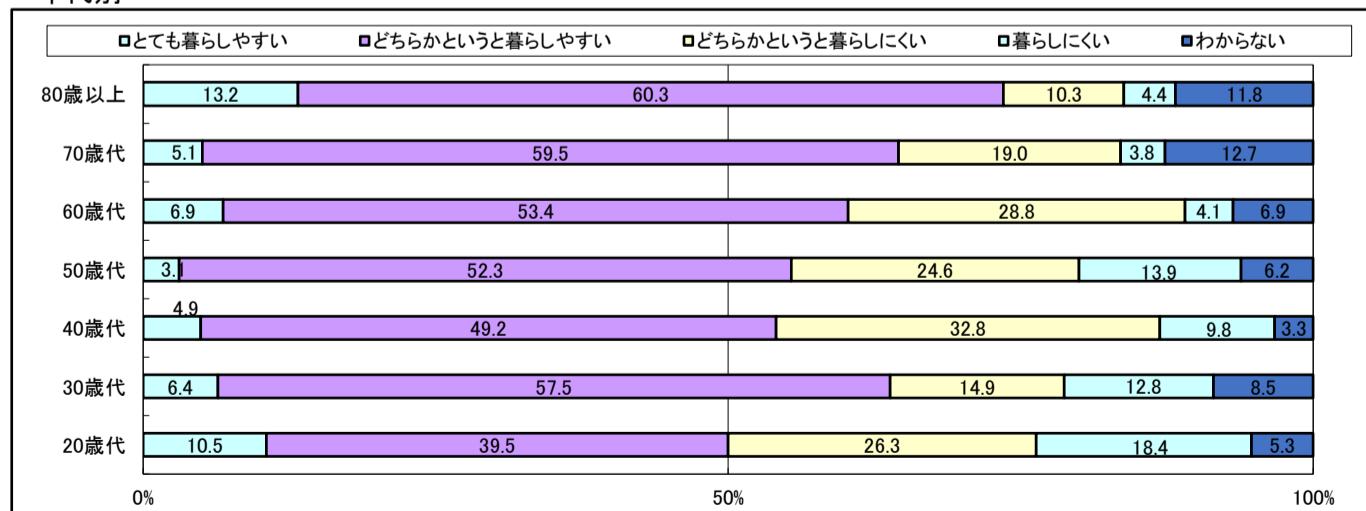
世帯状況別



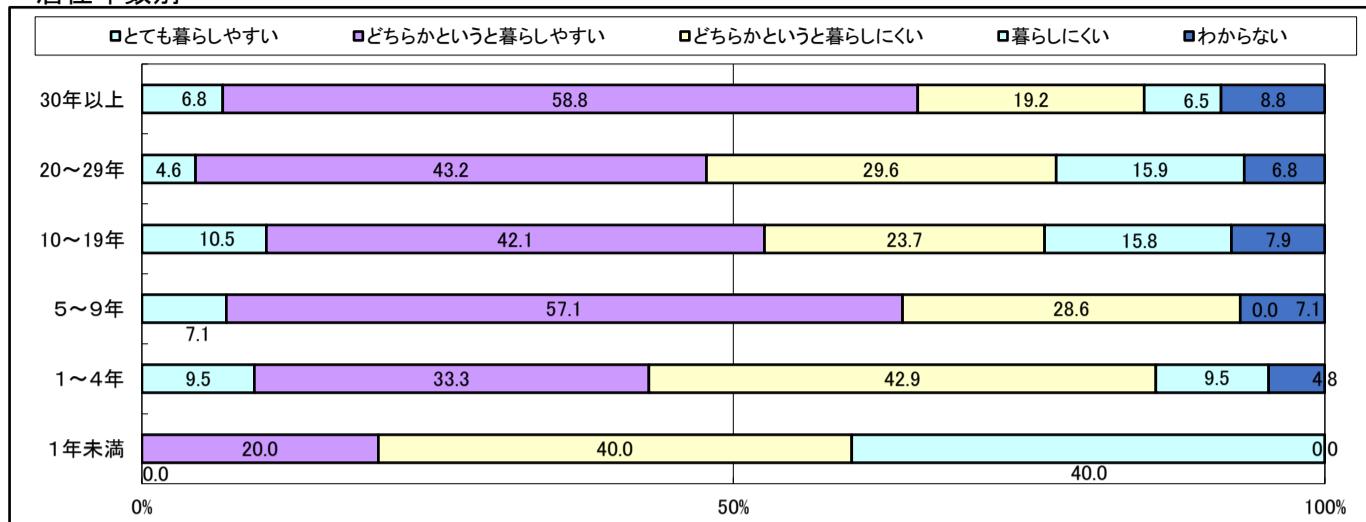
男女別



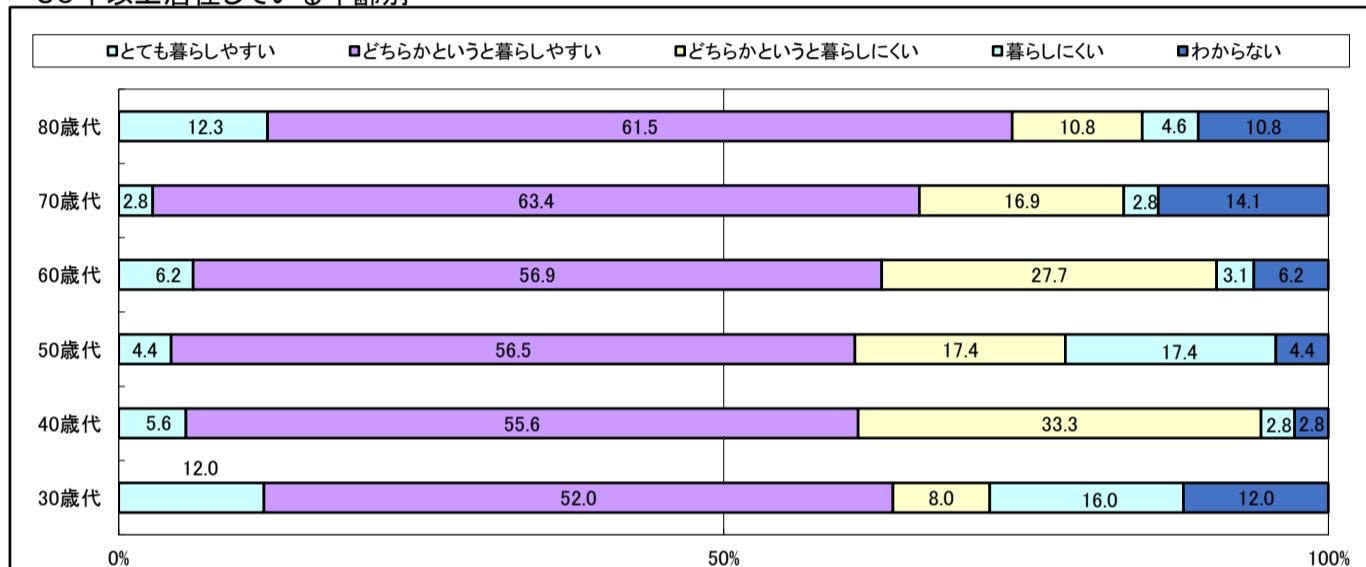
年代別



### 居住年数別



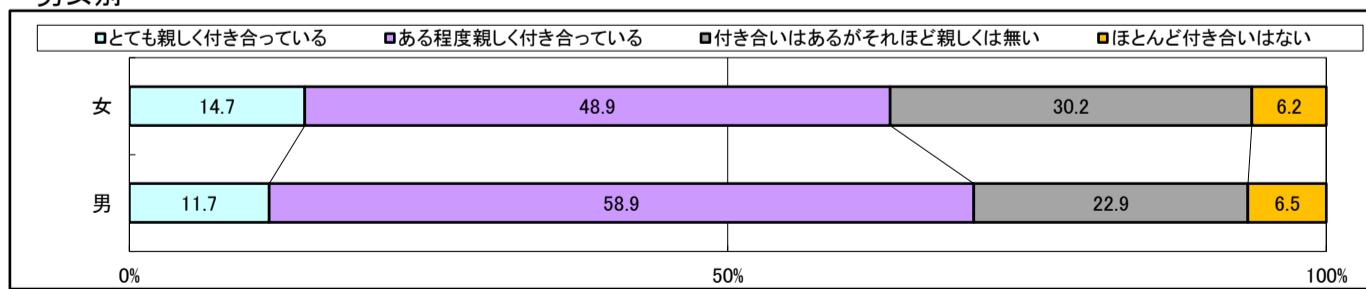
### 30年以上居住している年齢別



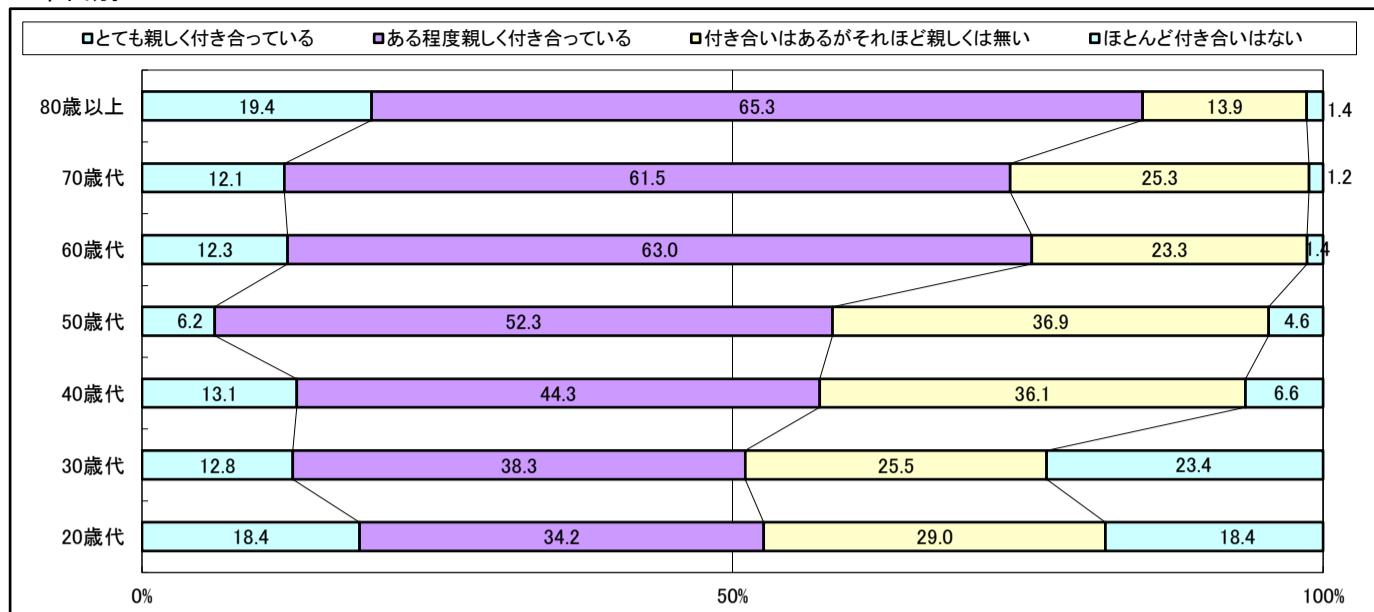
### ○ 近隣や住民同士の付き合いについて 問7 あなたは現在どの程度近所付き合いをしていますか



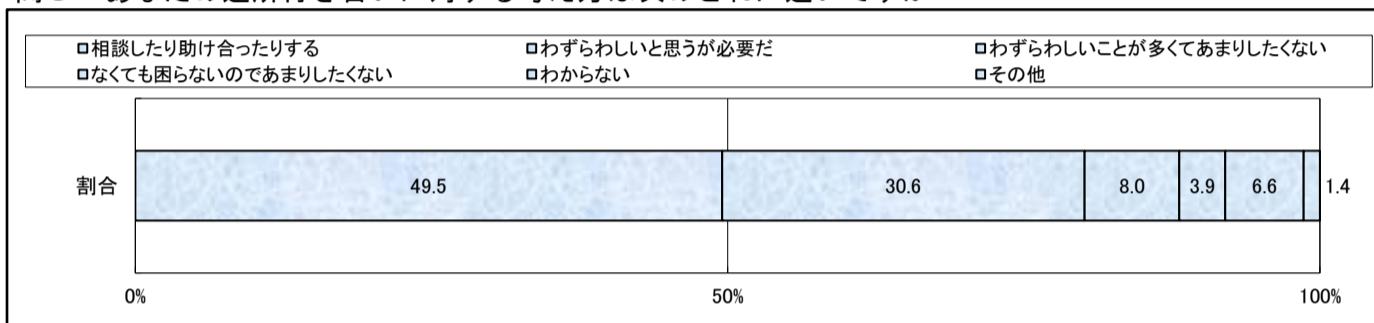
### 男女別



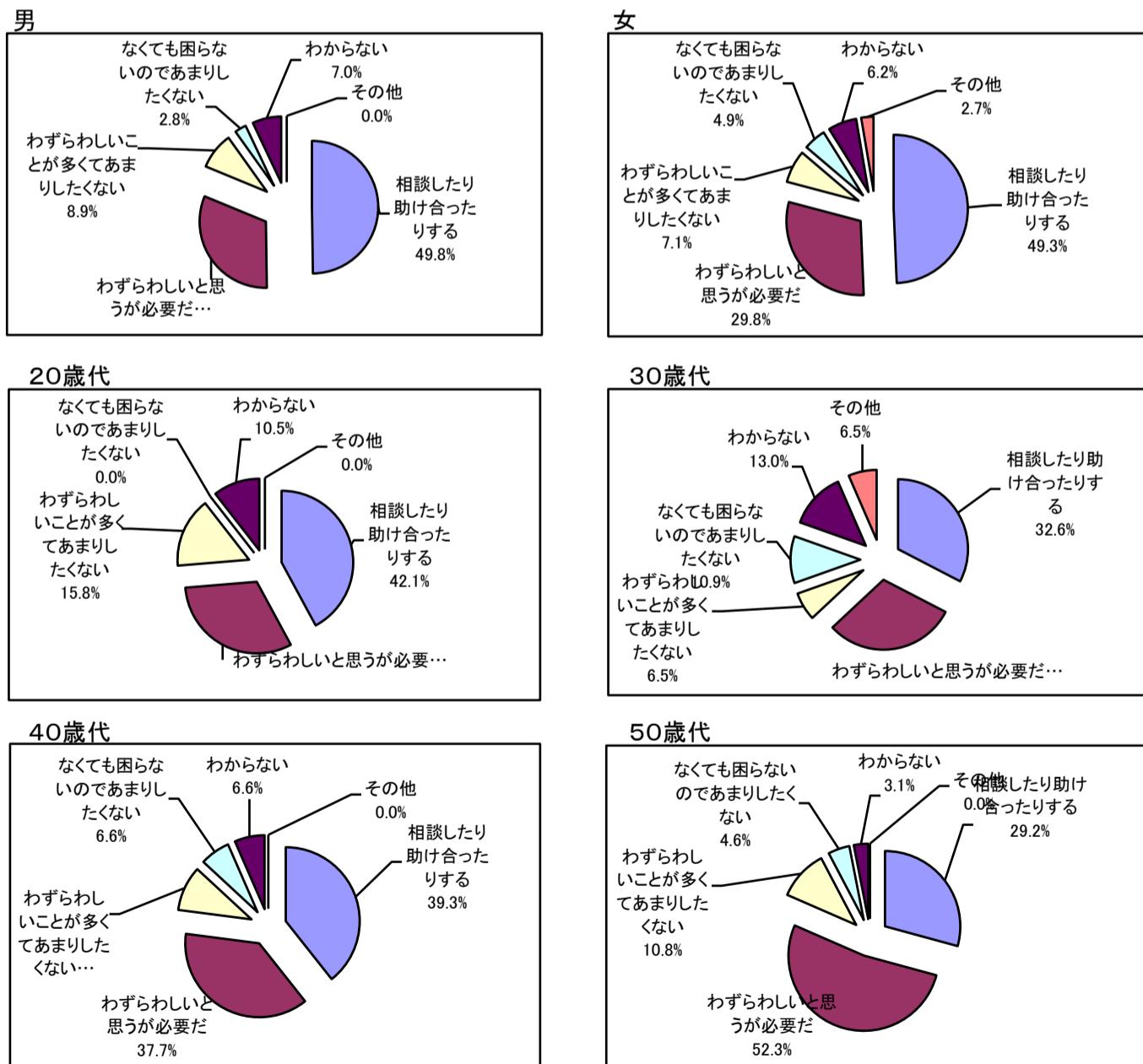
## 年代別



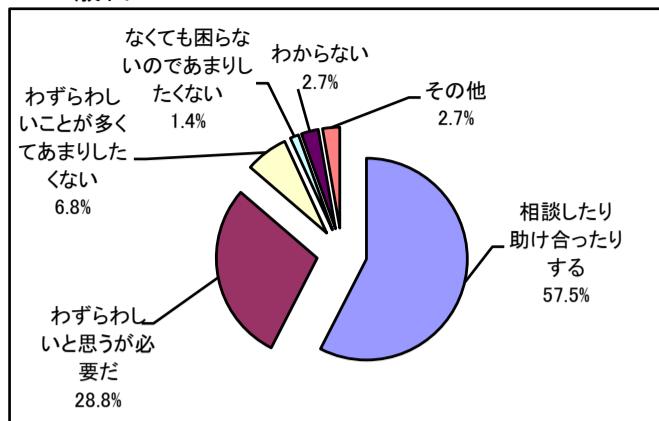
## 問8 あなたの近所付き合いに対する考え方方は次のどれに近いですか



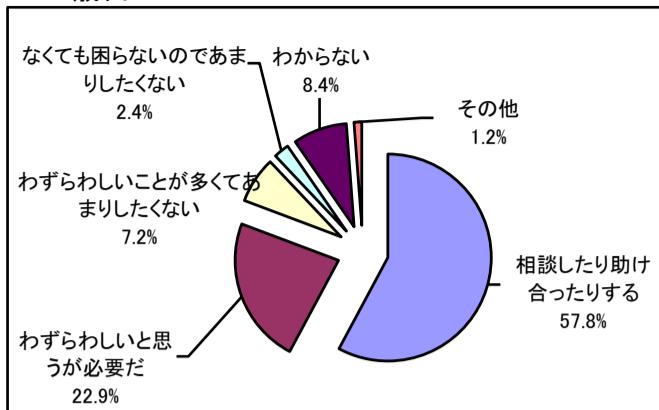
※その他 88～92ページ■各問のその他、自由記載に記載



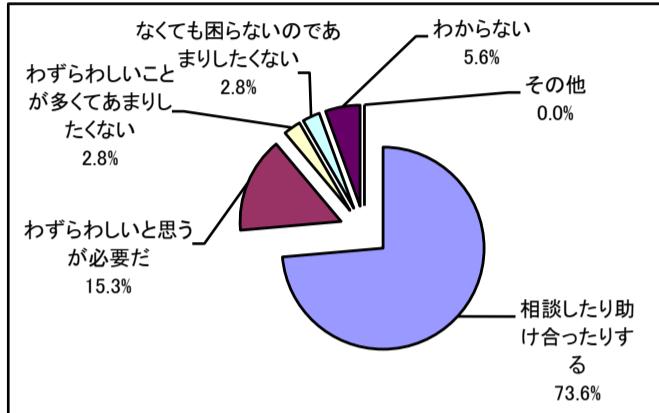
### 60歳代



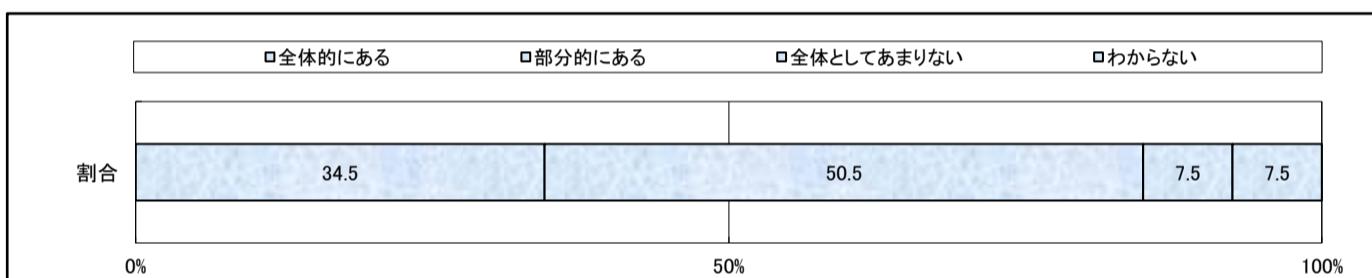
### 70歳代



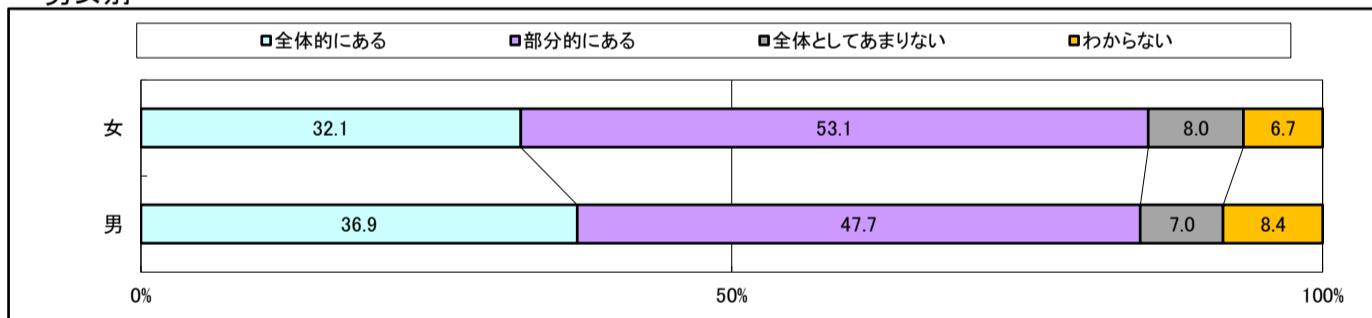
### 80歳以上



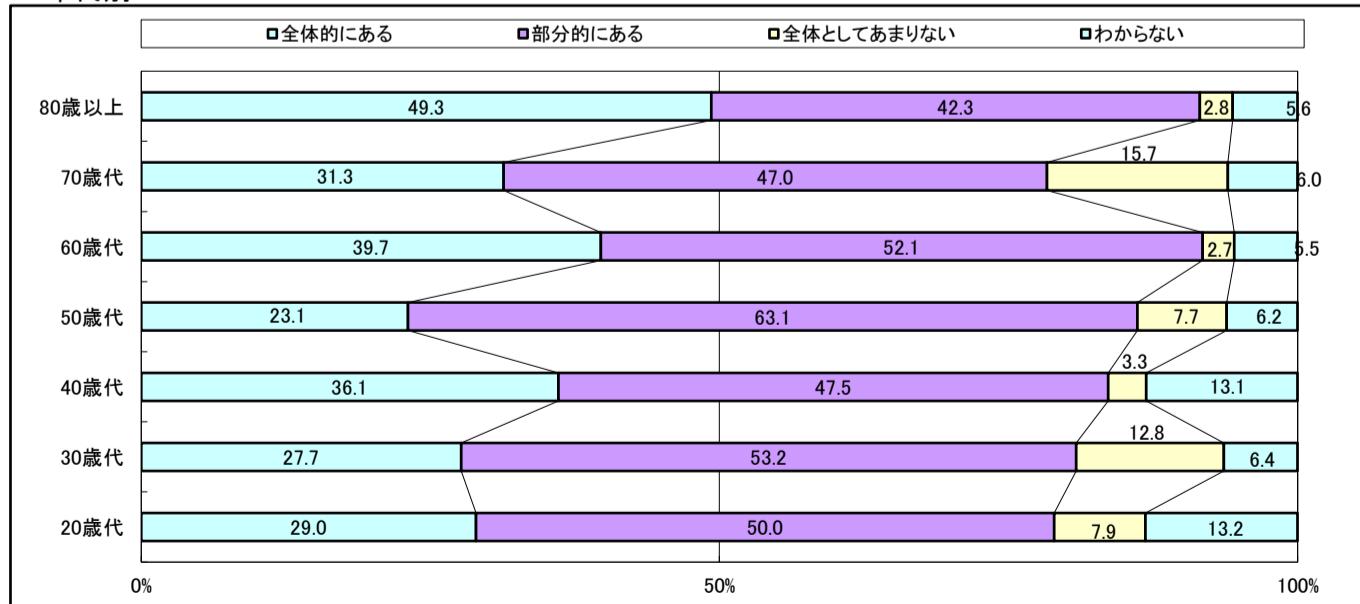
### 問9 あなたのお住まいの地域には、困っている場合に助け合う気風が全体的にありますか



### 男女別

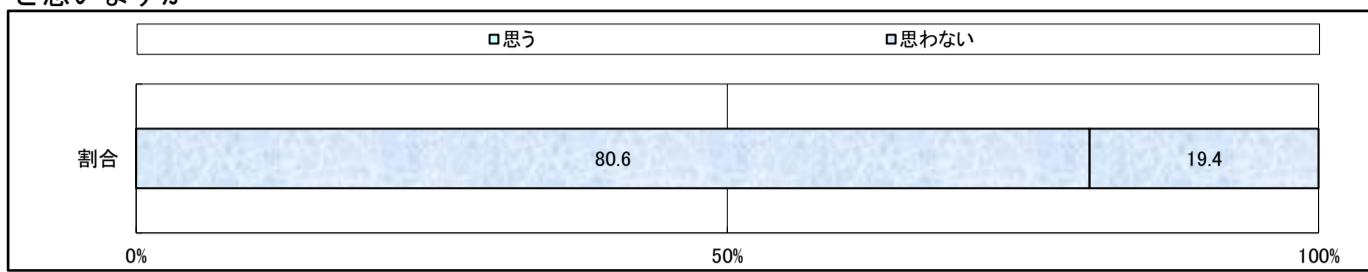


### 年代別



○ 相談について

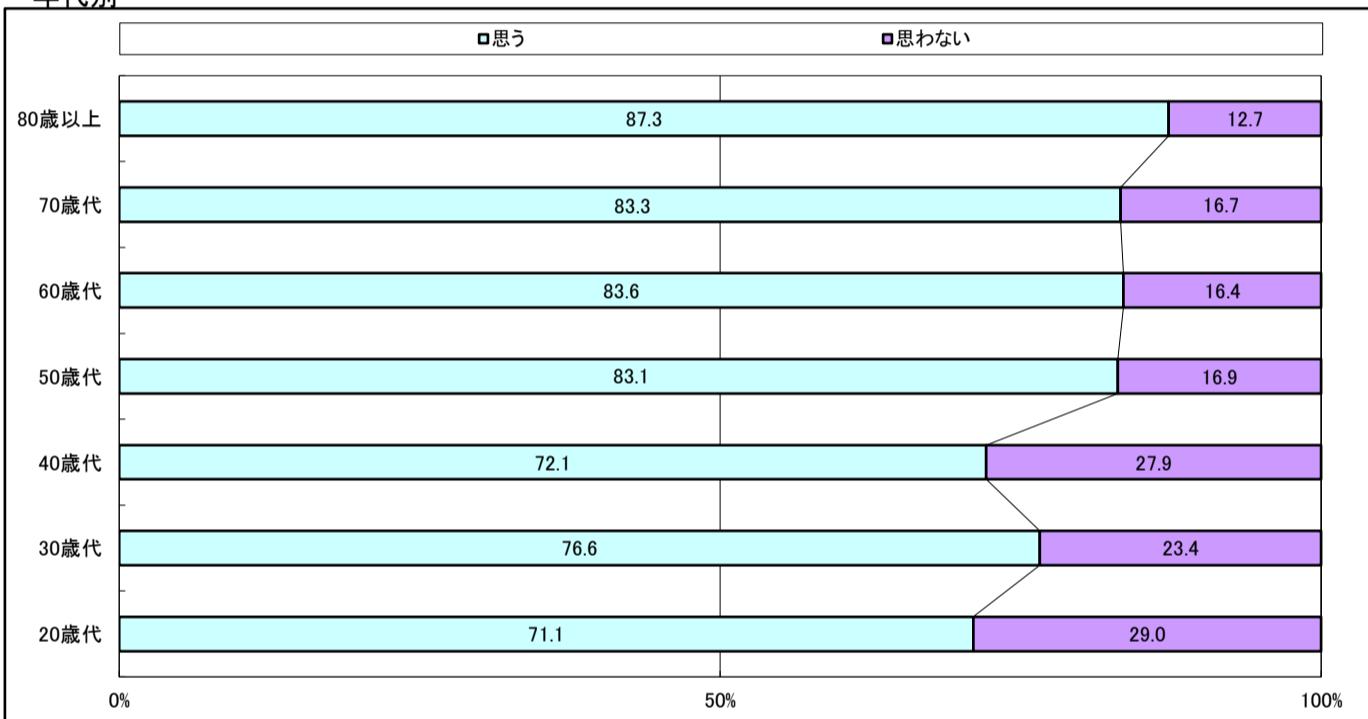
問10 あなたはふだんの暮らしのなかで困ったことがあるときに、誰かに相談したり支援を受けたいと思いますか



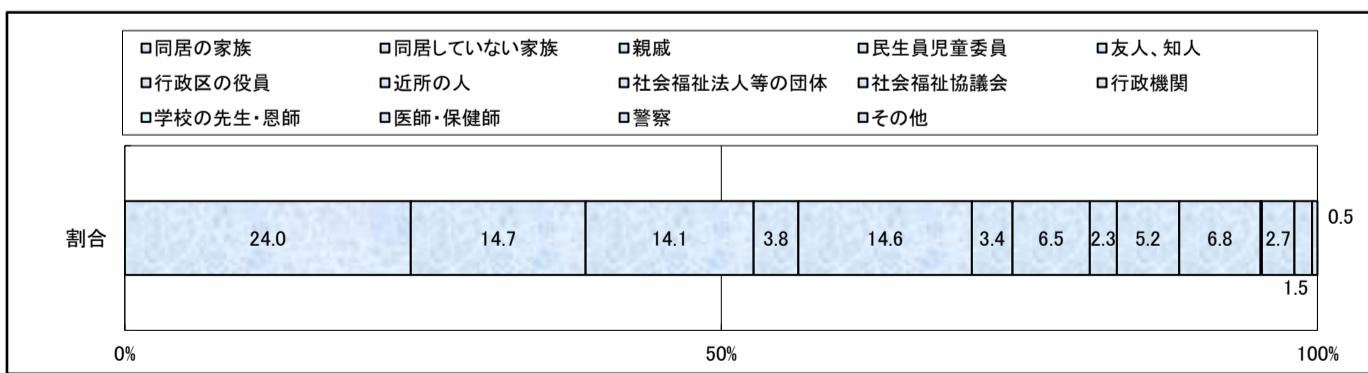
男女別



年代別

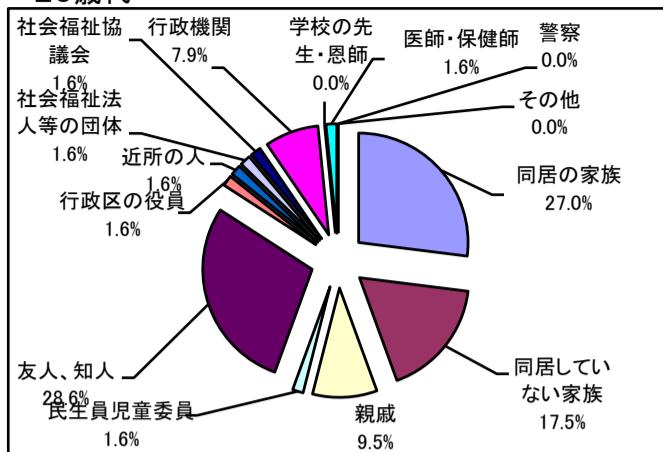


問11 誰に相談したり支援を受けたいですか (あてはまるもの3つまで)

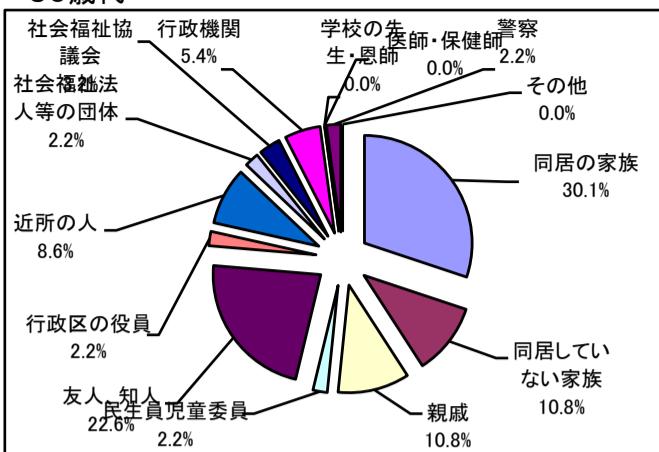


※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載

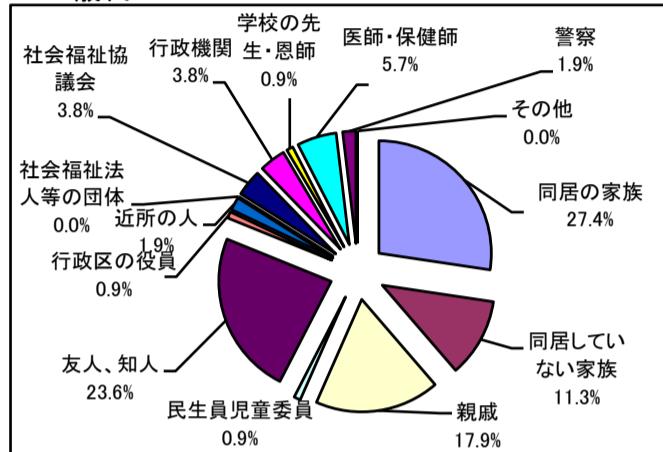
## 20歳代



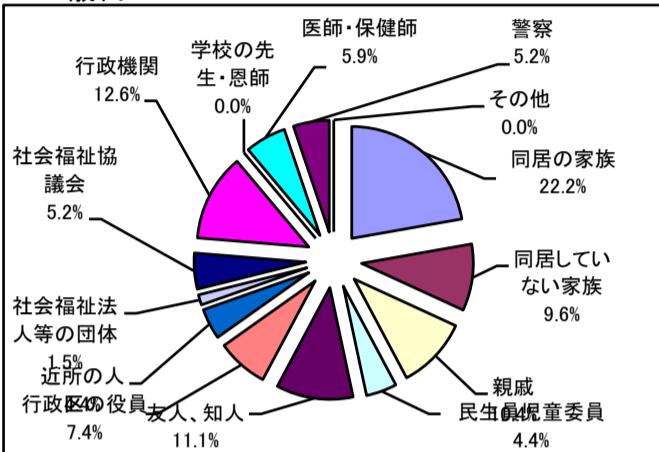
## 30歳代



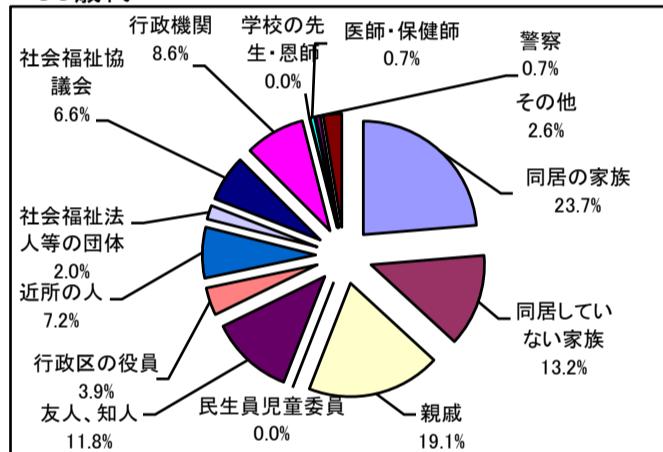
## 40歳代



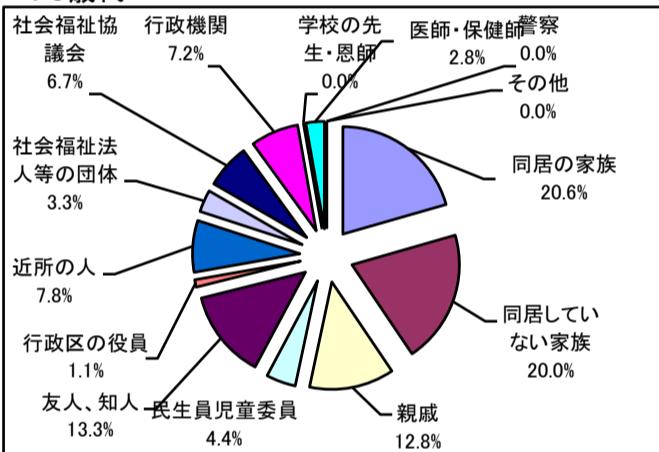
## 50歳代



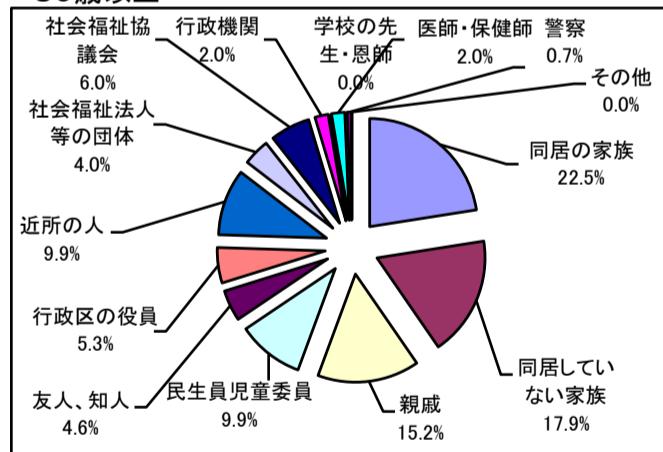
## 60歳代



## 70歳代

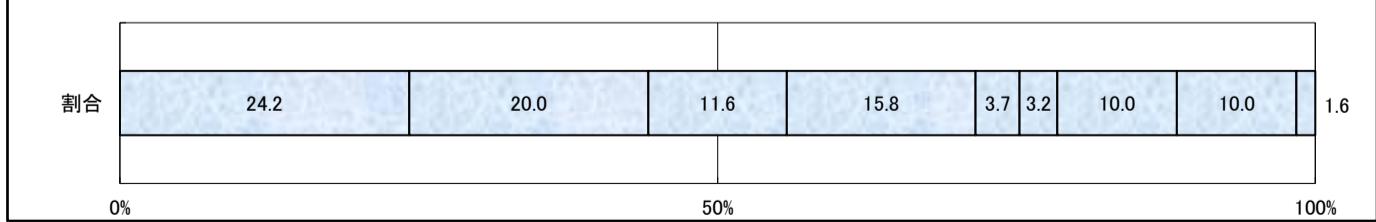


## 80歳以上



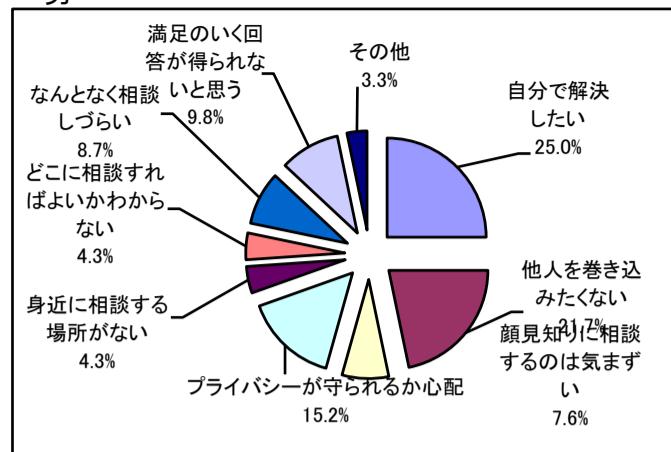
問12 相談したり支援を受けたいと思わない理由は何ですか（あてはまるもの3つまで）

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 自分で解決したい       | <input type="checkbox"/> 他人を巻き込みたくない      | <input type="checkbox"/> 顔見知りに相談するのは気まずい  |
| <input type="checkbox"/> プライバシーが守られるか心配 | <input type="checkbox"/> 身近に相談する場所がない     | <input type="checkbox"/> どこに相談すればよいかわからない |
| <input type="checkbox"/> なんとなく相談しづらい    | <input type="checkbox"/> 満足のいく回答が得られないと思う | <input type="checkbox"/> その他              |

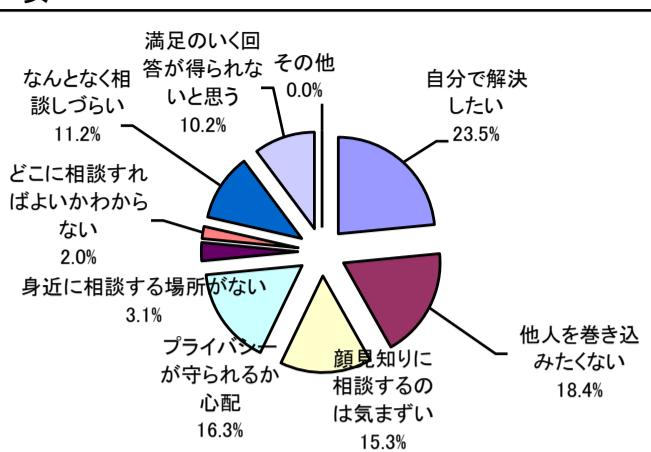


※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載

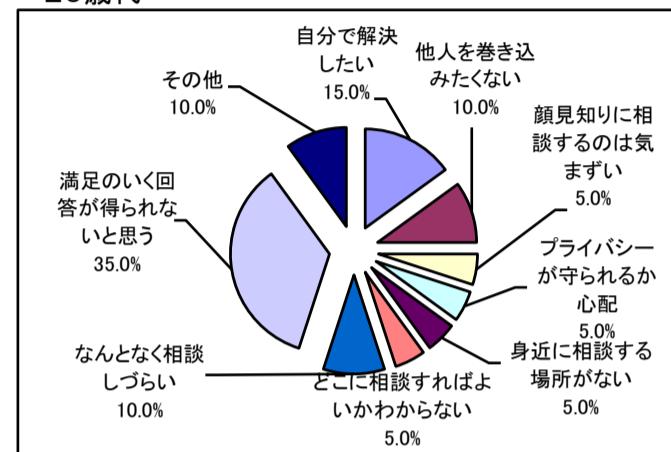
男



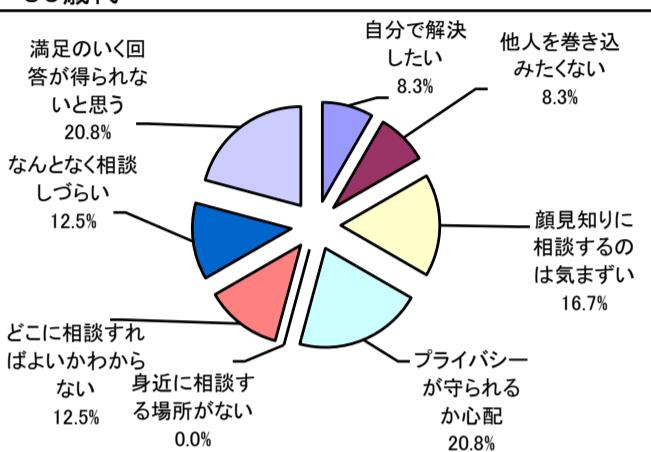
女



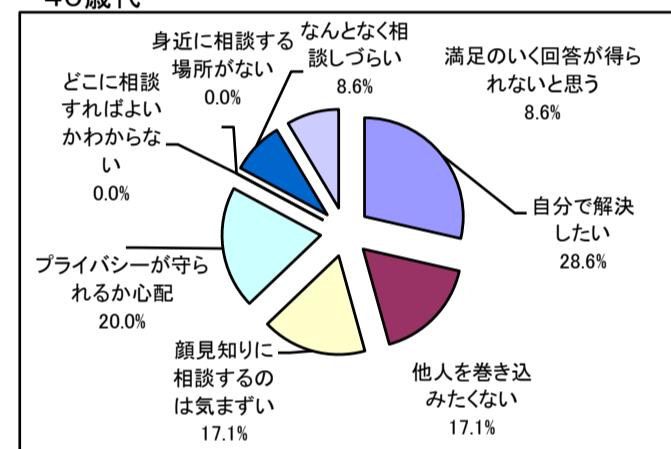
20歳代



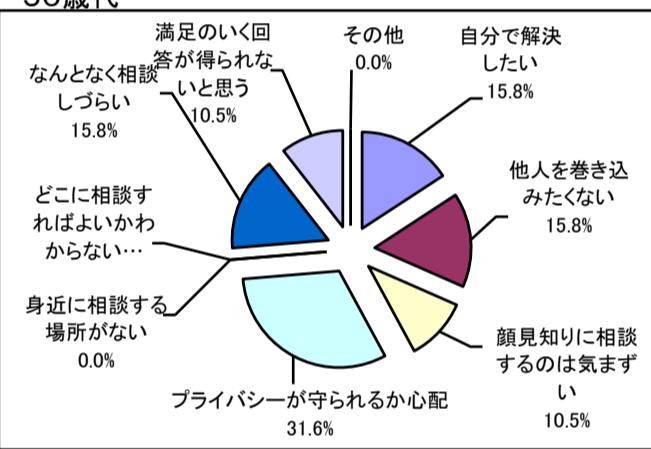
30歳代



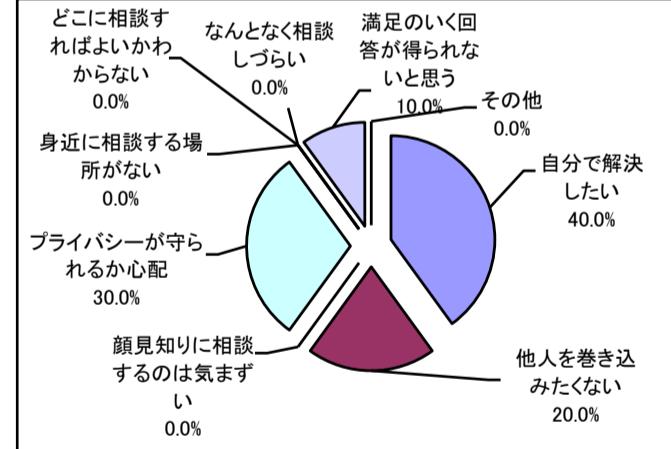
40歳代



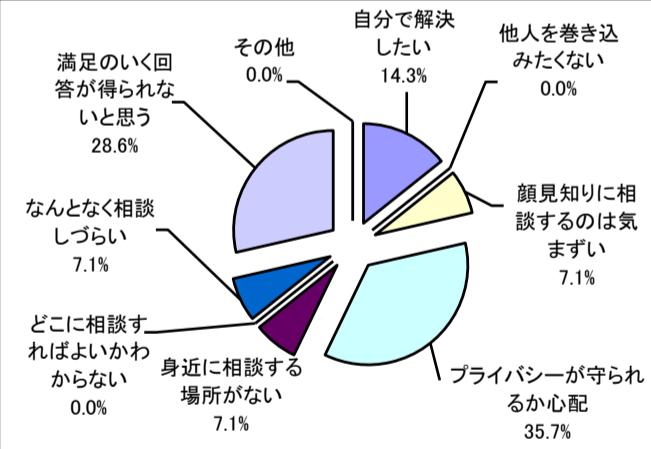
50歳代



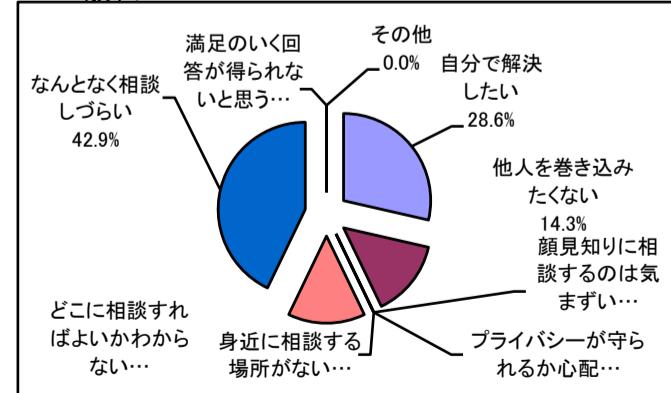
60歳代



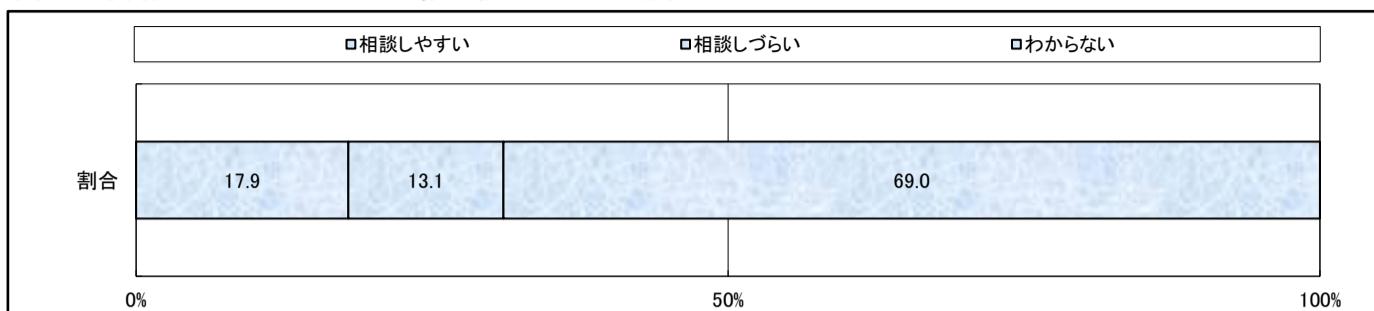
70歳代



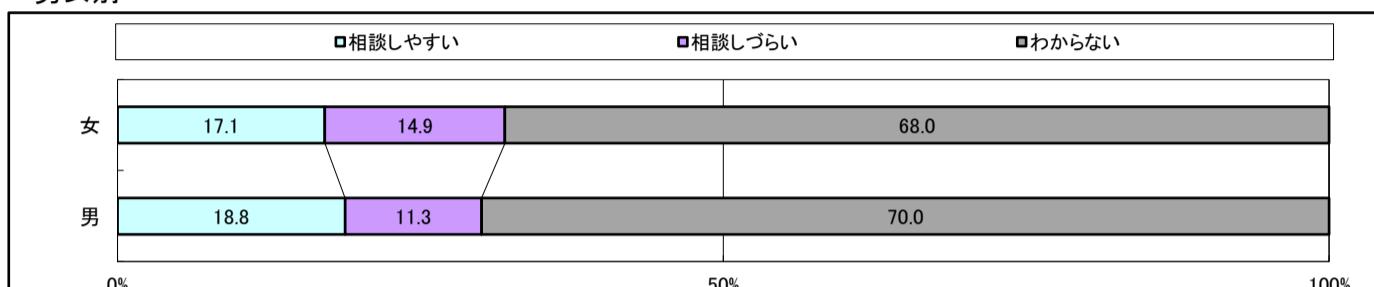
80歳代



問13 役場の窓口または地域包括支援センターは相談しやすいですか



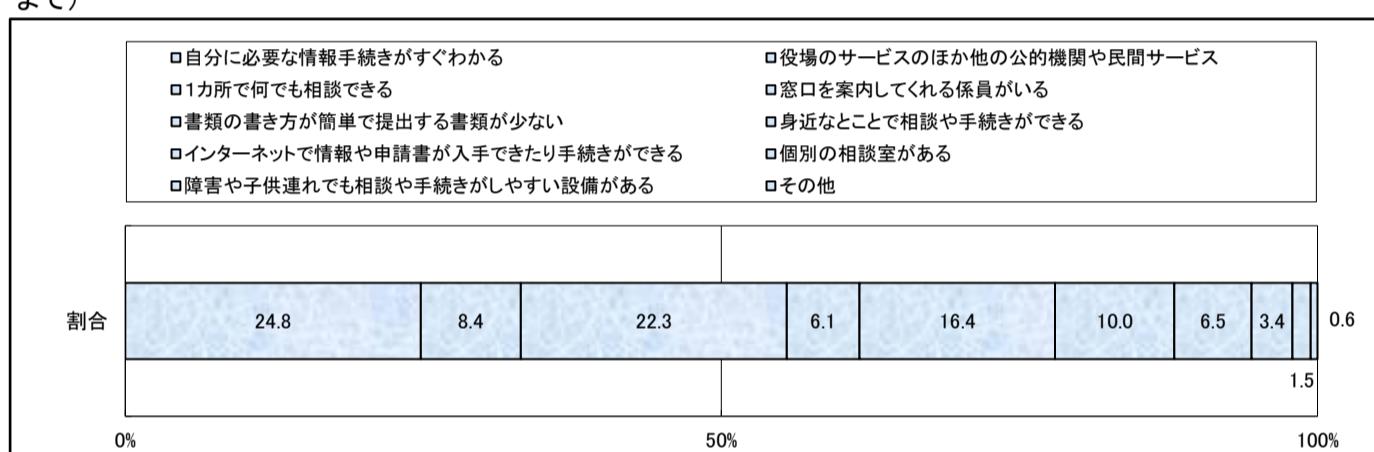
男女別



問14 問13でイと回答された方は、相談しづらい理由をご記入ください

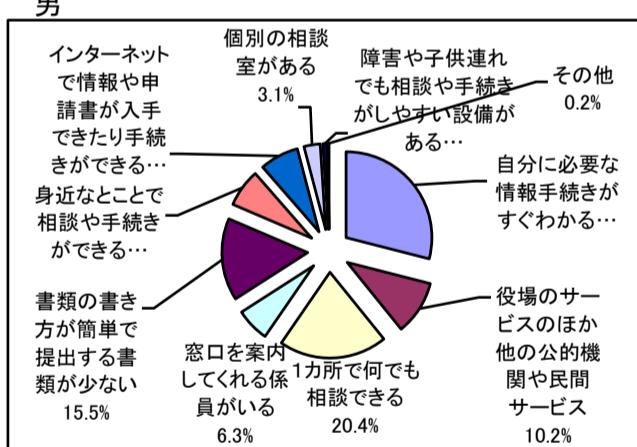
※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載

問15 あなたは役場の窓口に相談や手続きに行く場合、どのような窓口を希望しますか（あてはまるもの3つまで）

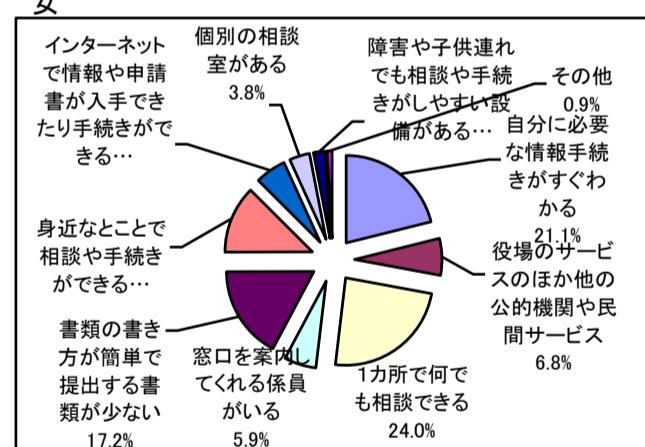


※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載

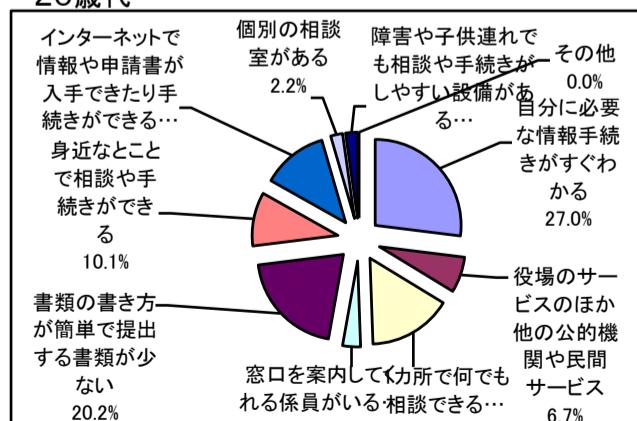
男



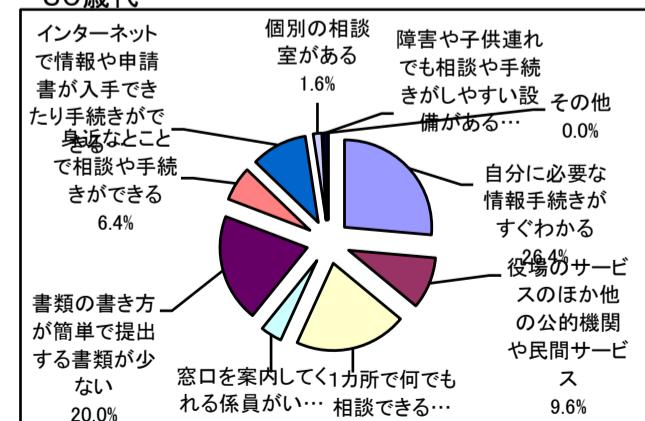
女



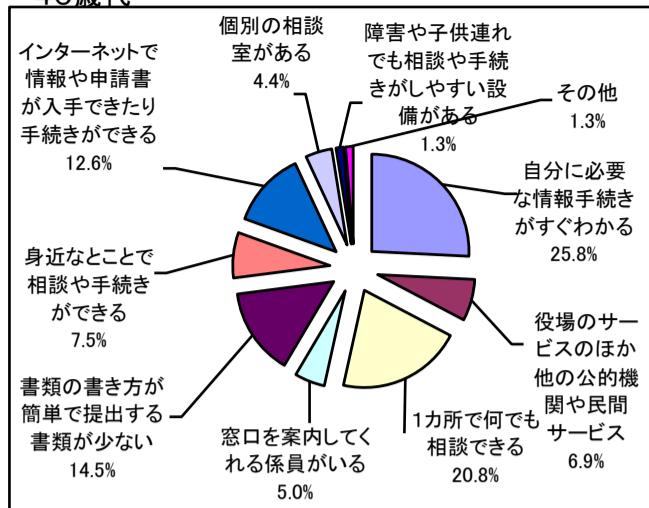
20歳代



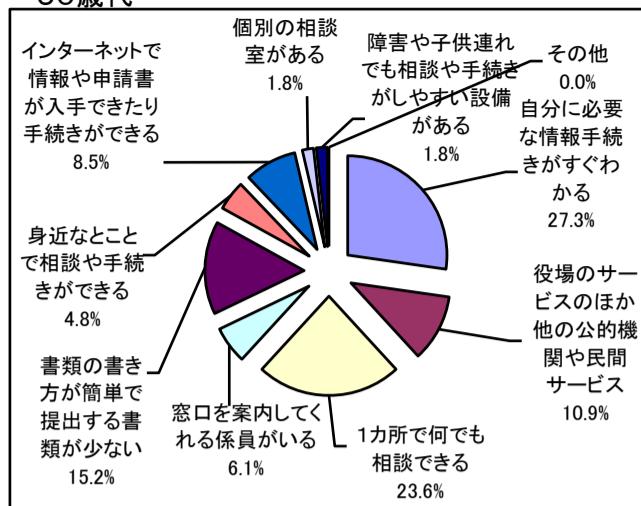
30歳代



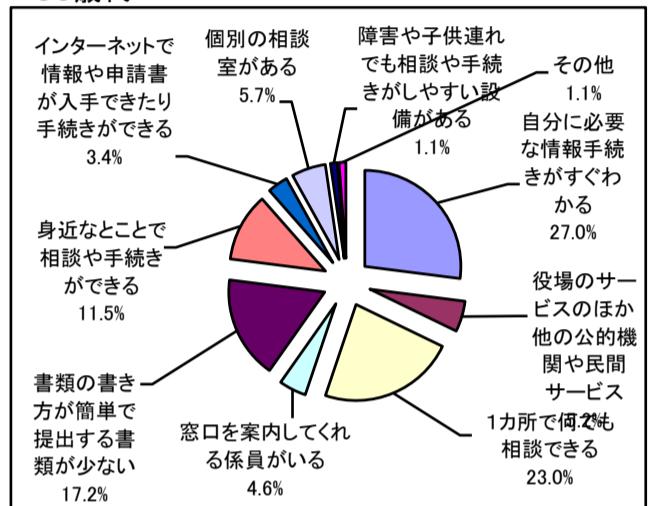
#### 40歳代



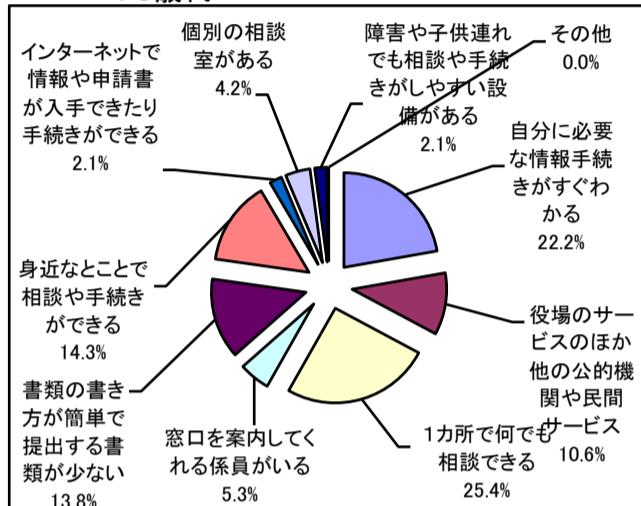
#### 50歳代



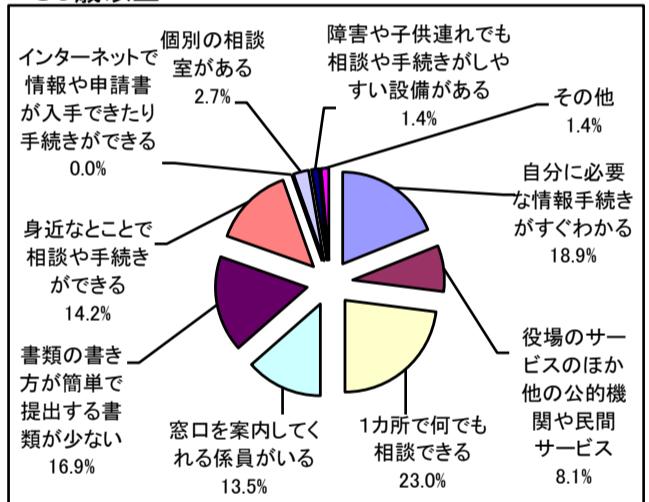
#### 60歳代



#### 70歳代



#### 80歳以上



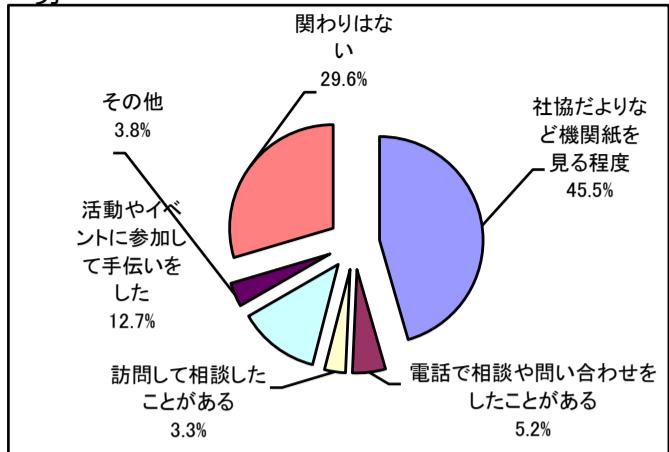
#### ○社会福祉協議会、民生委員・児童委員について

##### 問16 あなたは社会福祉協議会とどのような関わりあいがありますか

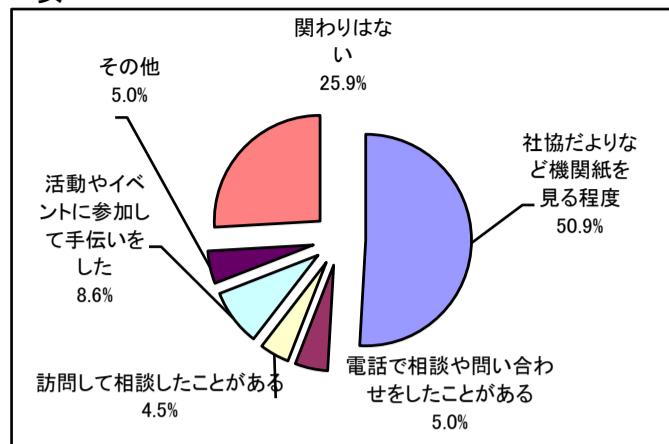
	□社協だよりなど機関紙を見る程度	□活動やイベントに参加して手伝いをした	□電話で相談や問い合わせをしたことがある	□訪問して相談したことがある	□関わりはない
割合	48.3	5.1	3.9	10.6	4.4
	0%	50%	100%		

※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載

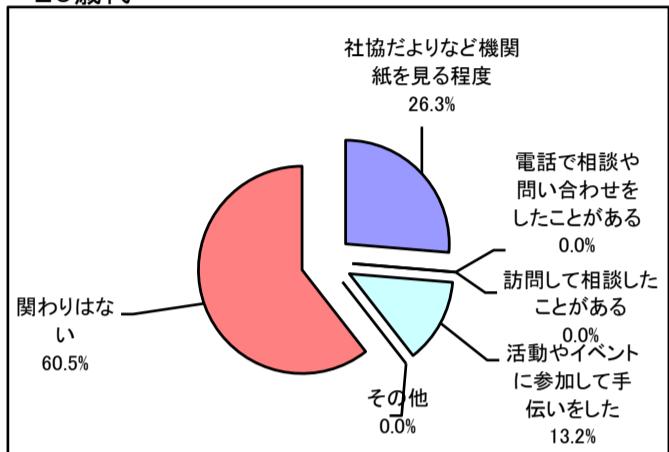
男



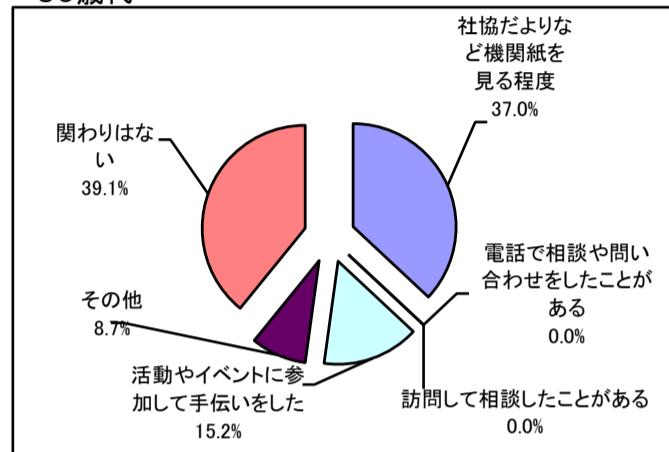
女



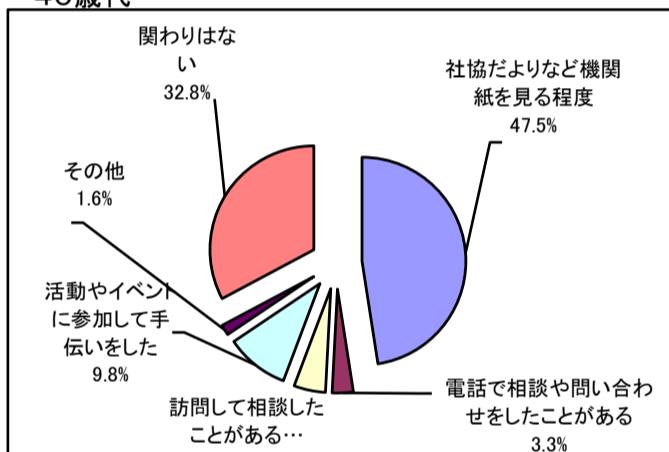
20歳代



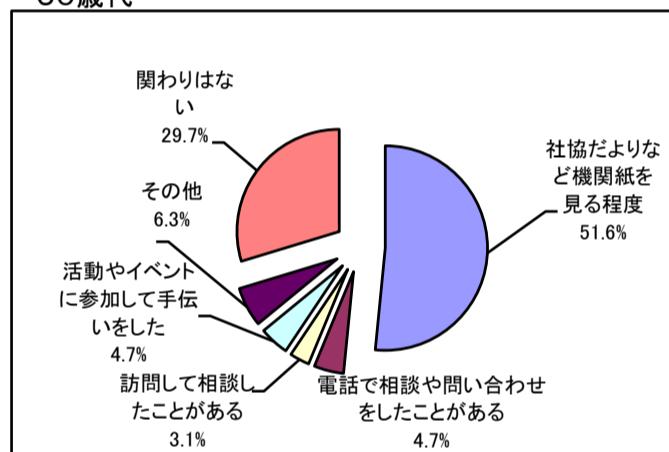
30歳代



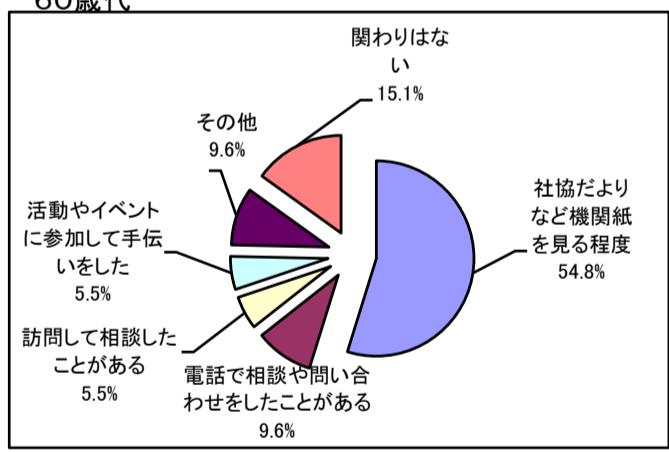
40歳代



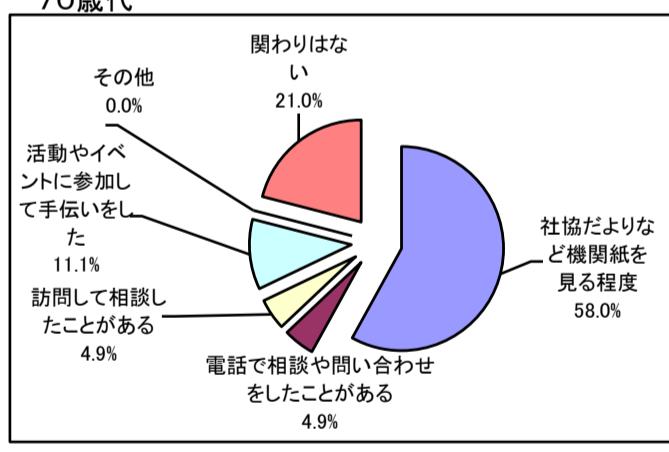
50歳代



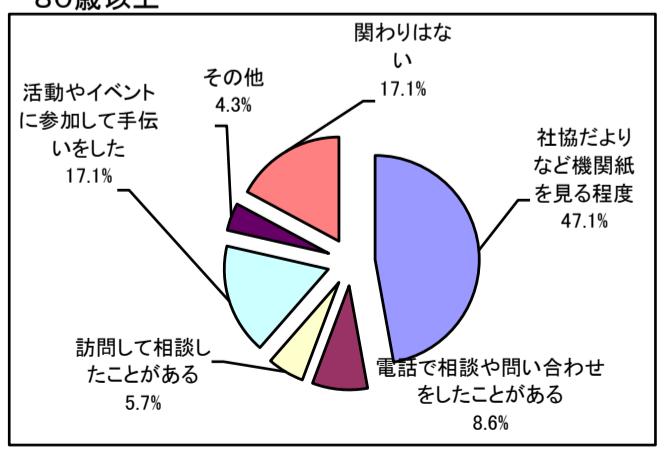
60歳代



70歳代



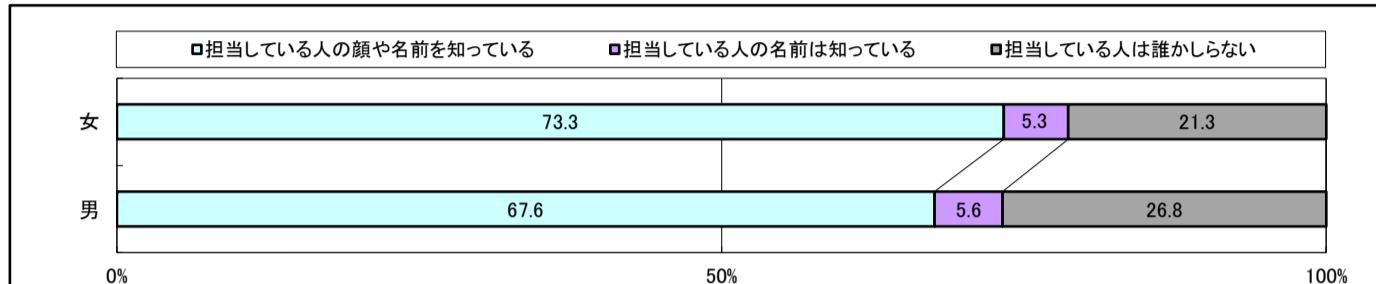
80歳以上



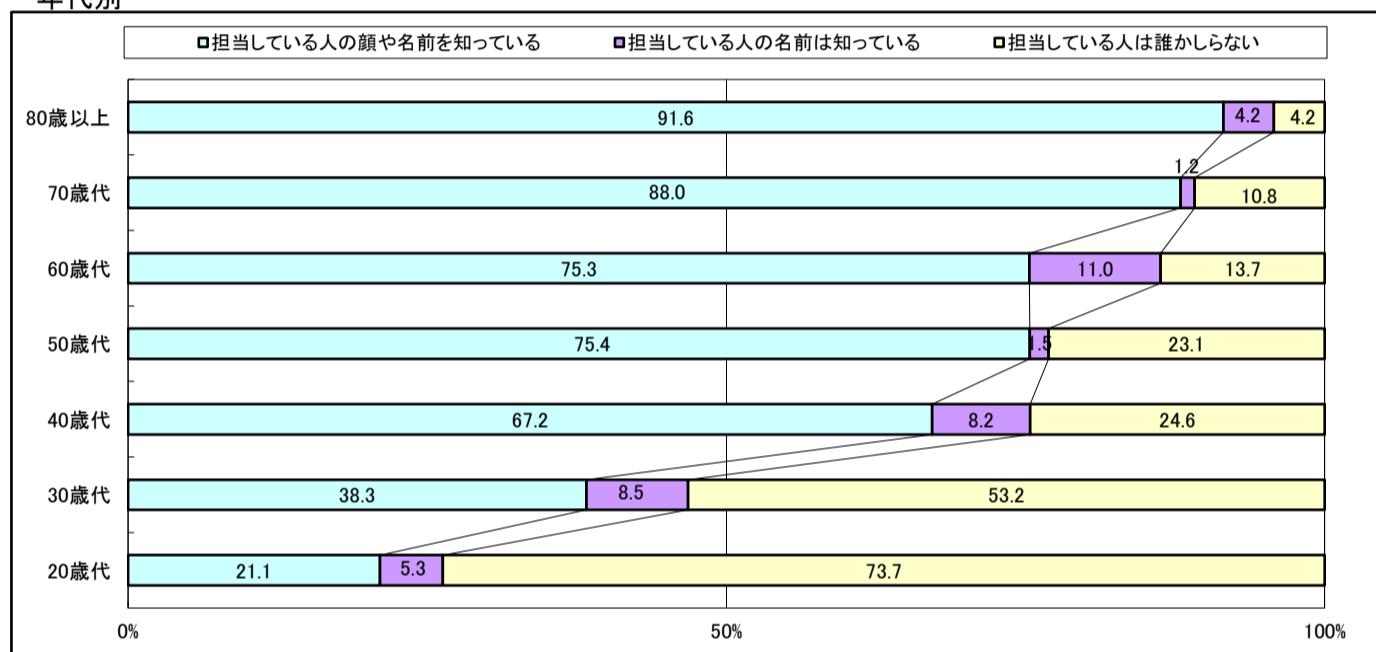
問17 あなたはお住まいの地域の民生委員・児童委員を知っていますか



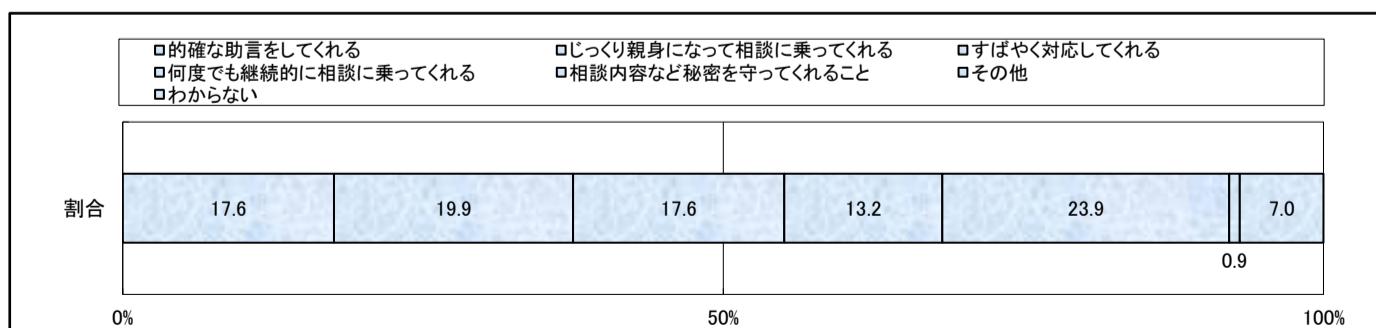
男女別



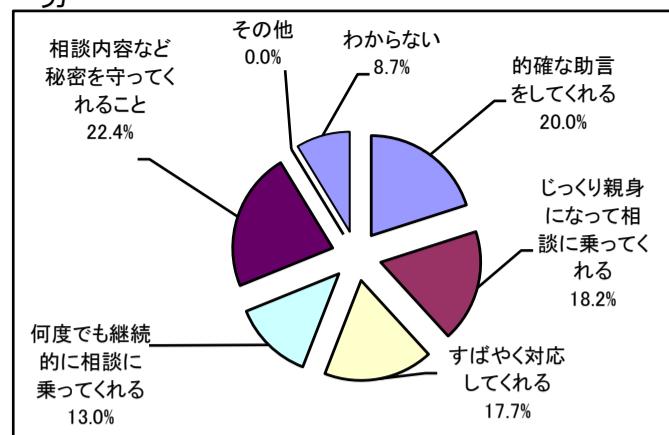
年代別



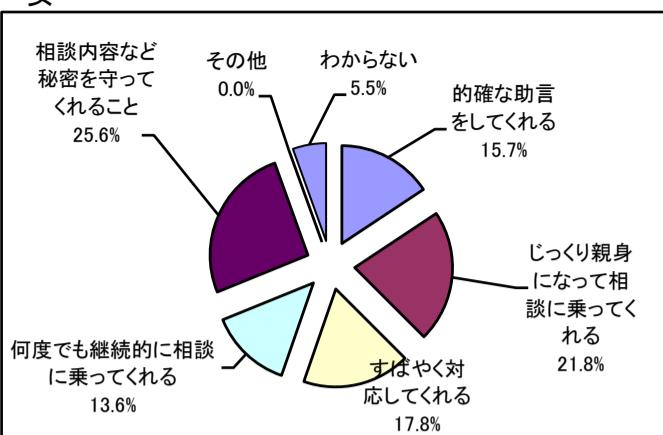
問18 あなたが民生委員・児童委員に相談をする場合、どのような対応をして欲しいと思いますか



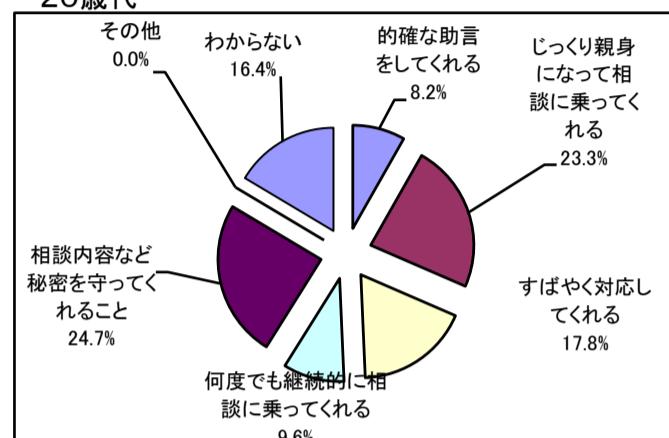
男



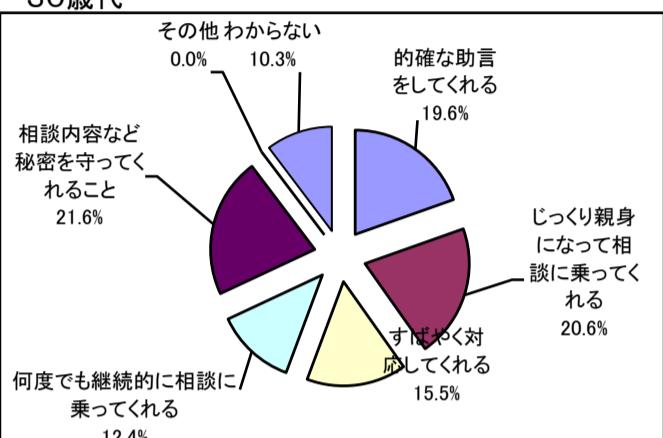
女



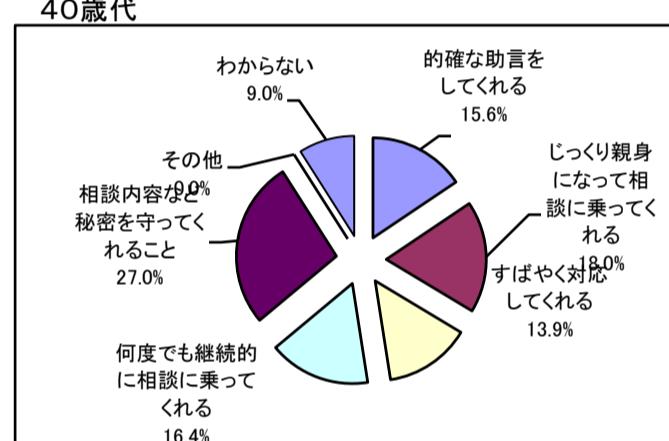
20歳代



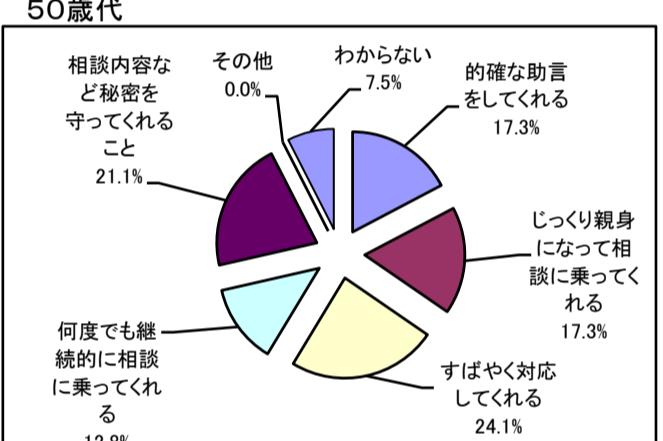
30歳代



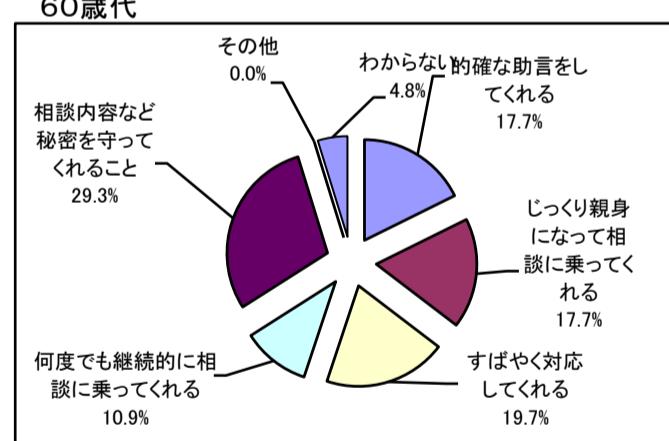
40歳代



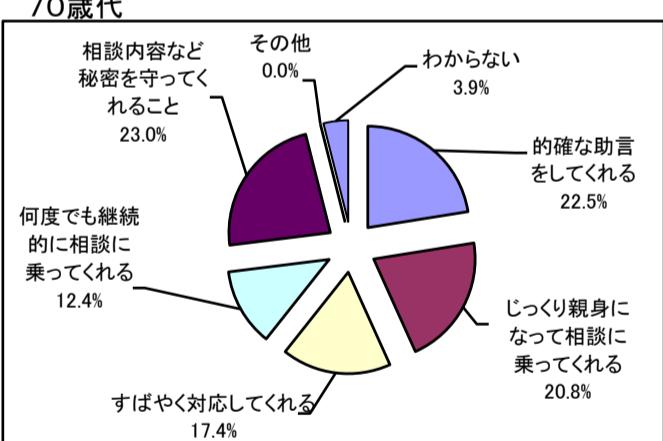
50歳代



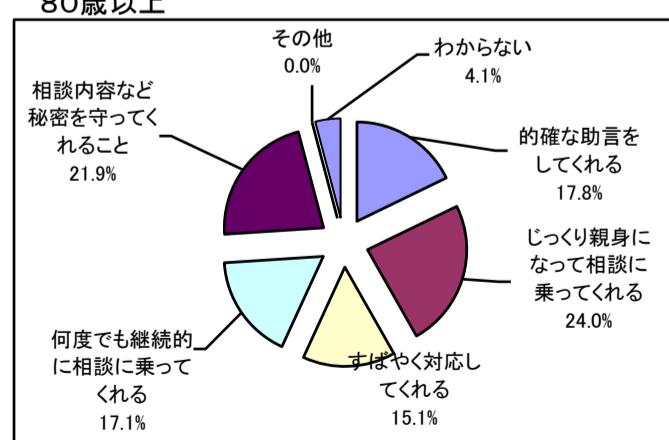
60歳代



70歳代

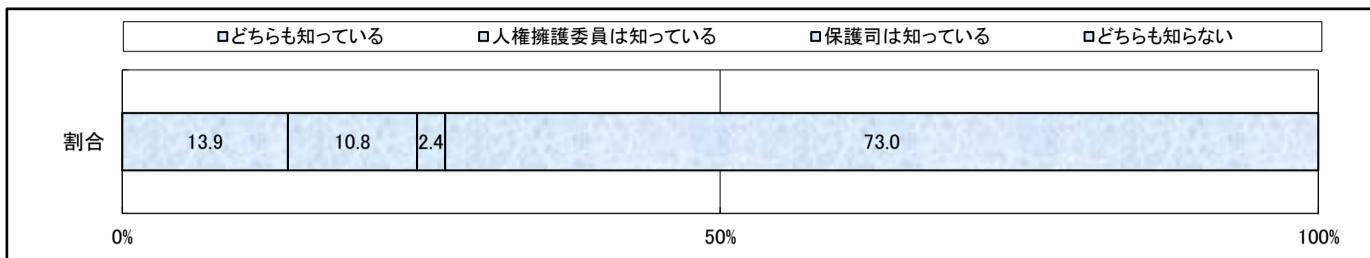


80歳以上

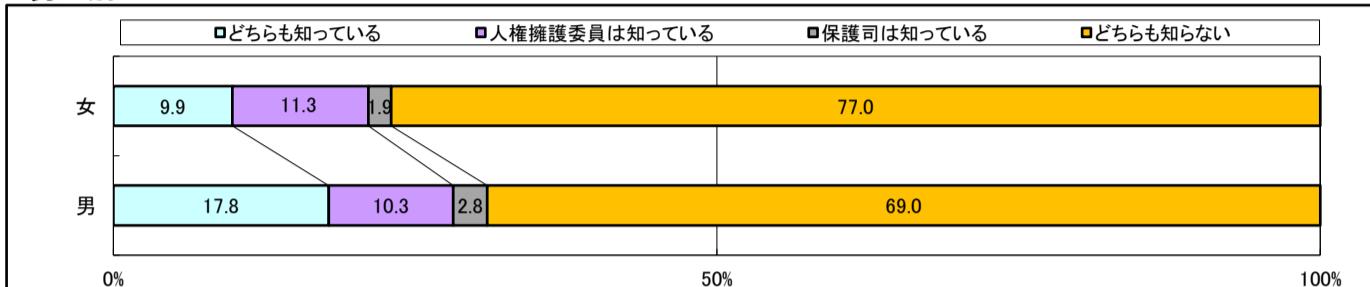


○ 人権について

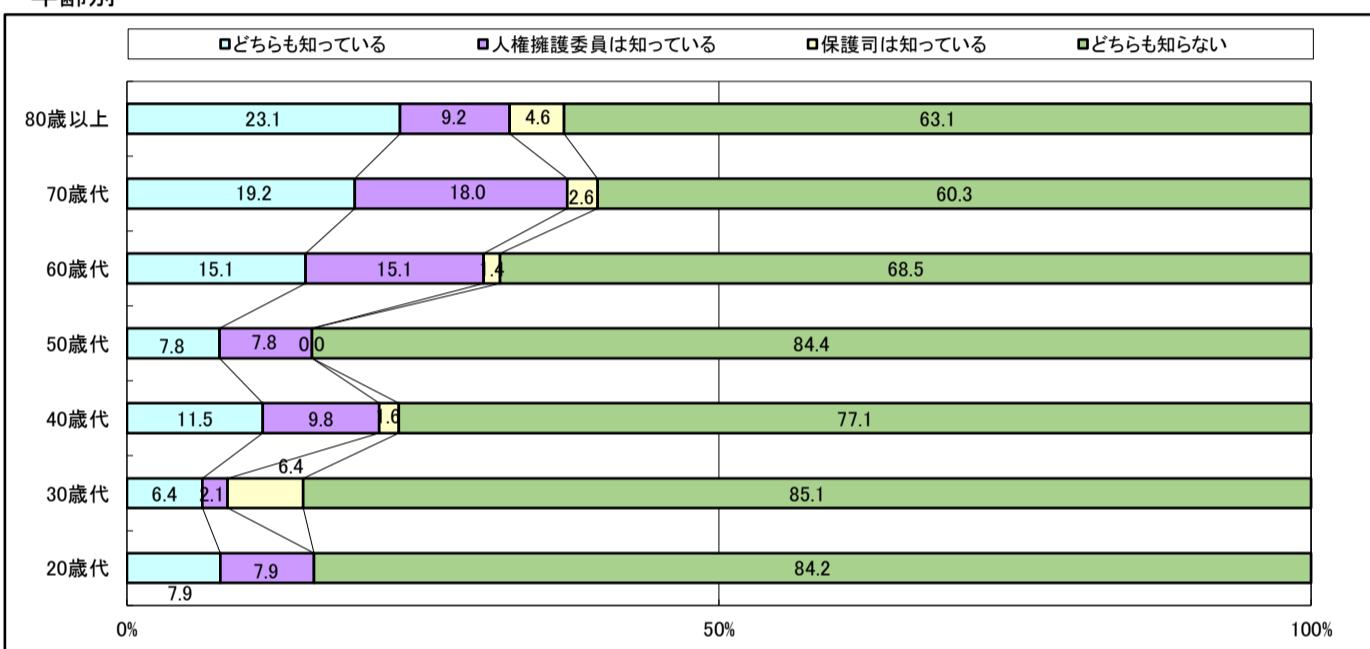
問19 あなたは、町内の人権擁護委員、保護司を知っていますか



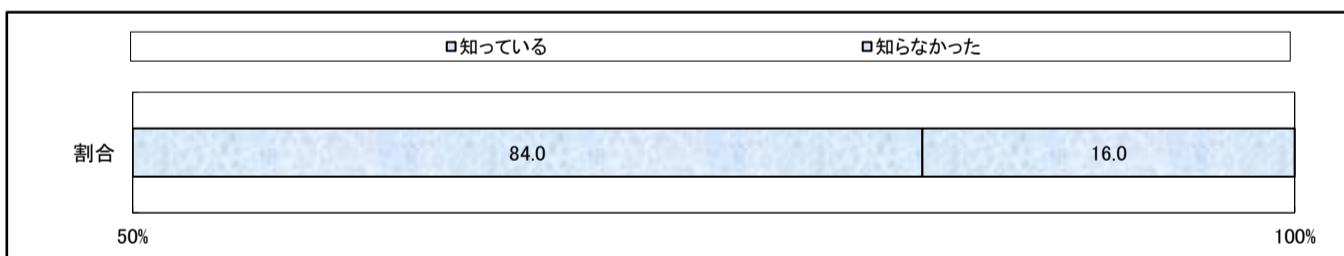
男女別



年齢別



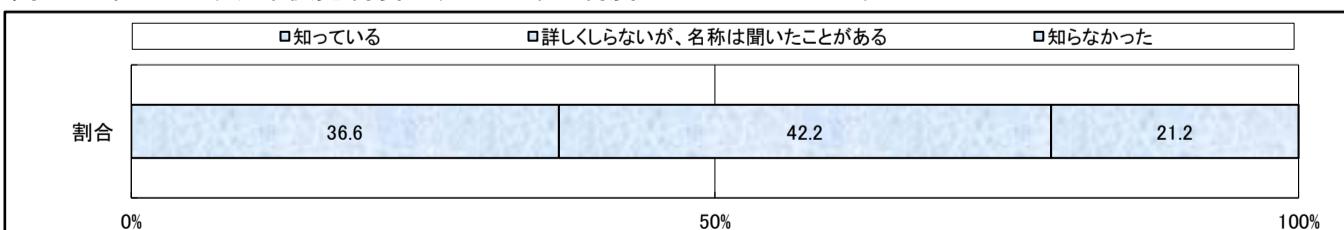
問20 あなたは、児童や高齢者への虐待、家庭内暴力などが、人権侵害にあたることをご存知ですか



問21 あなたは児童虐待の疑いのある家庭を見つけたら、役場や児童相談所に知らせることが義務づけられていることをご存知ですか

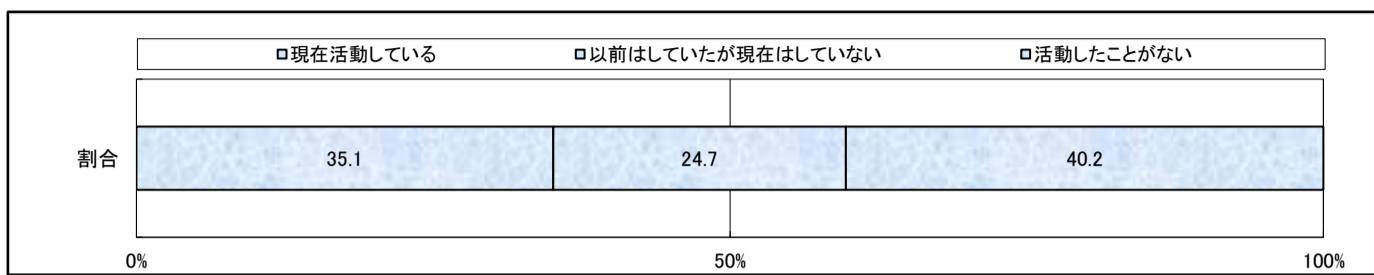


問22 あなたは、成年後見制度が、どのような制度なのか知っていますか

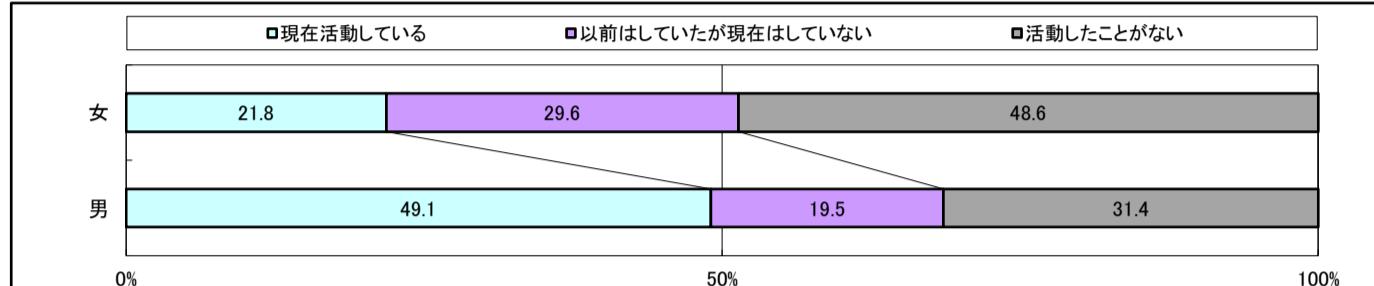


## ○ 地域活動・ボランティアについて

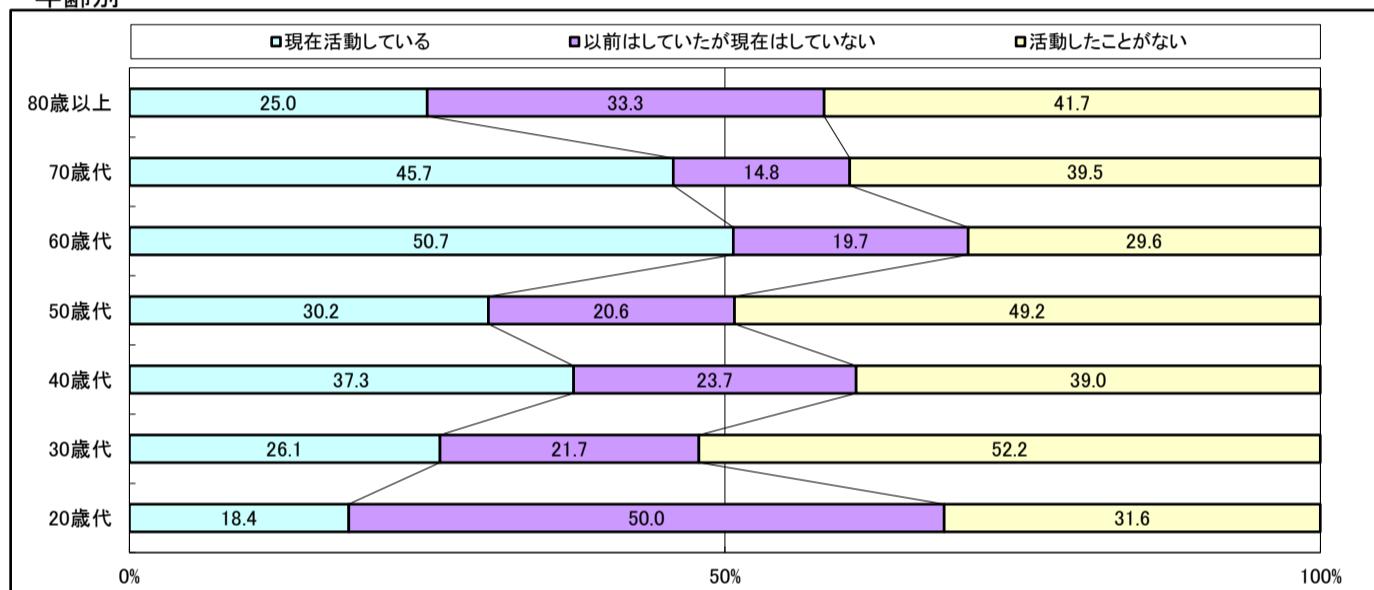
問23 あなたは、これまでに地域活動やボランティア活動をしたことがありますか



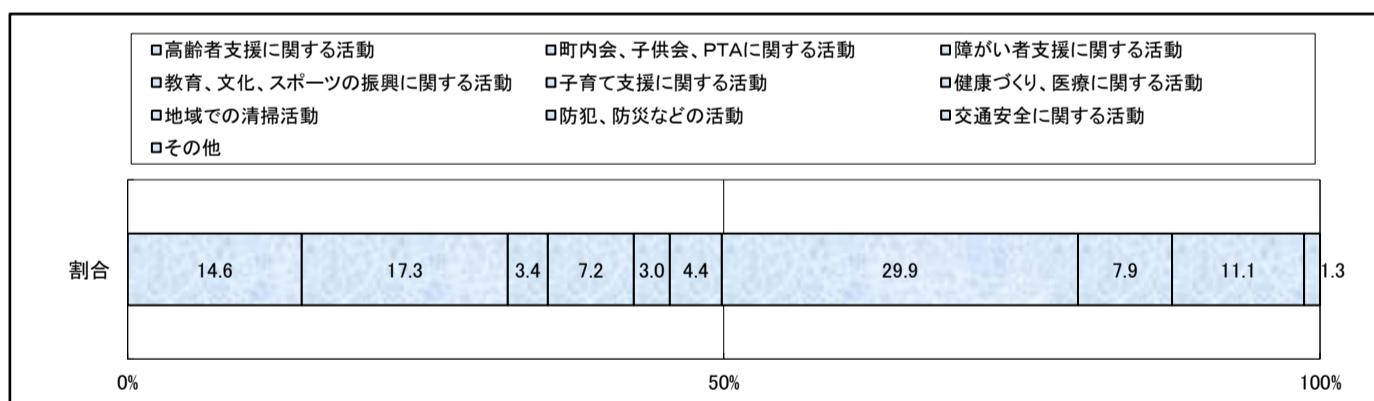
### 男女別



### 年齢別

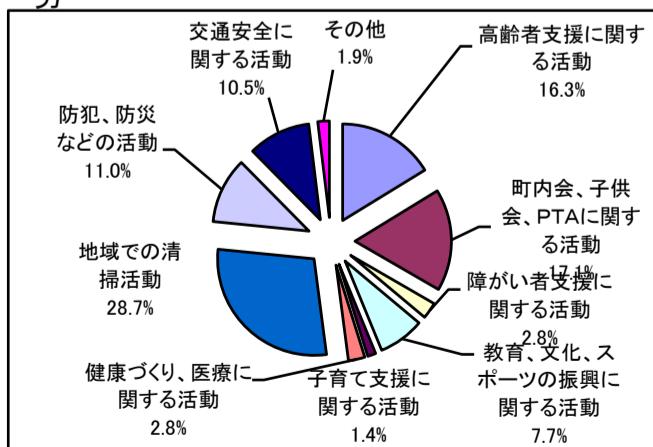


問24 どのような活動をしていますか（活動をしましたか）

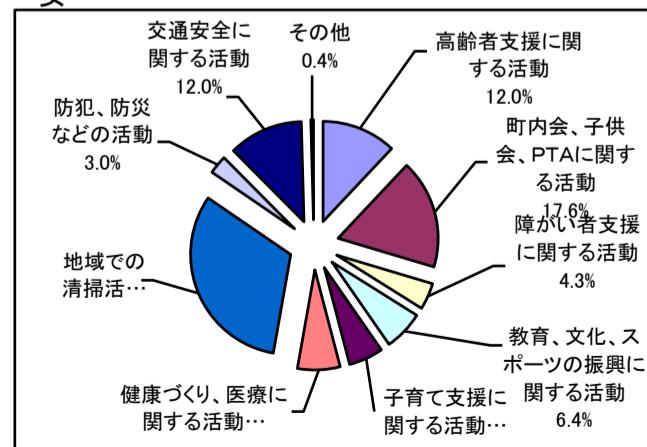


※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載

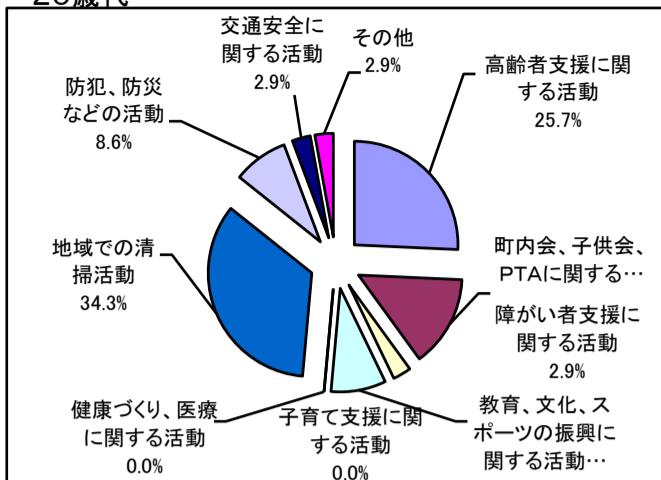
### 男



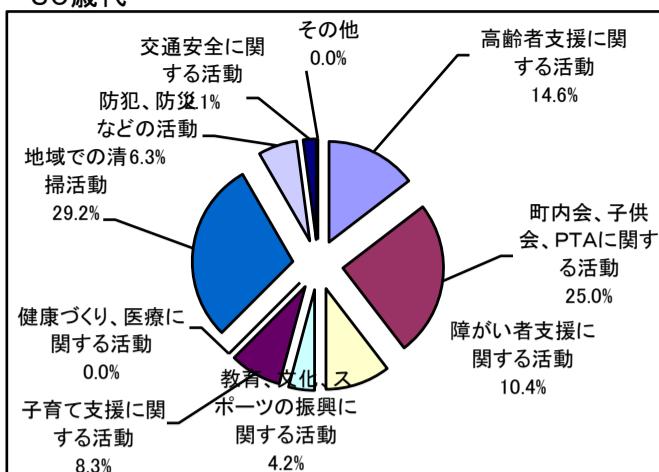
### 女



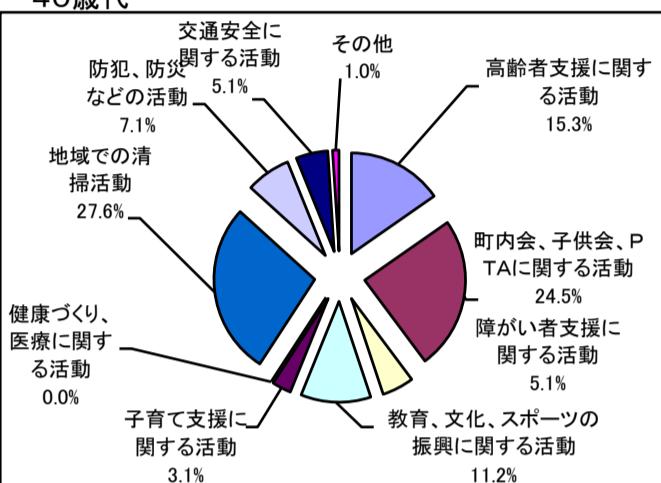
20歳代



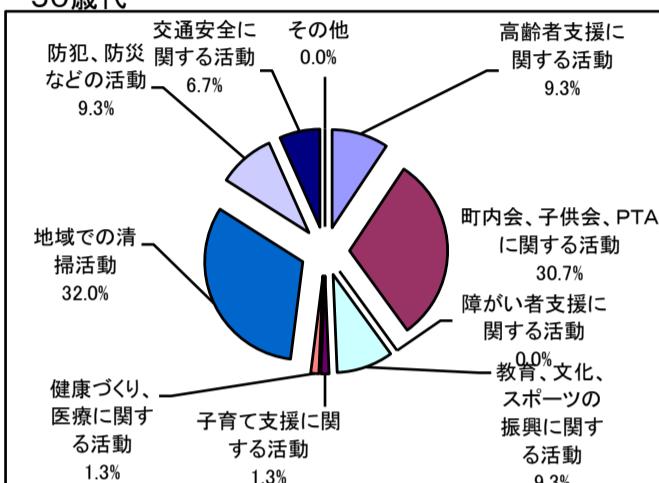
30歳代



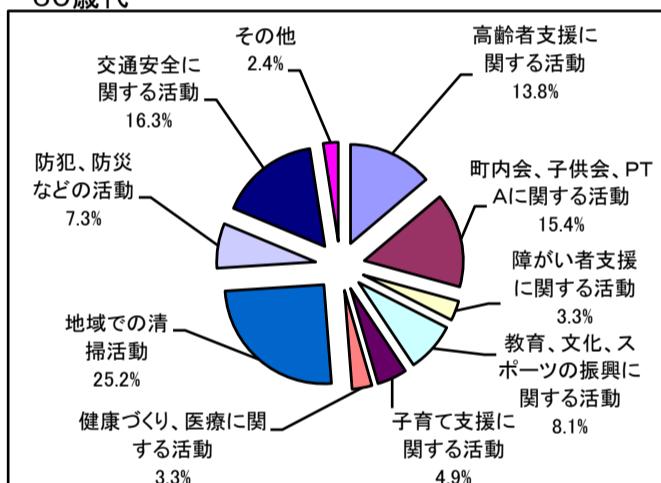
40歳代



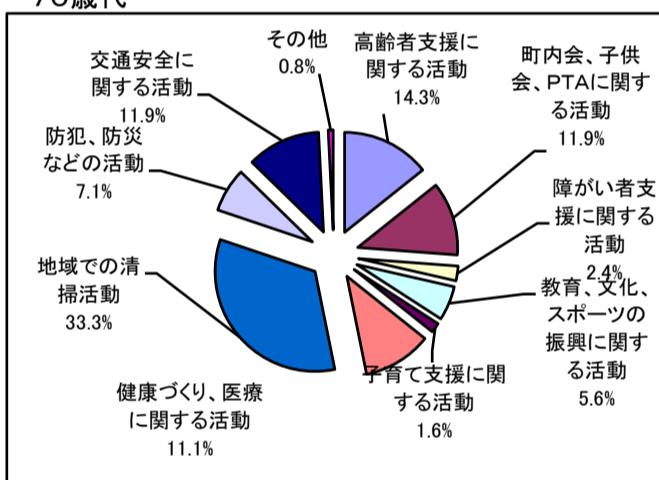
50歳代



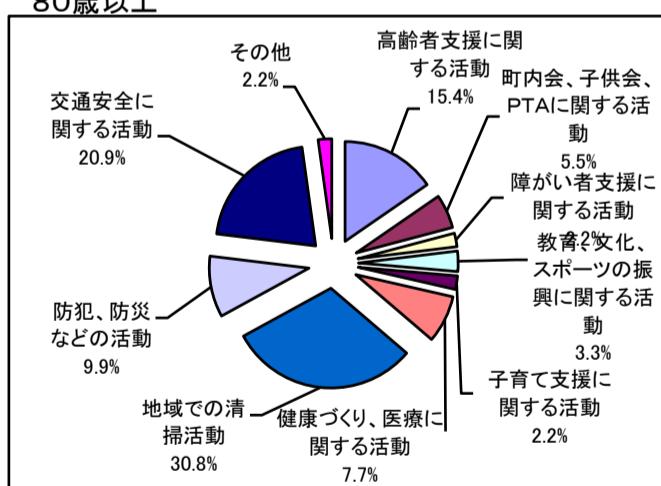
60歳代



70歳代



80歳以上

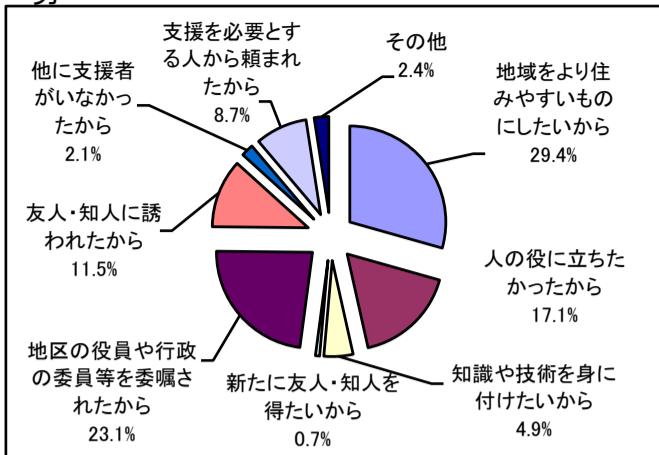


## 問25 活動のきっかけはどのような理由ですか (3つまで)

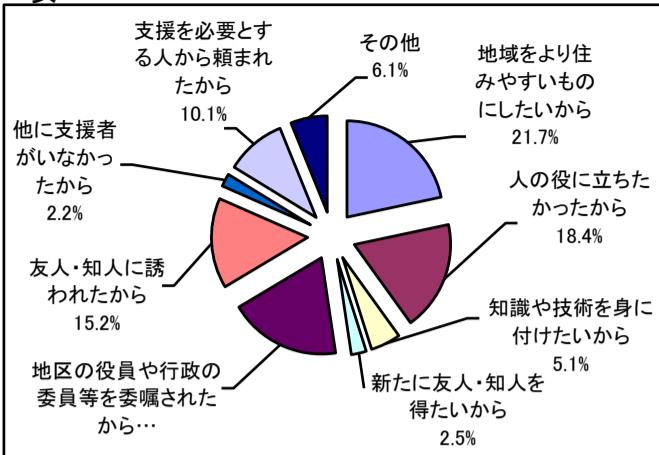
□地域をより住みやすいものにしたいから	□人の役に立ちたかったから	□知識や技術を身に付けたいから
□新たに友人・知人を得たいから	□地区的役員や行政の委員等を委嘱されたから	□友人・知人に誘われたから
□他に支援者がいなかったから	□支援を必要とする人から頼まれたから	□その他
29.4	17.1	3.8
30.8	18.2	11.0
7.7	3.6	11.0
2.2	3.3	3.3
0%	50%	100%

※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載

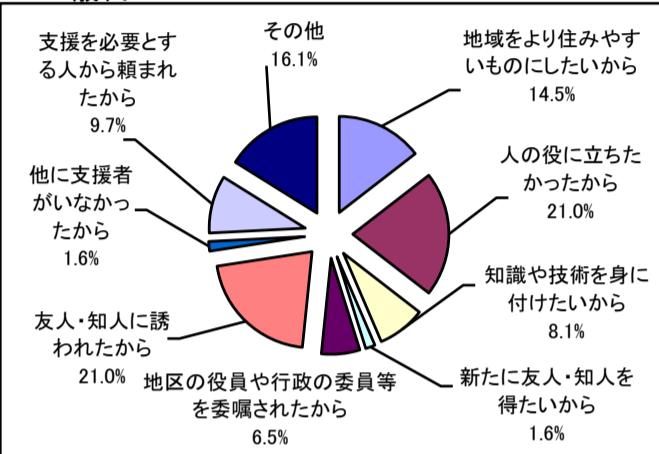
男



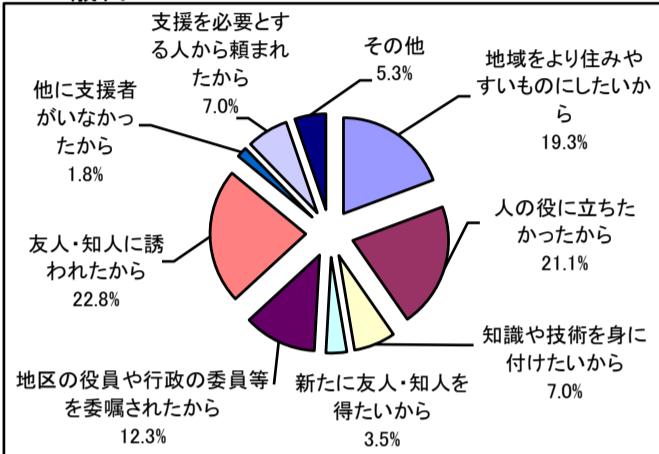
女



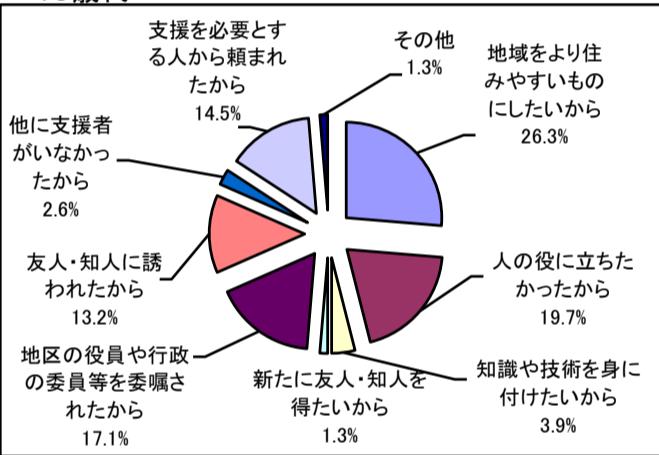
20歳代



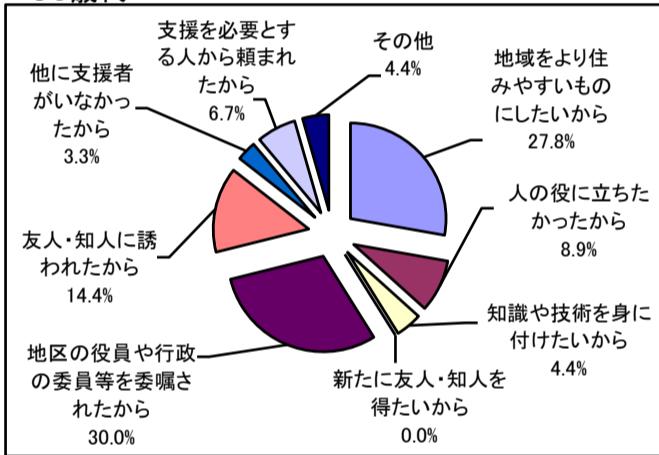
30歳代



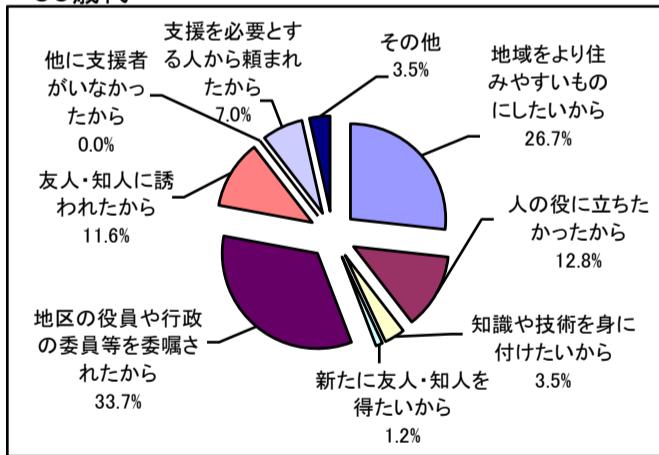
40歳代



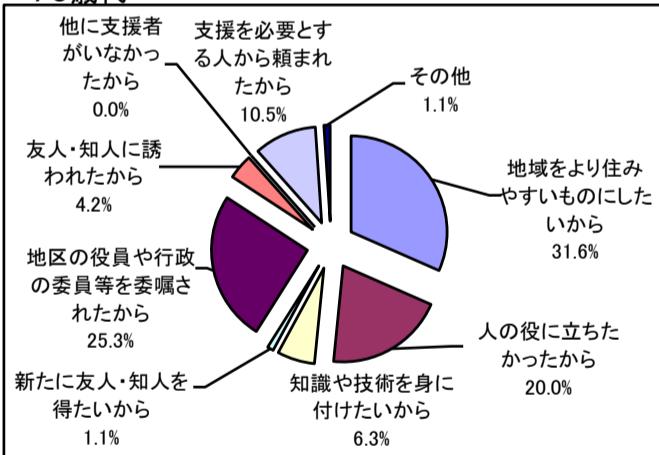
50歳代



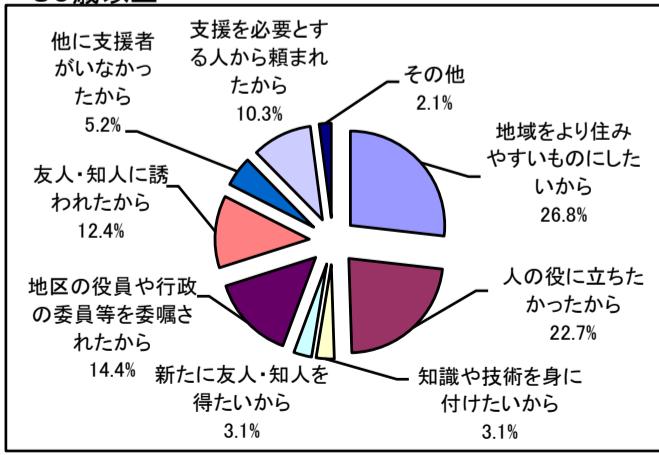
60歳代



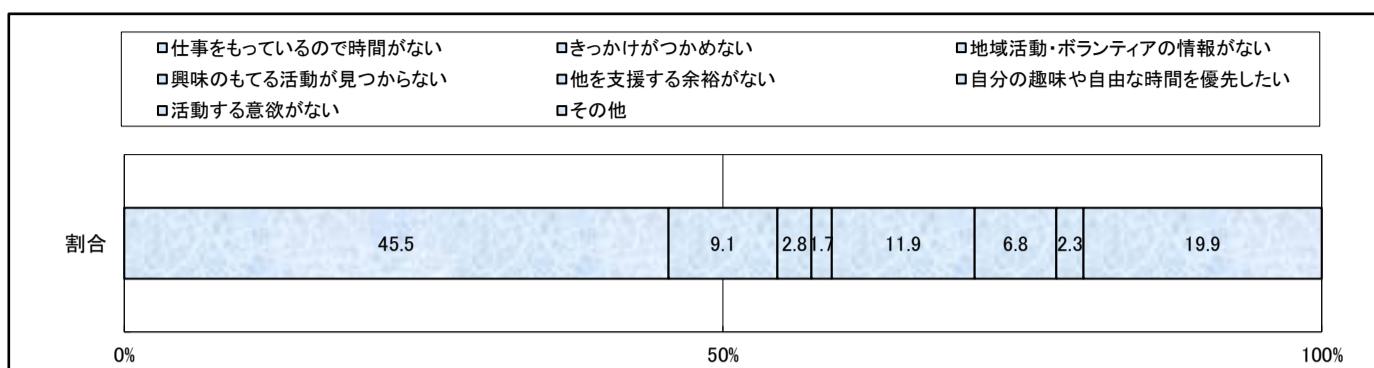
70歳代



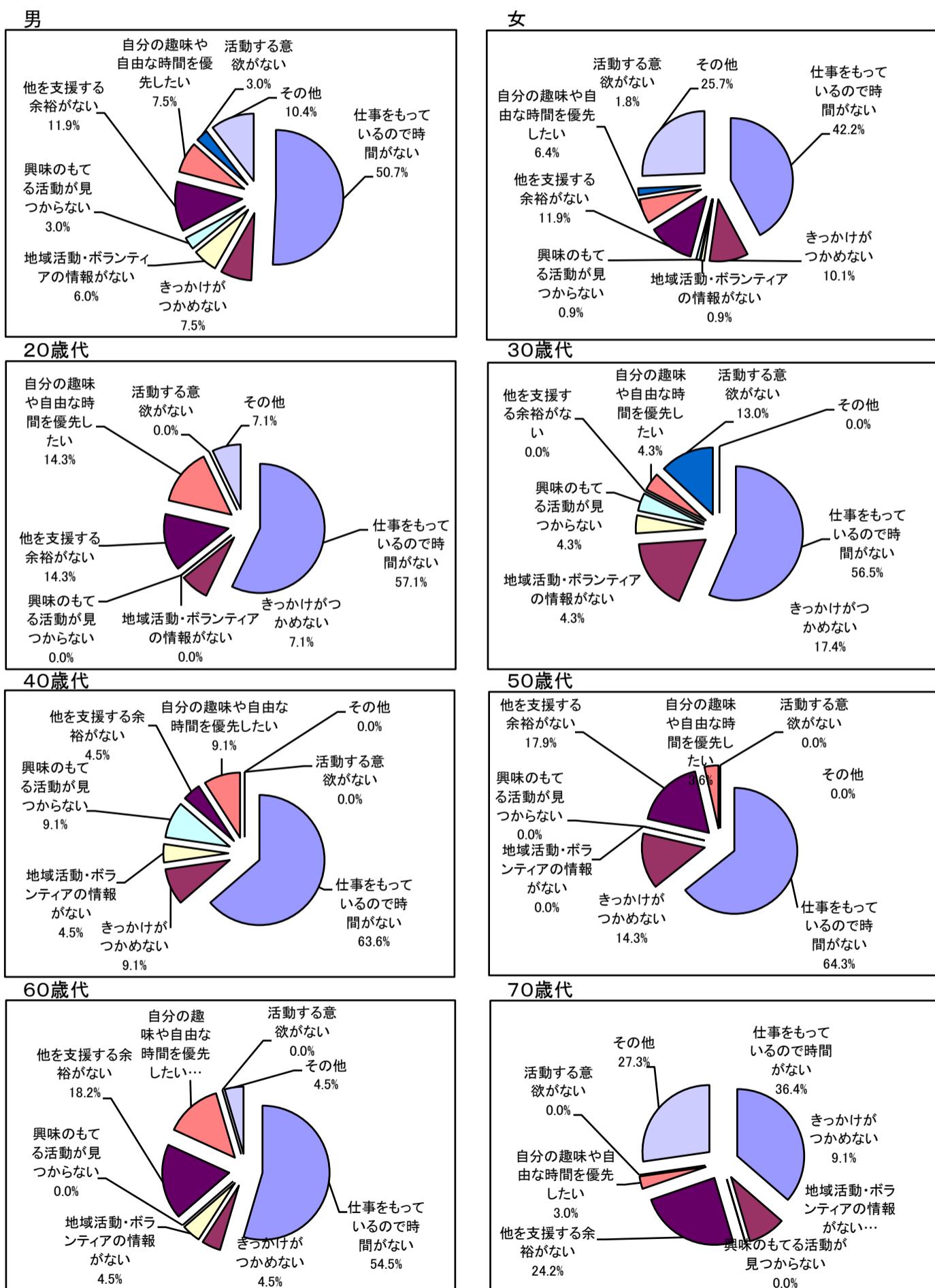
80歳以上



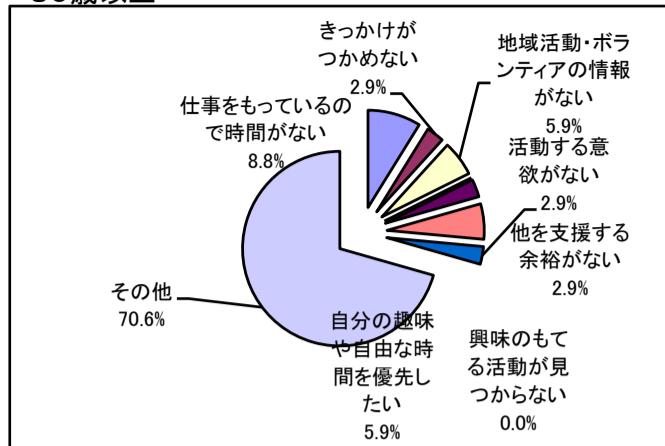
問26 あなたが地域活動・ボランティア活動をしない理由は何ですか（最もちかいものひとつ）



※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載



## 80歳以上

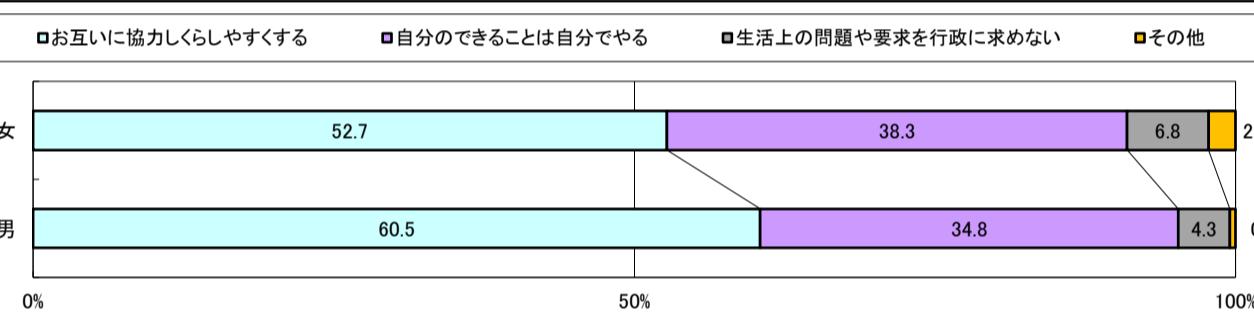


問27 地域活動・ボランティア活動について、あなたの考えに近いものを選んでください（最もちかいものひとつ）

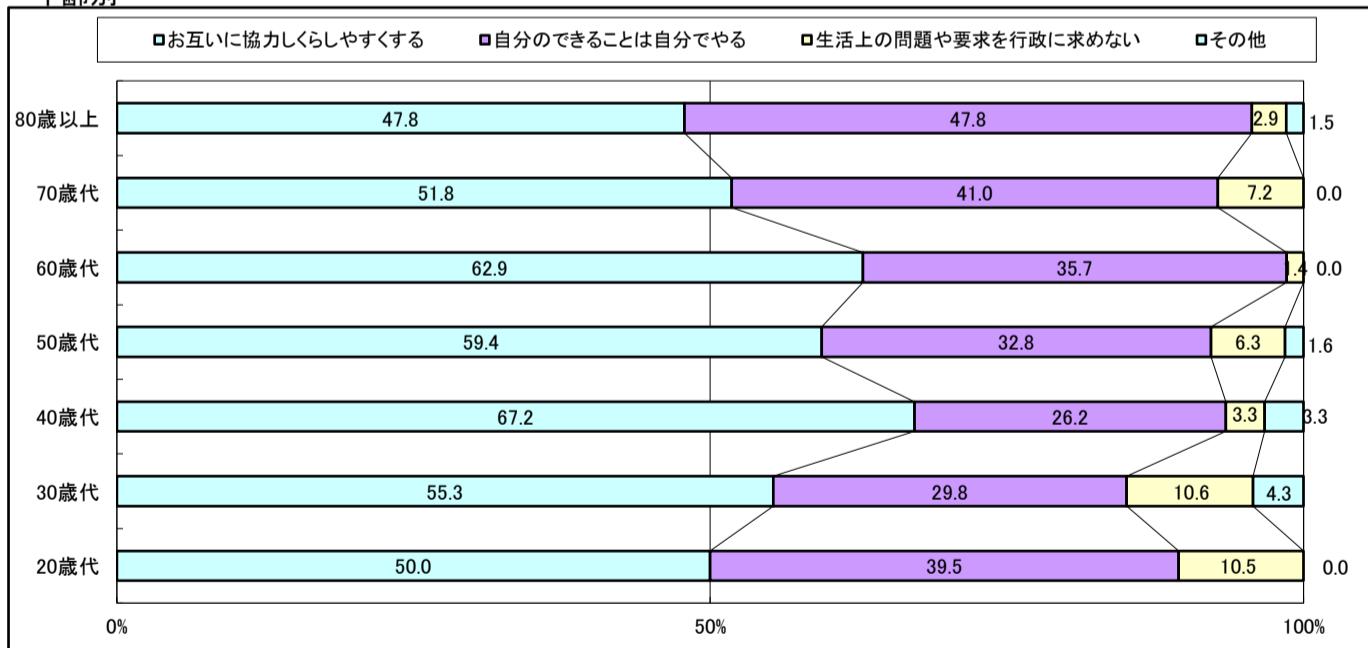


※その他 88~92各問のその他、自由記載(●ページ)に記載

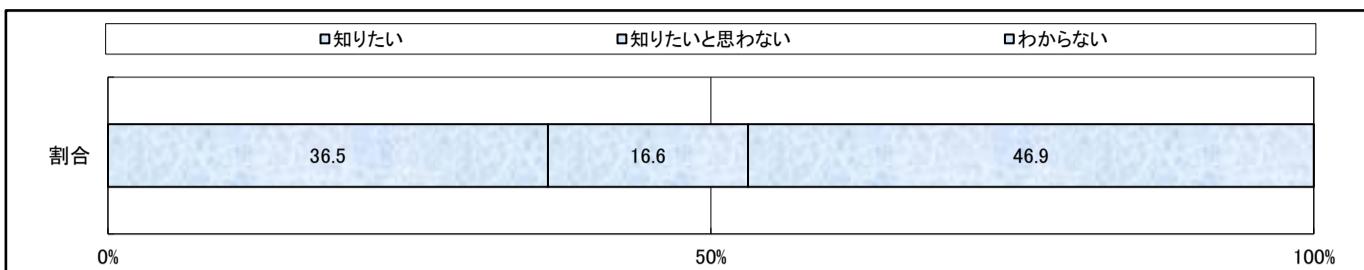
## 男女別



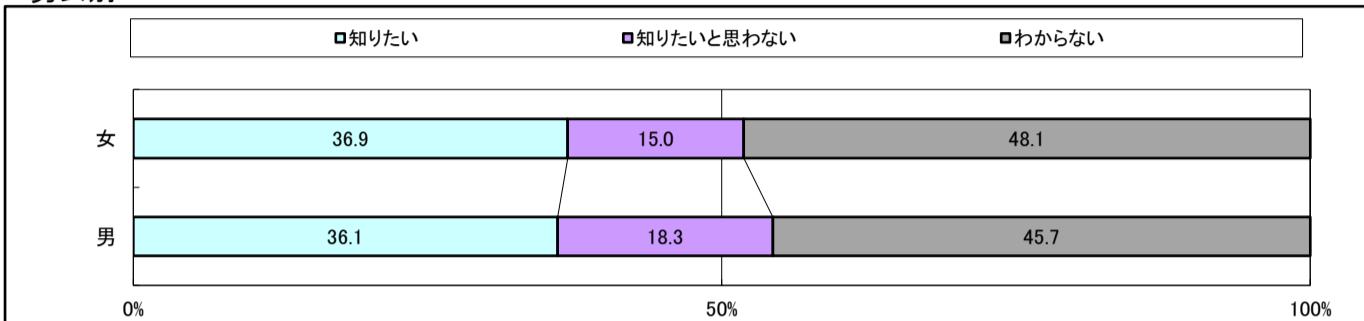
## 年齢別



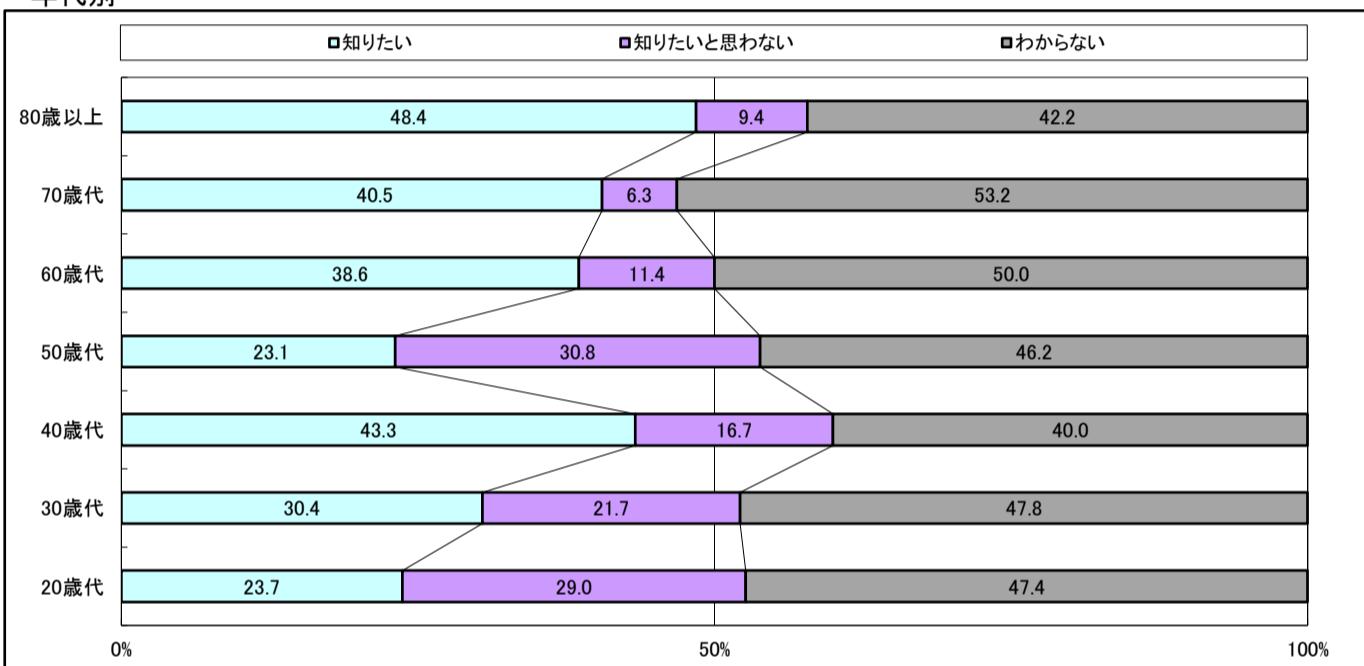
問28 あなたは、保健福祉に関するボランティア団体の活動や情報を知りたいですか。



男女別

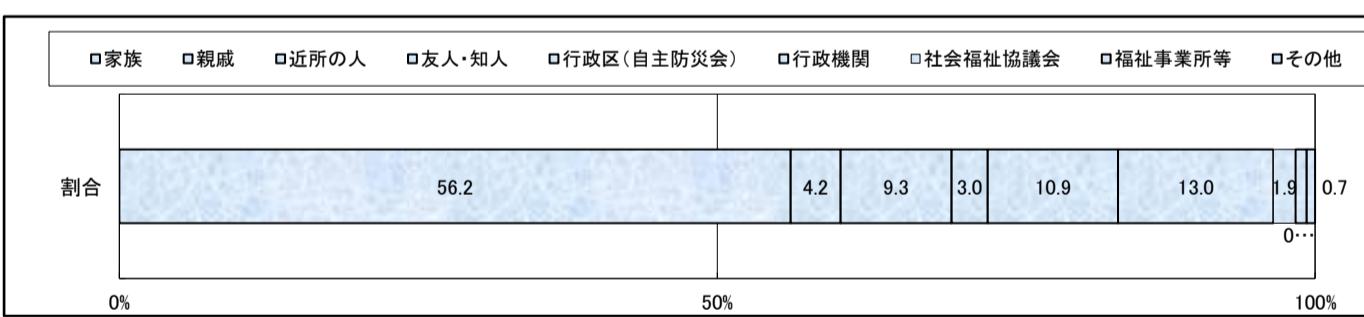


年代別



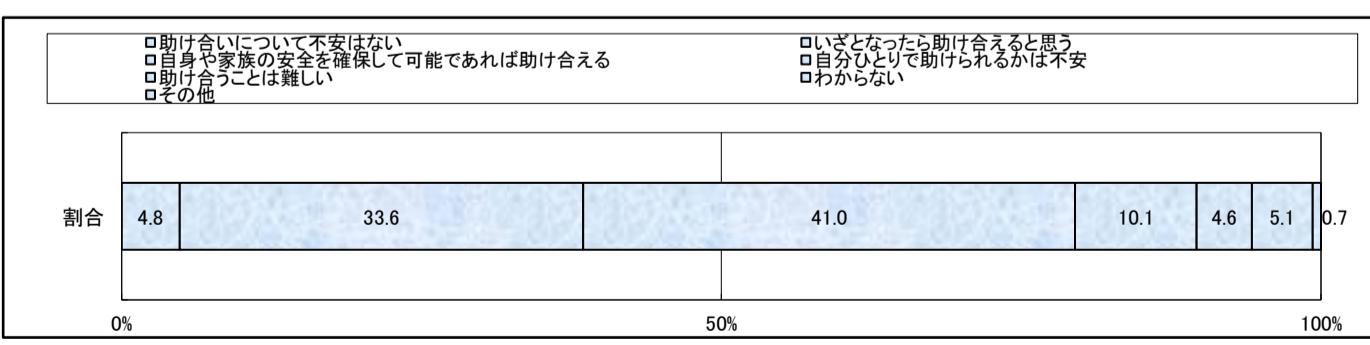
○ 安心・安全な暮らしについて

問29 あなたは、災害が起きた場合の生活で誰を頼りにしますか。



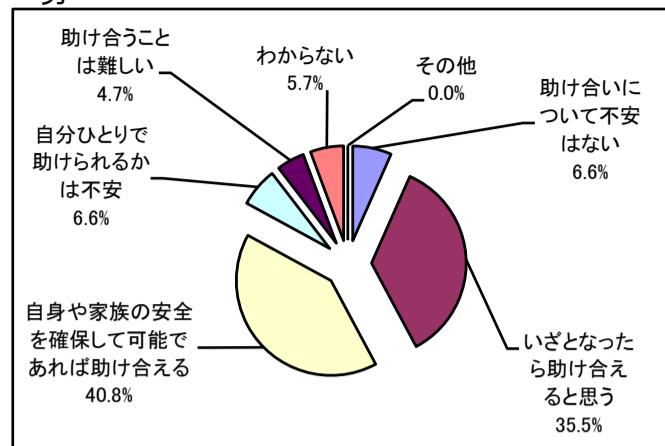
※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載

問30 災害が起きた場合、近隣や地域に暮らす災害時要援護者(高齢者や障がいのある方、乳幼児のいる家庭など、支援が必要な方)について、あなたはどうのように行動することができると思いますか。(最もちかいものひとつ)

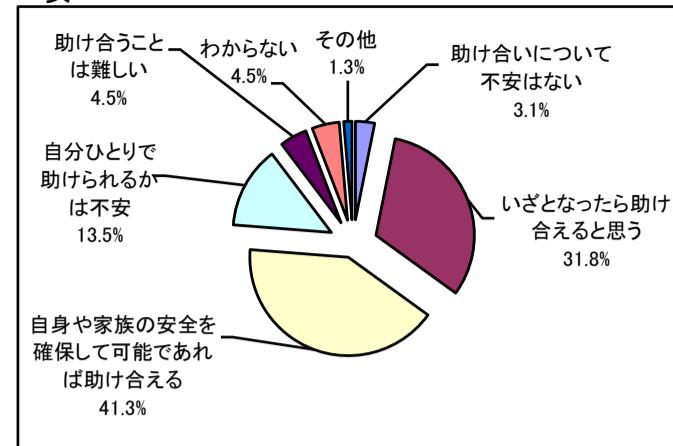


※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載

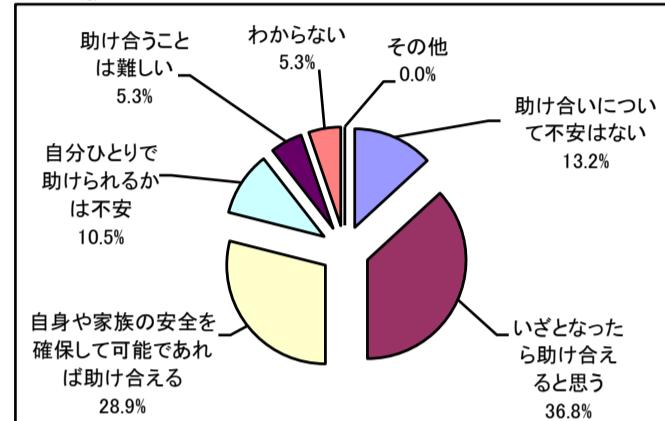
男



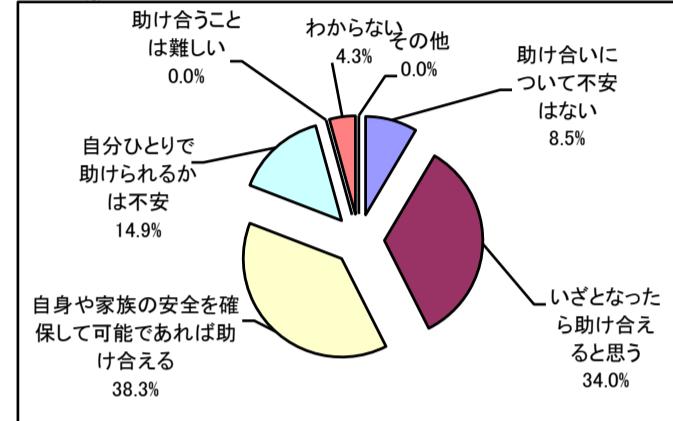
女



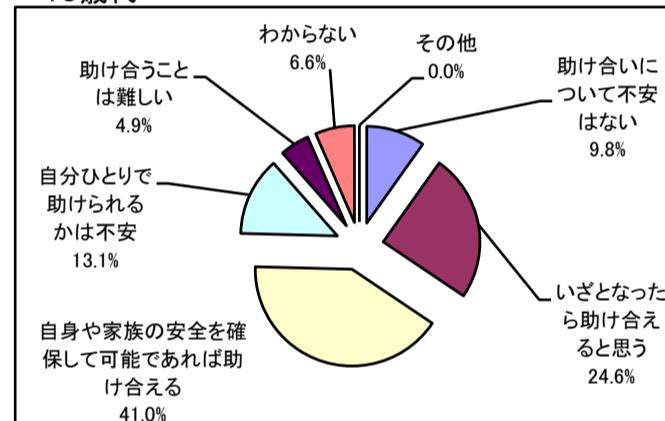
20歳代



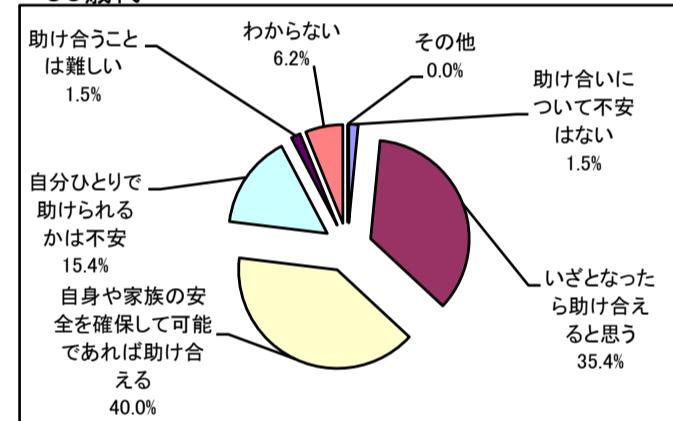
30歳代



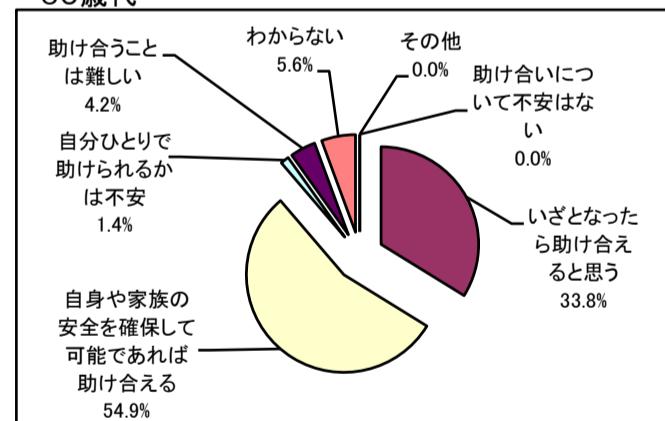
40歳代



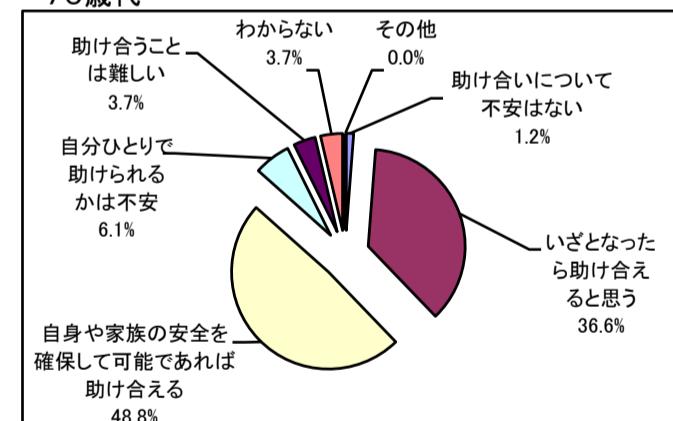
50歳代



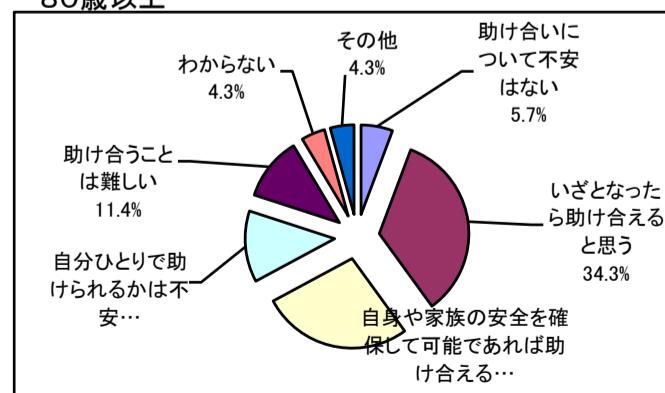
60歳代



70歳代

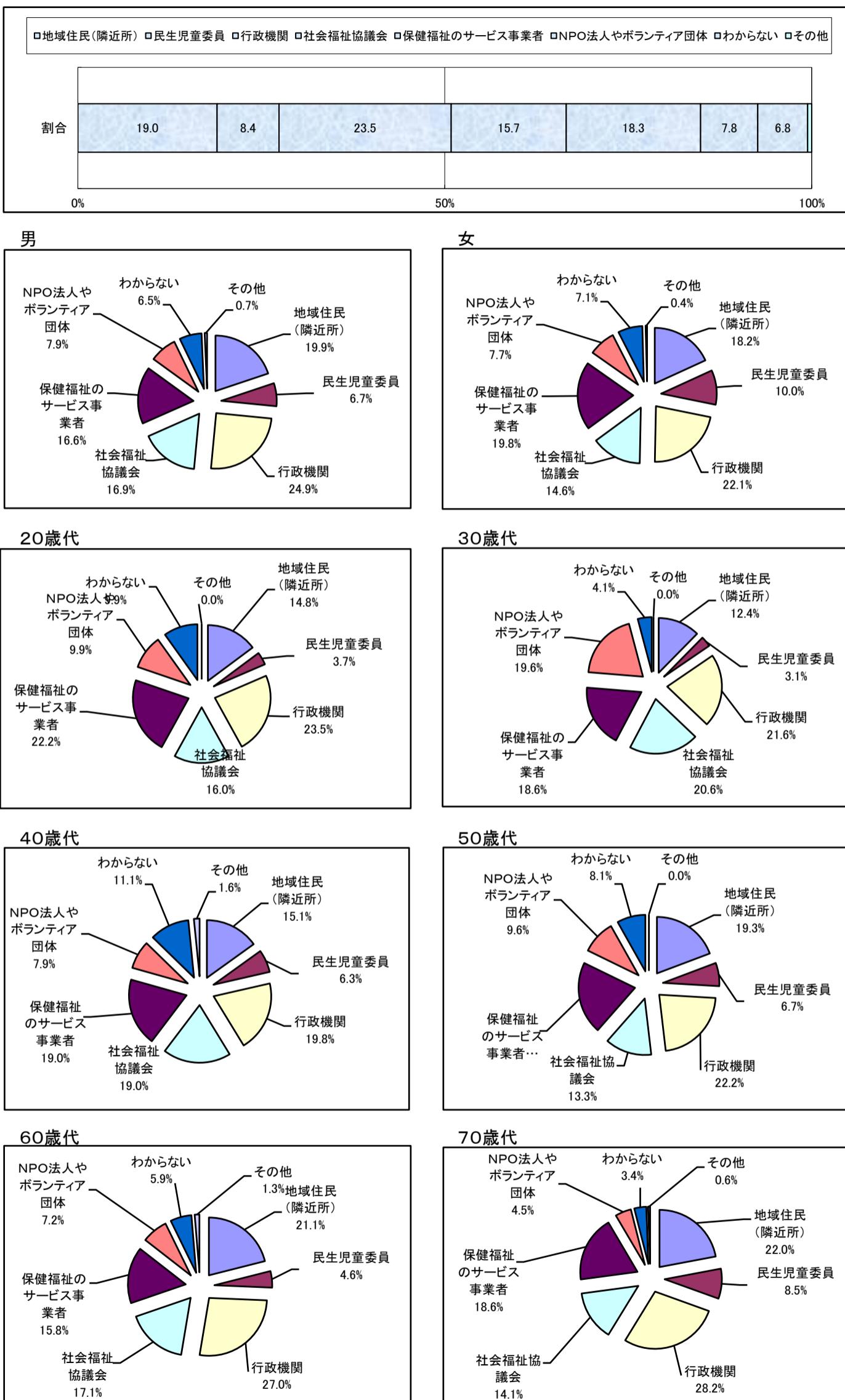


80歳以上

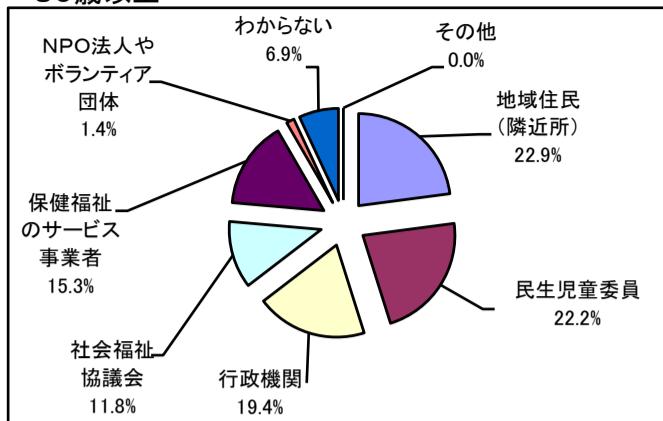


○ これからの福祉環境について

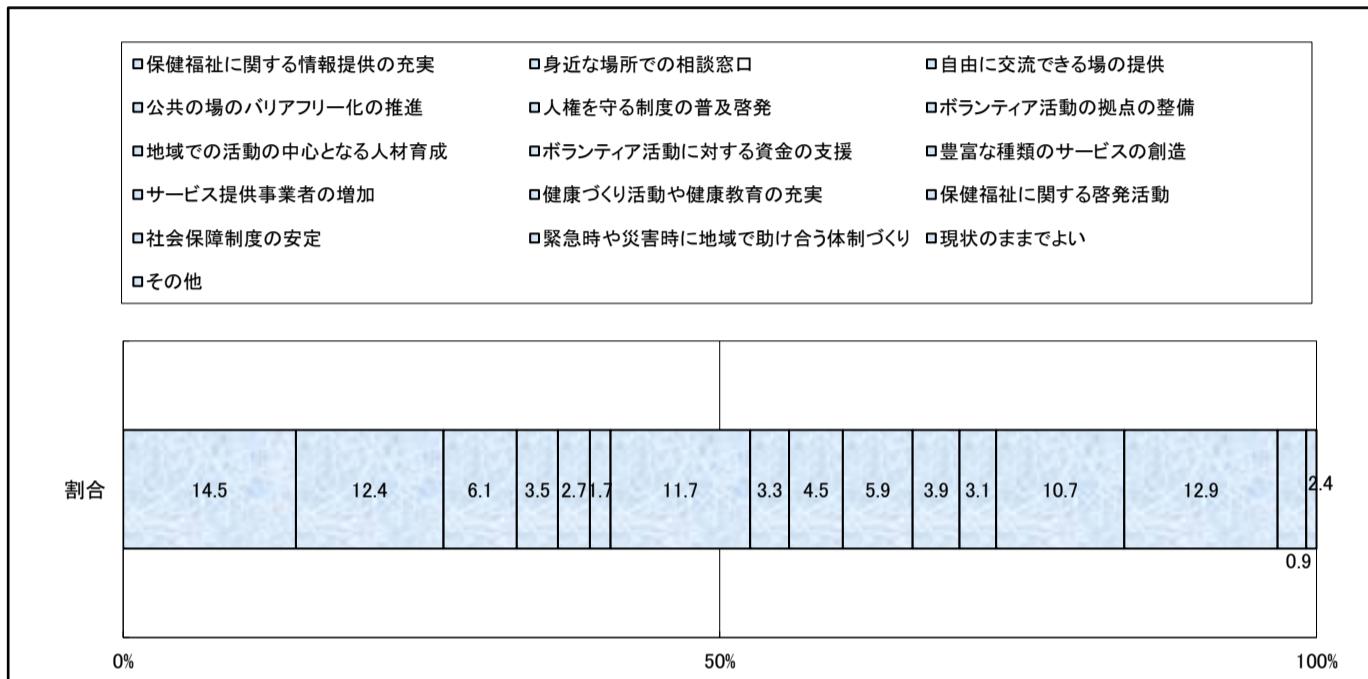
問31 あなたは、これからの福祉の担い手として、家族以外にどのような人や団体がふさわしいと考えますか(3つまで)



## 80歳以上

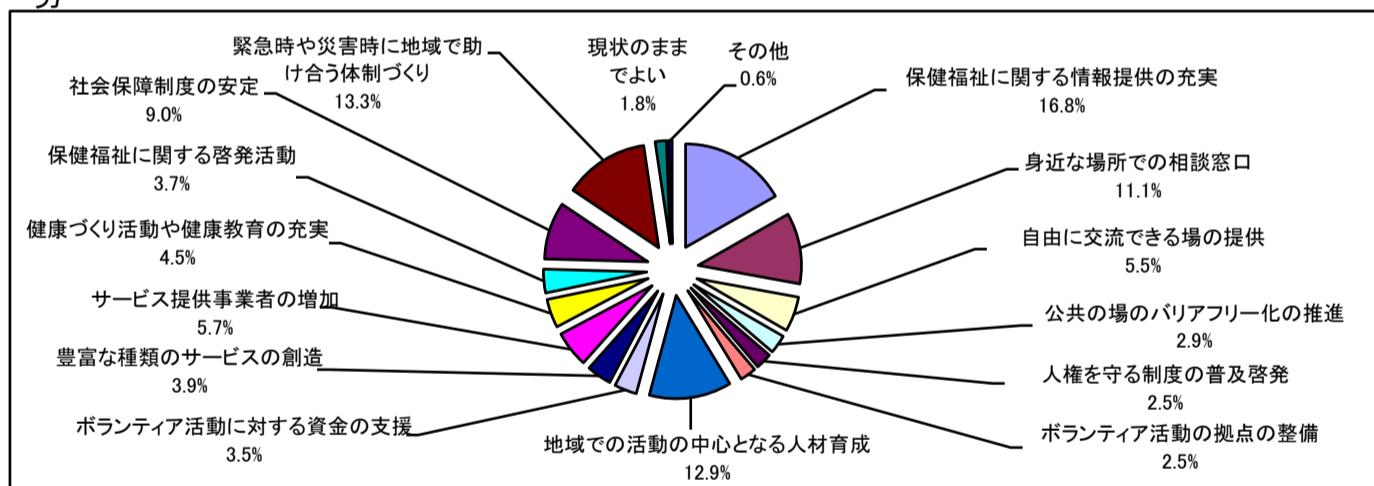


問32 あなたは、町の保健・福祉施策として、どのような取り組みが重要と考えますか（5つまで）

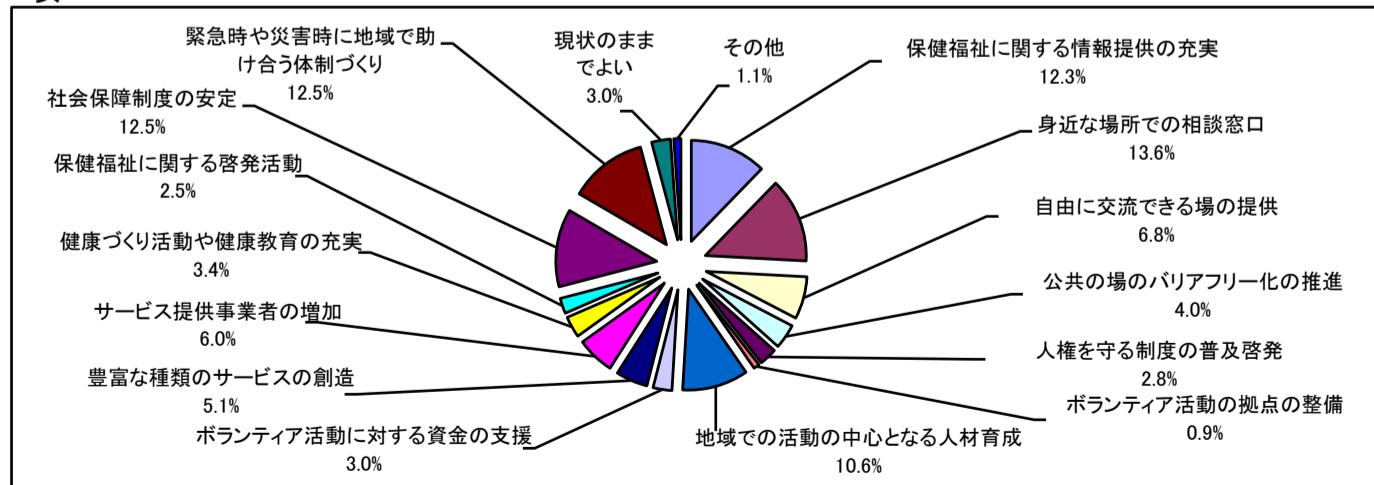


※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載

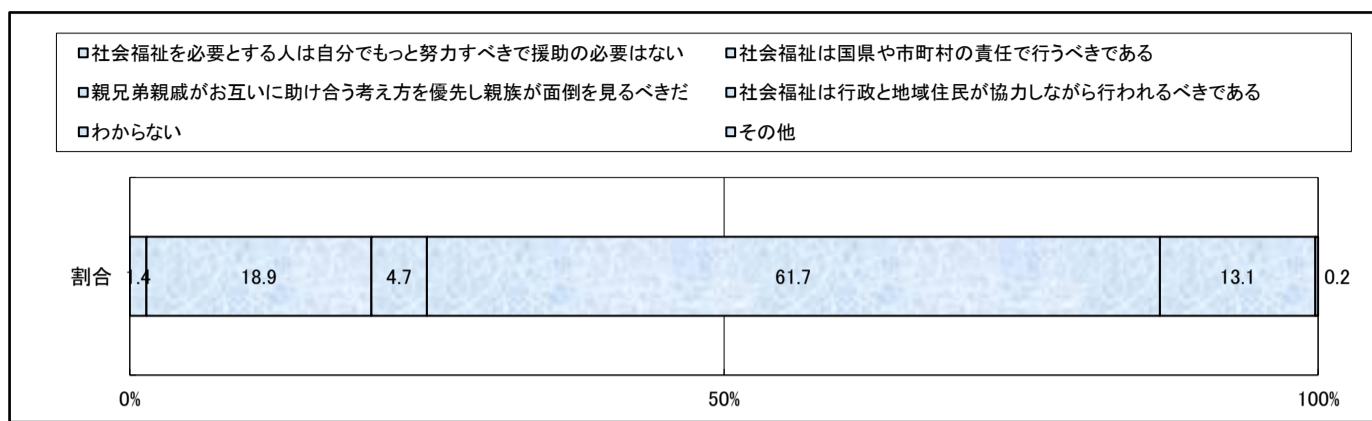
## 男



## 女

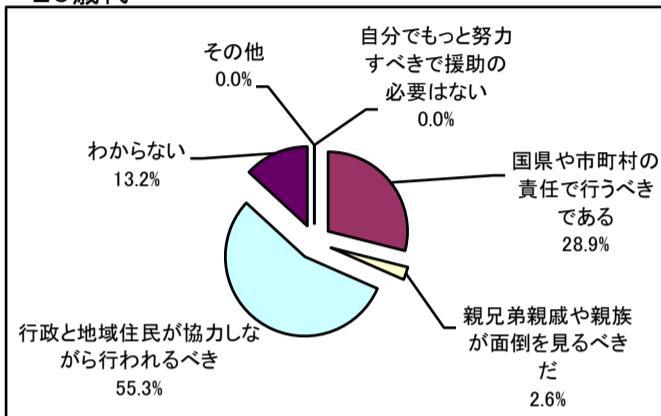


問33 社会福祉のあり方について、あなたの考え方にもっとも近いものを選んでください

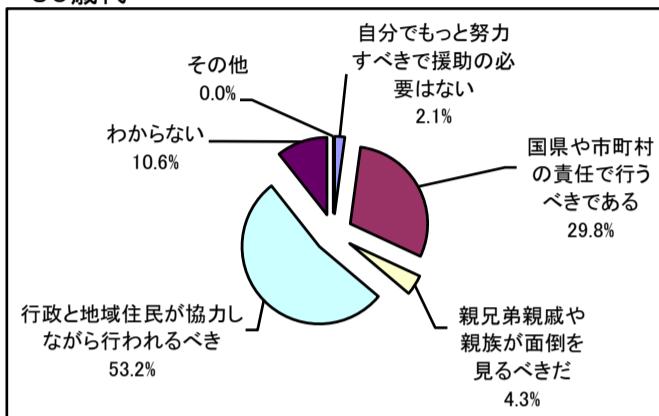


※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載

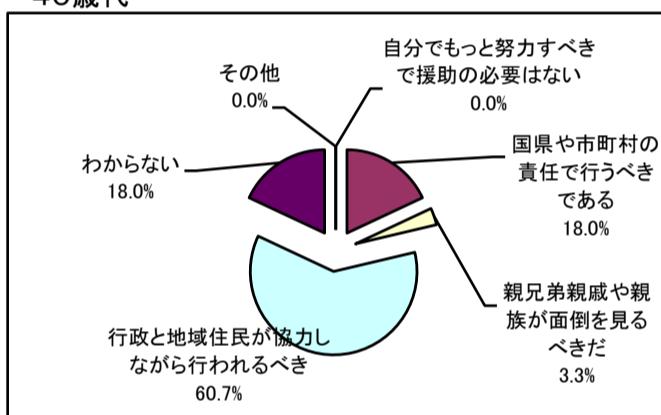
20歳代



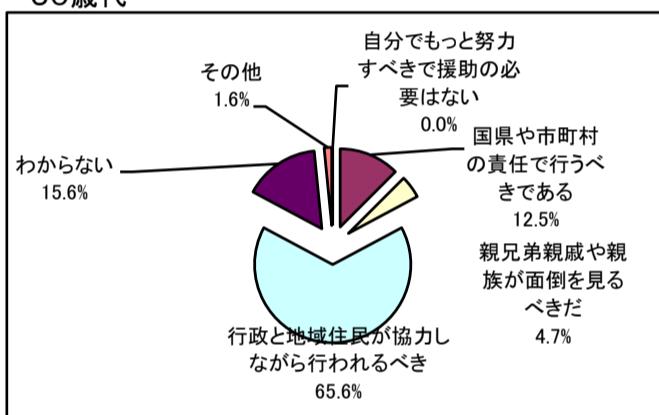
30歳代



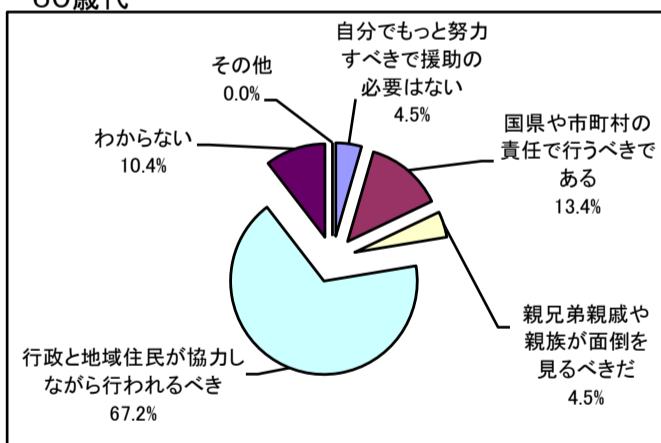
40歳代



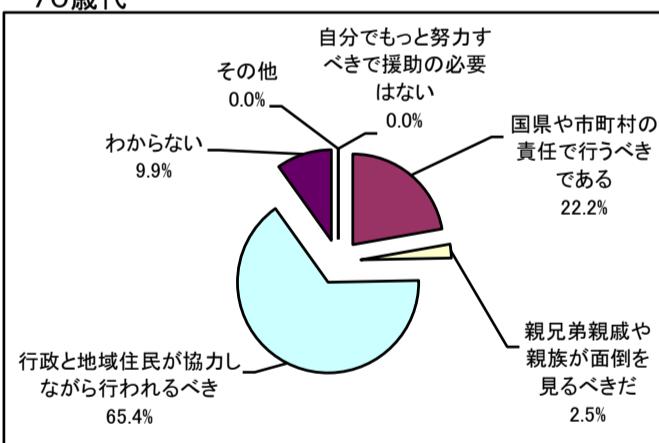
50歳代



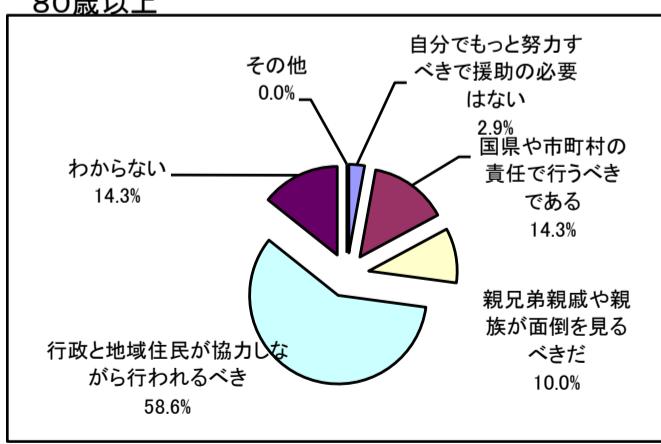
60歳代



70歳代

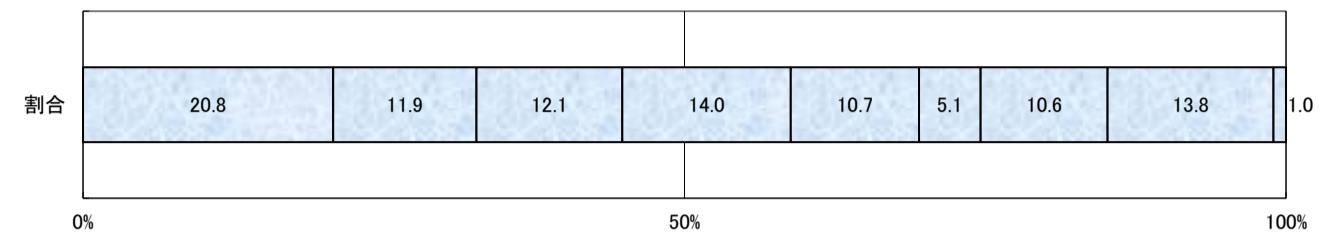


80歳以上



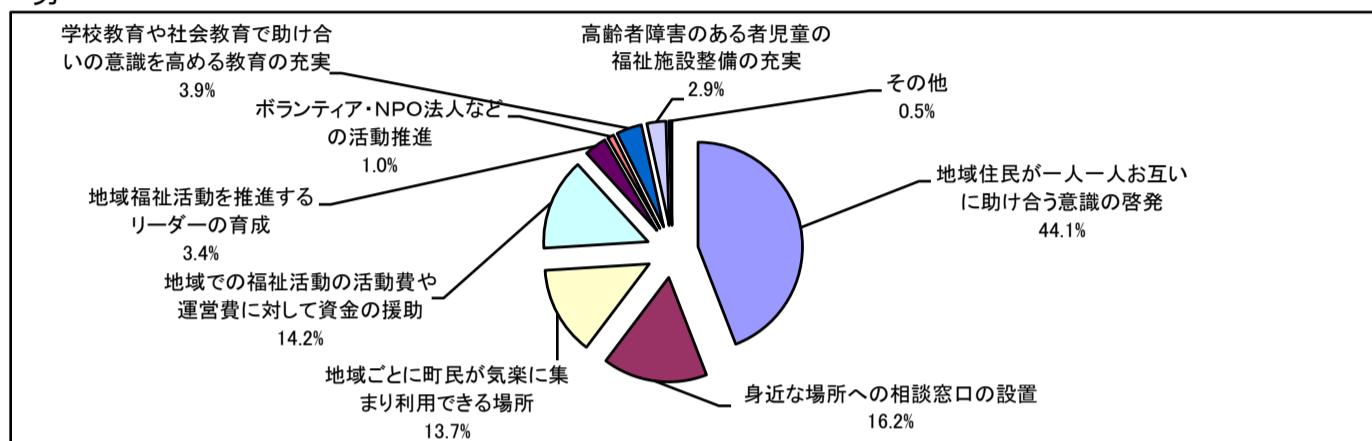
問34 地域福祉を推進するためには今後何が必要ですか（3つまで）

- |                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| □地域住民が一人一人お互いに助け合う意識の啓発     | □身近な場所への相談窓口の設置            |
| □地域ごとに町民が気楽に集まり利用できる場所      | □地域での福祉活動の活動費や運営費に対して資金の援助 |
| □地域福祉活動を推進するリーダーの育成         | □ボランティア・NPO法人などの活動推進       |
| □学校教育や社会教育で助け合いの意識を高める教育の充実 | □高齢者障害のある者児童の福祉施設整備の充実     |
| □その他                        |                            |

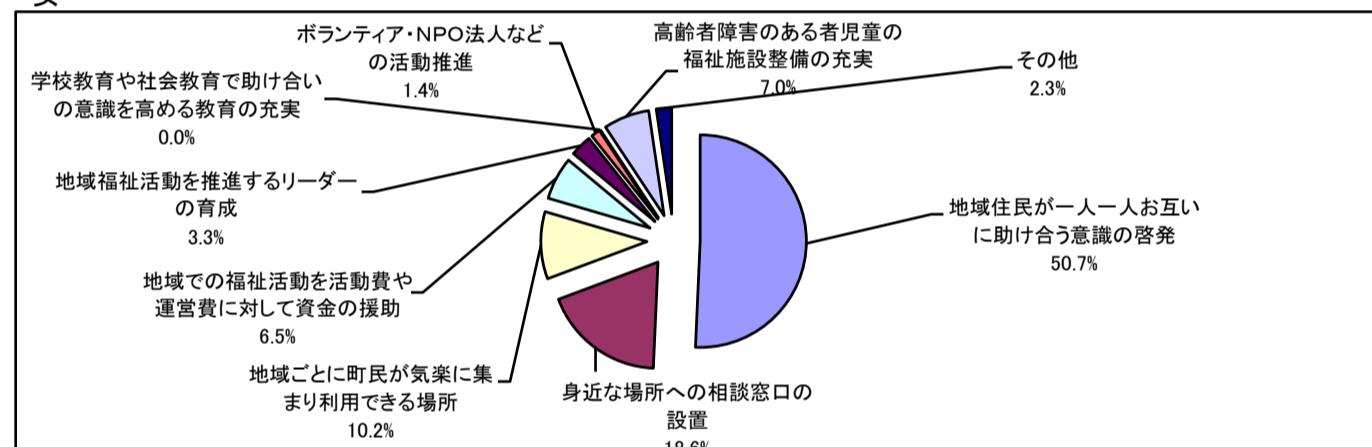


※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載

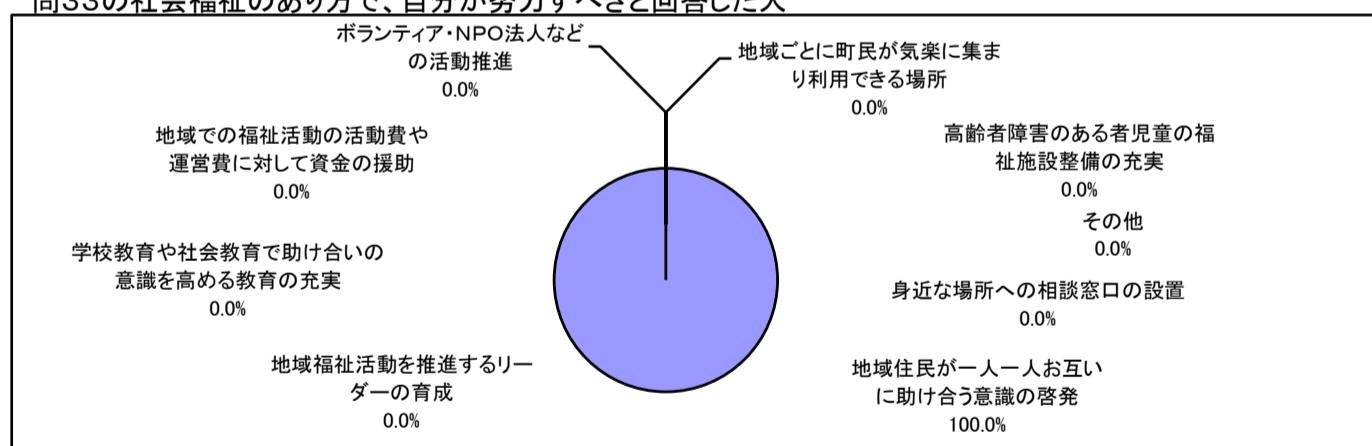
男



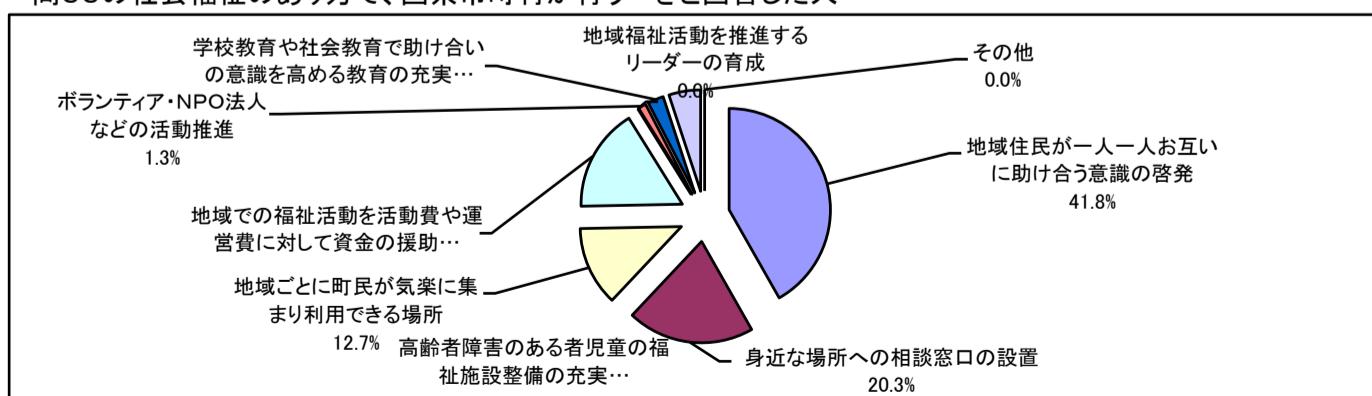
女



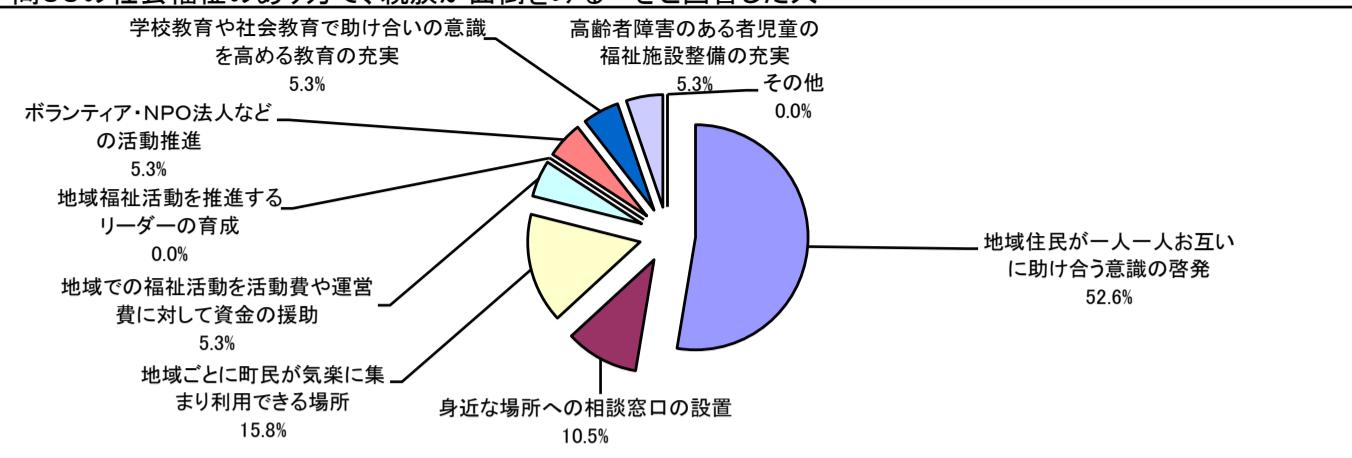
問33の社会福祉のあり方で、自分が努力すべきと回答した人



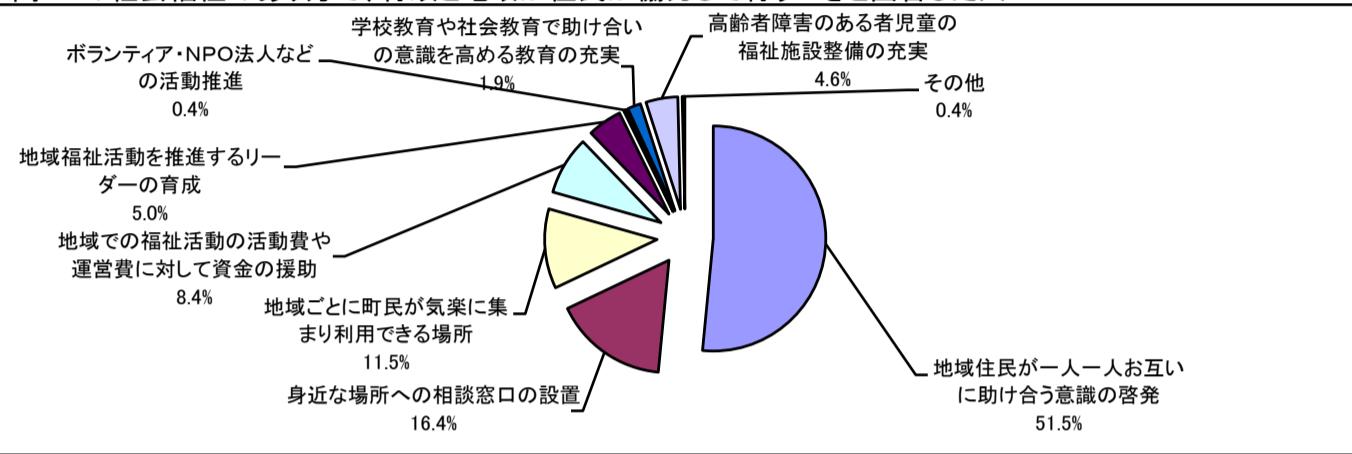
問33の社会福祉のあり方で、国県市町村が行うべきと回答した人



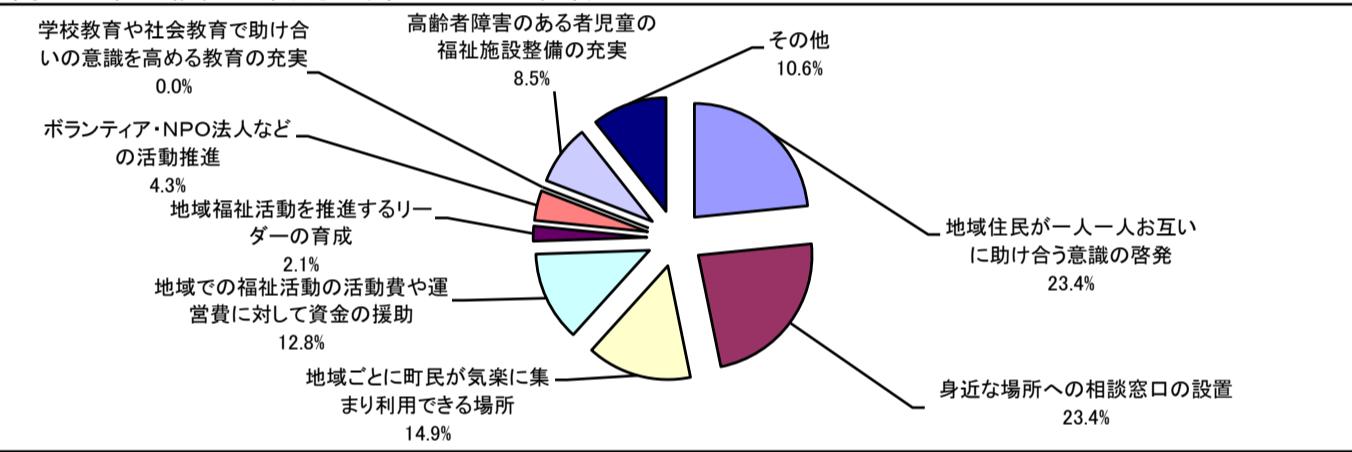
問33の社会福祉のあり方で、親族が面倒をみるべきと回答した人



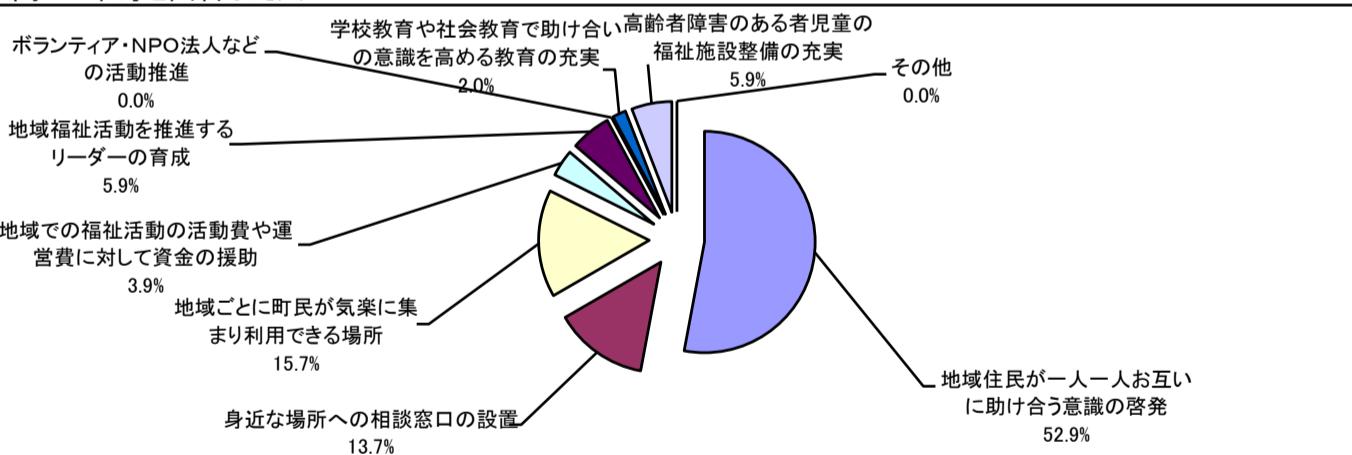
問33の社会福祉のあり方で、行政と地域が住民が協力して行うべきと回答した人



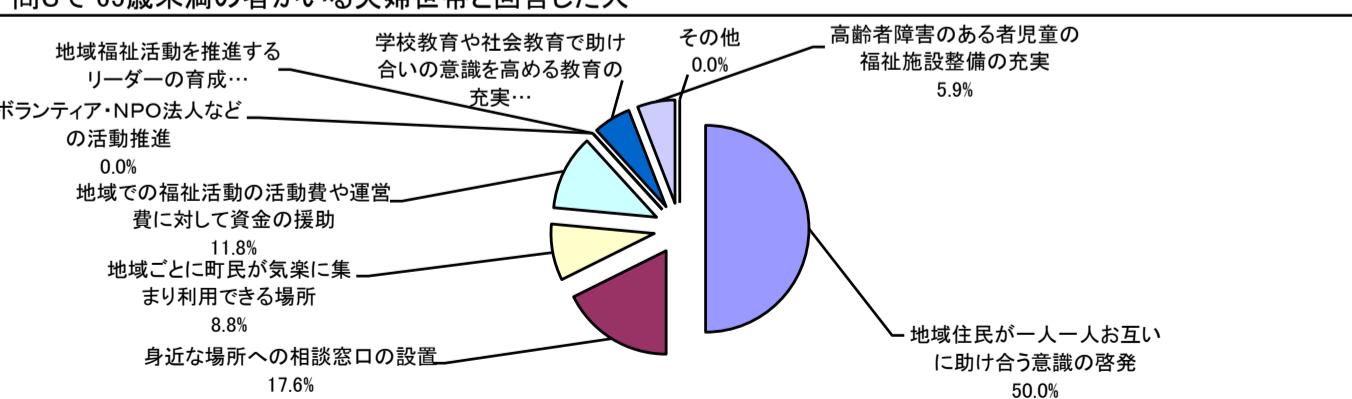
問33の社会福祉のあり方で、わからないと回答した人



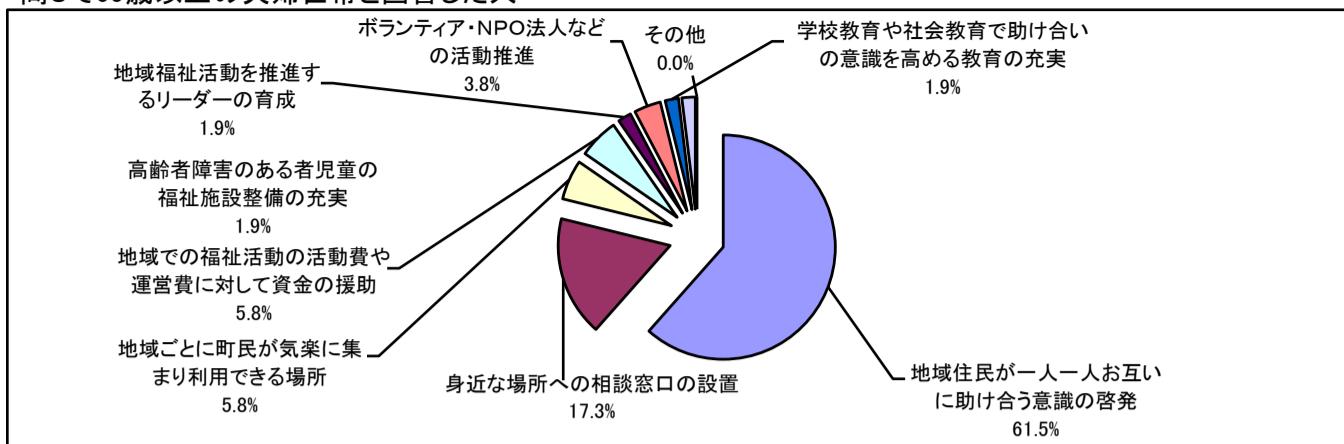
問3で単身と回答した人



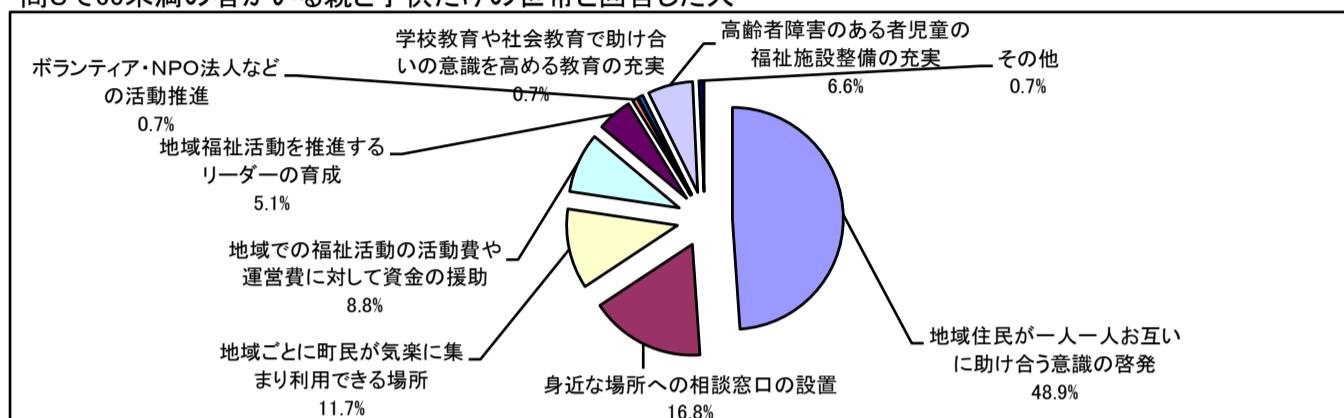
問3で 65歳未満の者がいる夫婦世帯と回答した人



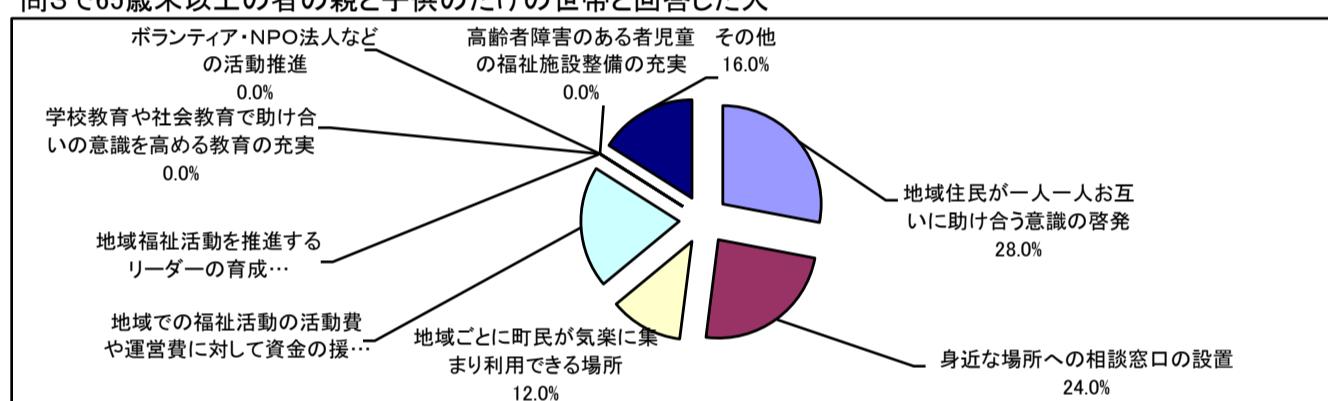
問3で65歳以上の夫婦世帯と回答した人



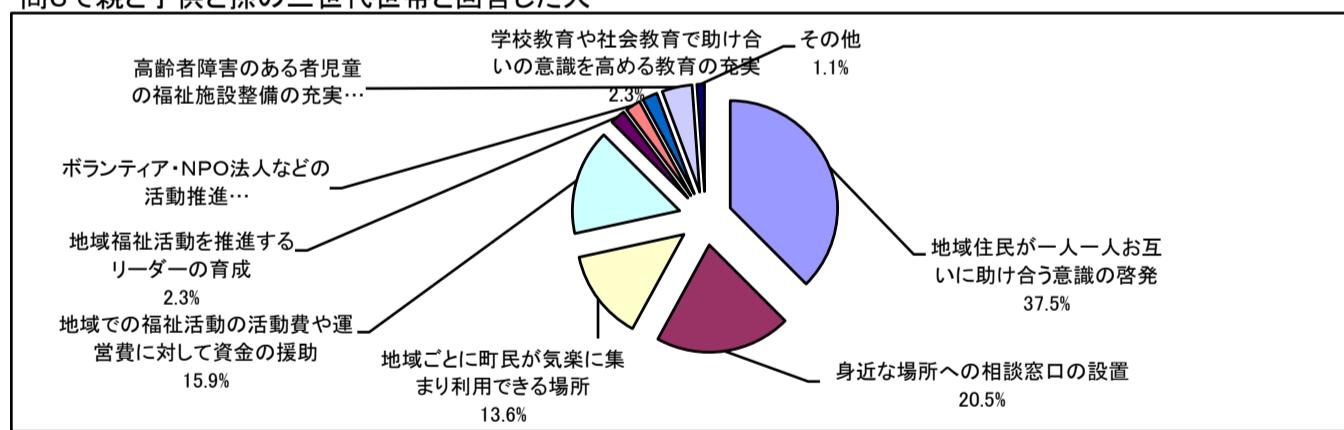
問3で65未満の者がいる親と子供だけの世帯と回答した人



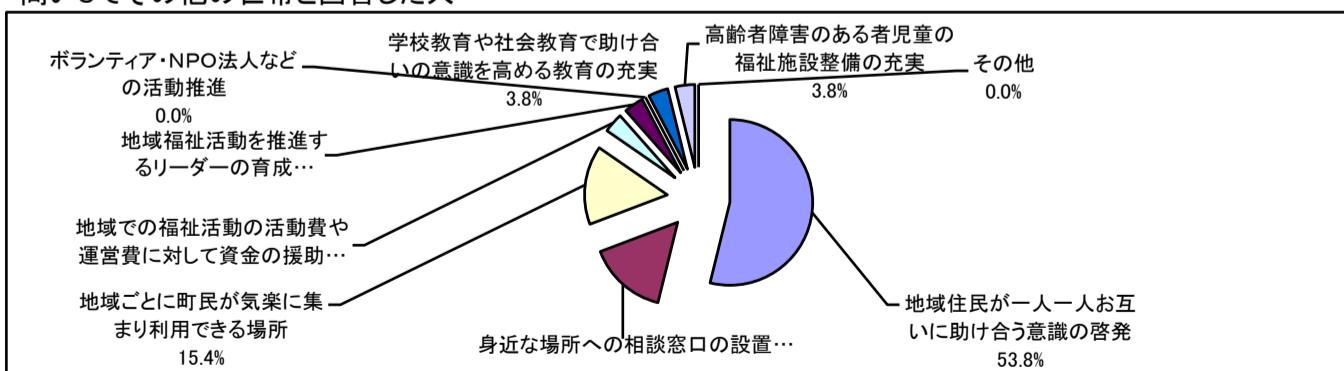
問3で65歳未以上の者の親と子供のだけの世帯と回答した人



問3で親と子供と孫の三世代世帯と回答した人



問い合わせ3で他の世帯と回答した人



問35 その他、地域福祉に関する意見・要望などありましたら教えてください。

※その他 88~92ページ■各問のその他、自由記載に記載

## 用語の解説

五十音	用語	解説
あ行	エンディングノート	自分自身に万一のことがあったときに備えて、自分に関するさまざまな情報をまとめておくノート。
	共助	共に助け合うということ。
	権利擁護	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人について、生活や財産を守ったり、契約を代わりに行うことを法律的に支援する制度。
	互助	地域の生活課題を解決し合う住民の相互行為。また、生活課題に対する共感体験及び互いに地域の生活課題を補おうとする自発的な意識を住民が持つこと。
	公助	市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助。
	個別避難計画	災害時に自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障がい者等が、どのような避難行動をとればよいのかについて作成した個別の計画。
か行	孤立死	家族や近隣住民との関わりが希薄で、社会から孤立した状態で誰にも看取られることなく亡くなること。
	児童福祉司	子どもや保護者の相談に乗り、彼らが抱えている問題の解決を手助けする人々。公的機関である児童相談所に所属。
	社会福祉士	心身に障がいのある方や、生活困窮者など日常生活を営むのに支障のある方、介護を必要とする高齢者などの相談にのったり、必要な福祉・医療サービスの提案や調整をする。
	社会福祉主事	都道府県や市町村の福祉事務所に配置され、社会福祉によるサポートをする。
	自助	自分自身や家族の命と財産を守るために、自分や家族で防災に取り組むこと。
	市民後見人	市町村等が実施する養成研修を受講するなどして、成年後見人等として必要な知識を得た一般町民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方。
	自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織。
	成年後見制度	認知症や知的障がいなどの精神疾患が原因で自己判断能力が低下した方の財産を保護するために設けられた制度。
	自立支援	できる限り自分の意思や力で生活ができるようにサポートすること。
	重層的支援体制	市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施。
さ行	生活保護	世帯の収入だけでは、国が定める保護基準（最低生活費）に満たない場合に、受けられる。

さ行	生活困窮	貧乏で生活が苦しいこと。 解決策が見出せず困ること。
	制度の狭間	公的福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題が生じている状態。
	生前契約	適切な判断力が無くなったときや自身の死後に、身元引取や財産の管理を任せせる制度。
た行	ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。
	地域福祉計画	市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画。
	地域包括ケアシステム	それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。
	出前講座	学校の授業などに主に市町村職員が出向いて、役所の仕事やまちづくりのことなどのお話しをする。
な行	ノーマライゼーション	高齢者や障がい者などを排除するのではなく、健常者と同等に当たり前に生活できるような社会こそが、正常（ノーマル）な社会であるという考え方。
は行	8050 問題	80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題。
	避難行動要支援者	災害時または災害の発生のおそれがある時に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする者。
	普通交付税・特別交付税	全国一律の基準により算定された財源不足額に対して交付される普通交付税と災害等の特別の財政需要に対して交付される特別交付税。
	包括的相談支援体制	小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。
ま行	無縁社会	身寄りが全くない、親戚がいても 10 年以上関わっていないなど、自分に何かあった時に頼れる縁を持たず孤立している人が増えている社会現象。
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18 歳未満の子ども。

令和6年3月発行

---

発行 西和賀町

編集 西和賀町健康福祉課

住所 〒029-5692 西和賀町沢内字太田2地割81番地1

電話 0197-85-3412（直通） FAX 0197-85-2119